

子となつたとき。

同條第二項中「後順位者」を「同順位者がなくて後順位者」に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 遺族年金を受ける者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がなくるときは次順位者の申請により、所在不明中その者の受くべき年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に、これを支給する。

第五十一條に次の一号を加える。

五 組合員であつた期間二十年以上の者が退職年金の支給を受けることなくして死亡した場合において、遺族年金の支給を受くべき遺族がないとき。

第五十二條に次の一号を加える。

五 前條第五号に該当する場合においては、その組合員が死亡のときにおいて退職したとすれば受けるべきであつた退職年金の額の六年分

「第四章 福祉施設」を「第四章 福祉施設及び共済組合連合会」に改める。

第六十三條に見出しとして「(福祉施設)」を加え、同條第二項中

員の俸給から掛金に相当する金額を控除して、その金額を組合員に代りその掛金としてその所属する組合に拂い込まなければならぬ。

第六十九條第一項第一号中「保険給付」を「保健給付」に改め、同條に次の一項を加える。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により組合に國庫負担金を支拂う場合において、組合員の推定数に基いて概算拂をすることができ、この精算は、当該会計年度末において組合員の実数に基いて行われるものとする。

第七十條を次のように改める。

第七十條 削除

第七十二條を次のように改める。

(審査会)

第七十二條 審査会は、連合会にこれを置き、前條第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。但し、命令で定める組合にあつては、その組合ごとにこれを置くことができる。

第七十三條第二項を次のように改める。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各々三人とし、連合会に置かれる審査会にあつては大藏大臣が、前條但書の規定により組合に置かれる審査会にあつては当該審査会の置かれる組合を代表する各省各廳の長が、それぞれこれを委嘱する。

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

「組合が、前項」を「組合が前條」に改め、同項及び同條第三項を第六十三條の二第一項及び第二項とし、第六十三條の二に見出しとして「(共済組合連合会)」を加える。

第六十四條第三項中「國庫が拂い込む負担金(第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要するものを除く。)」を「第六十九條第一項第一号に規定する負担金」に改める。

第六十四條の次に次の一條を加える。

第六十四條の二 連合会に加入している組合は、退職給付、廢疾給付及び遺族給付の支給に関する事務を、連合会に委託することができる。

2 前項の規定により事務を委託した組合は、退職給付、廢疾給付及び遺族給付に要する費用並びにその事務に要する費用を第六十八條の二又は第六十九條第一項の規定による拂込があるごとに、連合会に拂い込まなければならない。

第六十五條第一項に次の一号を加える。

七 給付に関する事項

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 第七條から第十一條までの規定は、連合会に、これを準用する。この場合において、第七條中「各省各廳の長」とあるのは「大藏大臣」と、「大藏大臣の承認を受けて、その各省各廳」とあるのは「大藏省」と読み替へるものとする。

第六十八條の次に次の一條を加える。

第六十八條の二 組合員の俸給支給機関は、毎月俸給支給の際組合

第七十五條第二項中「組合」を「組合員」に改める。

第七十六條中「会長の許可を受けて」を削る。

第七十八條第二項中「組合」を「連合会又は組合」に改める。

第七十九條を次のように改める。

第七十九條 審査会の委員及び第七十七條の規定により出頭を命じた関係人等の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第八十一條中「命令で指定する組合の組合員で船員保險の被保險者であるもの(以下船員たる組合員という。)」を「船員たる組合員」に改める。

第八十二條第一号中「命令で指定する組合の」を削る。

第八十三條中「指定」を「規定」に改める。

第八十三條の次に次の一條を加える。

第八十三條の二 國庫は、船員たる組合員に対する船員保險法に規定する給付に相当する給付に要する費用については、同法に規定する國庫の負担及び船舶所有者の負担と同一割合によつて算定した金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

第八十六條第一項中「又は地方公共団体の事務所に使用される者」を「地方公共団体の事務所に使用される者及び公立学校の職員(以下地方職員という。)」に、同條第二項を次のように改める。

2 地方職員に対するこの法律の適用については、この法律中「職員」とあるのは「地方職員」と、第七條中「各省各廳の長」とあるのは

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

「地方公共団体の長又は都道府県教育委員会」と、「大蔵大臣の承認を受けて、その各省各廳」とあるのは「その地方公共団体」と、第十九條、第六十八條第二項及び第六十八條の二中「俸給」とあるのは「俸給に相当する給與」と、第六十九條第一項及び第八十三條の二中「國庫」とあるのは「地方公共団体」と、第六十九條第一項及び第八十三條の二中「各省各廳の長」とあるのは「地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

同條第三項を削る。

第九十二條中「で國庫から報酬を受ける者以外の者については都道府県又は市町村を」とについては地方公共団体に改める。

第九十四條を次のように改める。

(退職給付等の経過措置)

第九十四條

退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定は、当分の間、左に掲げる者には適用しない。

一 恩給法の適用を受ける者(恩給に相当する給付に関する地方公共団体の條例の規定の適用を受ける者を含む。)

二 六月以内の期間を限つて使用される者

2 退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員が前項第一号に該当するに至つたときは、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける組合員たる期間二十年に至るまで運営規則の定めるところにより、なお、これらの給付に関する規定の適用を受ける組合員となることができ。

3 國庫は、前項の規定の適用を受ける組合員に対する第六十九條

第一項第二号に掲げる費用を負担しない。

第九十四條の次に次の一條を加える。

第九十四條の二

この法律施行の際、旧組合に関する従前の法令の規定により退職年金、廃疾年金又は遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受けていた者については、その給付は、第九十條の規定にかかわらず、この法律の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなす。

第九十五條を次のように改める。

第九十五條

この法律施行前の組合員であつた期間のうち退職給付、廃疾給付及び遺族給付に相当する給付に要する掛金を負担しなかつた期間(以下控除期間という。)を有する組合員に対する退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條第二項、第四十一條第二項又は第五十條第二項の規定により算定した額から左の各号によつて算定した額を控除した金額とする。但し、組合員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除しない。

一 退職年金にあつては、俸給日額の二・七日分(控除期間二十年をこえる部分については一・八日分)に控除期間(一年未満の端数は切り捨てる。)を乗じて得た額

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、俸給日額に、控除期間を組合員の期間とみなしその期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の四十五

第九十六條中「第九十四條」を「第九十四條第一項」に、「同條」を

「同項」に改める。

第九十八條中「その三分の一の者の任期」を「組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者の各々の三分の一の任期」に、「他の三分の一の者の任期」を「他の三分の一の任期」に改め、「それぞれ」の下に「大蔵大臣又は」を加える。

別表第六

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき	二月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
三 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき	
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき	一月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
三 住居又は家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき	
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	
一 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき	〇・五月
二 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

附則

1 この法律中第二條第二項の改正規定並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和二十四年六月一日から、第十六條、第八十一條、第八十二條、第九十四條第一項及び第九十六條の改正規定は、同年十月一日から、その他の規定は、公布の日から施行する。但し、第五十一條、第五十二條、第八十三條の二、第九十四條第二項及び第三項、第九十四條の二及び第九十五條の改正規定は、昭和二十三年七月一日から、第三十六條及び第三十七條の改正規定は、昭和二十四年五月一日から適用する。

2 従前の國家公務員共済組合法第二條第二項第六号の規定により設けられた組合が昭和二十四年六月一日現在において有する一切の権利義務は、その日に、同法第二條第一項の規定により文部省に設けられた組合が承継するものとする。

3 昭和二十四年十月一日現在、國家公務員共済組合法第九十四條第一項の改正規定により新たに退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける組合員については、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年九月三十日までの期間をも控除期間に算入して同法第九十五條の規定を適用する。

4 昭和二十三年十月分以降の國家公務員共済組合法第九十四條の二の規定の適用を受ける退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、その算定の基準となつた俸給を二十四倍した額を俸給とみなし、この法律の規定を適用して算定した額に改定する。但し、退職年金については、年齢満五十歳に達するまでは、なお従前の

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

額とする。

- 5 公務に因り疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡したことにより、この法律施行の際國家公務員共済組合法第九十條の規定により受ける年金については、同條の規定にかかわらず、昭和二十三年十月分以降その年金額を二倍した額に改定する。
- 6 國庫は、前二項の規定により生ずべき組合の追加費用を負担する。

7 日本國有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七條第一項中「及び第七十五條第二項」を、「第七十五條第二項及び第九十八條」に改め、同條第二項中「國家公務員共済組合法第二條第二項第八号」の上に「國家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第百十八号)による改正前の」を加える。

8 日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十一條第一項中「及び第七十五條第二項」を、「第七十五條第二項及び第九十八條」に改め、同條第二項中「國家公務員共済組合法第二條第二項第三号」の上に「國家公務員共済組合法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第百十八号)による改正前の」を加える。

参照

○國家公務員共済組合法(昭和二十三年六月三十日法律第百九十九号)

國家公務員共済組合法目次

八 運輸省に属し陸運に関する事務並びに國有鉄道に関連する

七 官林局(官林署を含む)に属する職員 農林省

六 國立学校に属する職員 文部省

五 造幣局に属する職員 大藏省

四 印刷局に属する職員 大藏省

三 專賣局に属する職員並びにアルコールの專賣及びアルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に從事する職員 大藏省

二 副看守長及び看守 総理廳

一 未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の適用を受ける者

六 公共事業費をもつて経費の全部又は一部を支弁する事業に係る労務に服する者

五 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの(以下職員という)は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合(以下組合という)を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

四 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの(以下職員という)は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合(以下組合という)を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

三 專賣局に属する職員並びにアルコールの專賣及びアルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に從事する職員 大藏省

二 印刷局に属する職員 大藏省

一 造幣局に属する職員 大藏省

四 國立学校に属する職員 文部省

五 官林局(官林署を含む)に属する職員 農林省

六 未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の適用を受ける者

五 公共事業費をもつて経費の全部又は一部を支弁する事業に係る労務に服する者

四 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの(以下職員という)は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合(以下組合という)を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

三 專賣局に属する職員並びにアルコールの專賣及びアルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に從事する職員 大藏省

二 印刷局に属する職員 大藏省

一 造幣局に属する職員 大藏省

四 國立学校に属する職員 文部省

五 官林局(官林署を含む)に属する職員 農林省

六 未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の適用を受ける者

五 公共事業費をもつて経費の全部又は一部を支弁する事業に係る労務に服する者

四 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの(以下職員という)は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合(以下組合という)を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

三 專賣局に属する職員並びにアルコールの專賣及びアルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)第二條に規定するアルコール以外のアルコール類及びケトン類の製造に関する事務に從事する職員 大藏省

二 印刷局に属する職員 大藏省

一 造幣局に属する職員 大藏省

第四章 福祉施設

國有船舶及び倉庫營業(臨港倉庫に係るものを除く)に関する事務に從事する職員 運輸省

九 建設省の地方建設局(第一技術研究所を含む)に属する職員並びに運輸省の地方支分部局に属し港灣の建設又は保存に関する事務に從事する職員 建設省

同條(第三項) 前項各号の規定により設けられた組合の組合員の範圍は、当該組合の共済組合運営規則(以下運営規則という)により、これを定める。

第五條(第二項) 運営審議会の委員は十名以内とし、当該組合員のうちから、各省各廳の長が、これを命ずる。

第十條(第二項) 組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、所得税を課さない。

同條(第三項) 第十七條に掲げる給付に関する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

(期間計算の方法)

第十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その資格を喪失した日の属する月をもつて終るものとする。

(責任準備金の移換)

第十六條(第一項) 組合員が、他の組合員たる資格を取得したる場合は、もとの組合員はその者に係る責任準備金に相当する金額を他の組合に移換しなければならない。但し、命令で指定する

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

る組合相互の間については、この限りでない。

同條(第二項) 第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員が組合員としての資格を喪失した時において、なお船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の適用を受ける場合においては、その者に係る責任準備金に相当する金額を、船員保険特別会計に移換しなければならない。

(療養の給付)
第三十條 組合員が、公務に因らないうで疾病にかかり、又は負傷した場合においては、組合は、左に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

2 前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認めた場合に限りこれを行うものとする。

第三十一條 前條第一項第一号から第四号までの給付は、組合の指定する医師、歯科医師、薬剤師、その他の療養機関(以下指定医という)のうち自己の選定したものについて、これを受けるとし、組合は、厚生大臣の定める基準に従つて、その費用を指定医に支拂うものとする。

(療養費)

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

第三十二條 組合員が、指定医以外のものについて第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、療養の給付に替えて療養費を支給する。

2 前項の療養費の額は、組合が療養に要する費用を標準として厚生大臣の定める基準に従つて、これを定める。但し、組合員が現に支拂つた額をこえることはできない。
(家族療養費)

第三十三條 組合は、その組合員の被扶養者が指定医につき第三十條及び第三十一條の規定により必要と認められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

第三十四條(第二項) 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費を受けている場合において、それらの給付は、前項第二号に規定する期間をこえて支給しない。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(保育手当金)

第三十六條(第一項) 組合員又は被扶養者たる配偶者が分べん(死産の場合を除く)し、且つ、保育する場合においては、保育手当金として分べんの日から引き続き六月間保育している期間一月につき百円を支給する。但し、その期間一月に満たないときは、これを一月とする。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第三十七條(第一項) 組合員が公務に因らないで死亡したとき

第六十四條(第三項) 連合会に加入している組合は、連合会の事業を執行するに要する費用に充てるためその組合に対し國庫が拂い込む負担金(第十七條第二号から第四号までに掲げる給付に要するものを除く)の百分の五に相当する金額を、その拂込があるごとに、連合会に拂い込まなければならない。

第六十七條 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十條第一項及び第四項の規定は、連合会に關して、これを準用する。

第六十九條(第二項) 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、

各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込むものとする。

一 保険給付、罹災給付及び休業給付に要する費用の二分の一
第七十條 組合員の俸給支給機関は、毎月俸給支給の際その俸給から運営規則に定める掛金に相当する金額を控除してこれをその所属する組合に拂い込まなければならない。

(審査会)

第七十二條 審査会は、各組合ごとにこれを置き、前條第一項の規定によりその権限に属せしめられた事項を掌る。但し、命令で定める場合においては、二以上の組合に一の審査会を置くことができる。

2 審査会は、第三條第二項の規定により、組合を代表する各省各廳の長の所轄に属する。但し、前項但書の規定により、二以上の組合に一の審査会を置いた場合においては、当該関係組合を代表する各省各廳の長の協議により、そのいずれか一人がそ

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律

は、その埋葬を行う者に埋葬料として、俸給の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が二千円に満たないときは二千円とする。

(遺族年金の轉給)

第四十八條(第一項) 遺族年金を受ける者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

二 婚姻したとき。

同條(第二項) 前項の規定において遺族年金を受くべき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

第四十九條 遺族年金を受ける者が一年以上所在不明であるときは、次順位者の申請により、所在不明中その年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定によつて、遺族年金を停止した場合においては、その期間中、その年金は、当該順位者にこれを支給する。

(年金者遺族一時金)

第五十一條 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に対し、年金者遺族一時金を支給する。

第五十二條 前條の一時金の額は、左の区分による。

第四章 福祉施設

第六十三條(第二項) 組合が、前項に規定する事業を共同して行う必要がある場合においては、組合は、共済組合連合会(以下連合会という)を設立することができる。

同條(第三項) 連合会は法人とする。

れを所轄する。

第七十三條(第二項) 前項の委員は、組合を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各々三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委嘱する。但し、公益を代表する者の委嘱については、各省各廳の長は、運営審議会の同意を得なければならない。

第七十五條(第二項) 審査会は、組合を代表する委員、政府を代表する委員及び公益を代表する委員が各々少くとも一人以上出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

第七十六條 関係人及び証人は、会長の許可を受けて審査会の会議に出席し、意見を述べることが出来る。

第七十八條(第二項) 審査会の決定は、審査の請求を受けた日から起算して七日以内に、文書で、組合及び請求者に対してこれを通知しなければならない。

第七十九條 審査会の委員の報酬及び旅費並びに第七十七條の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

第八十一條 命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員という)の船員たる組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第八十二條 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員が、第十三條第一号から第三号に規定する事由に該当したとき

の退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利な
ずれか一つの給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と命令で指
定する組合の組合員でなかつた船員保険の被保険者であつた
期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する養
老年金又は脱手当金若しくは遺族年金との併給

第八十三條 前條に規定する場合の外、船員たる組合員又は船員
たる組合員であつた組合員に対する給付は、組合員として受け
るべき給付と、船員たる組合員として受けるべき船員保険法に
指定する給付（失業に関する給付を除く。）とのうち、組合員
に有利でないはずれか一つを支給するものとする。

（地方職員の取扱）

第八十六條（第一項） 國に使用される者で地方公共団体から報酬
を受けるもの又は地方公共団体の事務所を使用される者は、命
令の定めるところにより、当分の間、この法律に基いて設けら
れた組合（以下新組合という。）の組合員となる。

同條（第二項） 前項の規定に該当する者で、國庫から報酬を受け
る者以外の者に対するこの法律の適用については、第六十四條
及び第六十九條中「國庫」とあるのは「地方公共団体」、第七條及
び第六十九條中「各省各廳の長」とあるのは「都道府縣知事」、第
十九條中「俸給」とあるのは「給與」、第六十八條及び第七十條中
「俸給」とあるのは「掛金算定の標準となつた給與」及びこの法律
で「職員」とあるのは「國に使用される者で地方公共団体から報

である期間その支給を停止する。

（審査会の委員の任期に関する特例）

第九十八條 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任
期は、これを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二
年とする。その委員は、それぞれ第三條第二項の規定により
組合を代表する各省各廳の長が、これを命ずる。

○日本國有鉄道法

（昭和二十三年十二月二十日
法律第二百五十六号）

（共済組合）

第五十七條 日本國有鉄道の役員及び職員は、國に使用されるも
ので國庫から報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組
合法（昭和二十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合
において、同法中「各省各廳」とあるのは「日本國有鉄道」と、「各
省各廳の長」とあるのは「日本國有鉄道總裁」と、第六十九條（第
一項第三号を準用する場合を除く。）及び第九十二條中「國庫」と
あるのは「日本國有鉄道」と、第七十三條第二項及び第七十五條
第二項中「政府を代表する者」とあるのは「日本國有鉄道を代表
する者」と読み替えるものとする。

←國家公務員共済組合法第二條第二項第八号の規定による共
済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定
により日本國有鉄道に設けられる共済組合となり同一性をもつ
て存続するものとする。

酬を受けるもの又は地方公共団体の事務所を使用される者」と
読み替えるものとする。

同條（第三項） 第一項の組合に対する給付額算定の基準となすべ
き給與については、命令で特別の定をなすことができる。

第九十二條 前條の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫
（第八十六條第一項の規定に該当する者で國庫から報酬を受け
る者以外の者については都道府縣又は市町村）が、これを負担
する。

第九十四條 第十七條第二号から第四号までに掲げる給付は、恩
給法の適用を受ける者及び命令で指定する組合の組合員に対し
ては、当分の間、これを行わない。

第九十五條 この法律施行の際、現に組合員である者に支給すべ
き退職年金、退職一時金又は遺族一時金の額は、第三十九條、
第四十一條又は第五十條の規定により算定した額よりこの法律
施行前の職員であつた期間一年について俸給日額に左の各号に
掲げる日数を乗じて得た額を控除した金額とする。但し、組合
員であつた期間二十年以上の者に対する遺族一時金について
は、控除しない。

一 退職年金にあつては、二・四五日
二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、十日

第九十六條 第九十四條に規定する組合員以外の組合員が、同條
に規定する組合員となつたときは、退職給付の支給について
は、これを退職とみなす。但し、退職年金は、その者が組合員

○日本專賣公社法

（昭和二十三年十二月二十日
法律第二百五十五号）

（共済組合）

第五十一條 公社の役員及び職員は、國に使用される者で國庫か
ら報酬を受けるものとみなし、國家公務員共済組合法（昭和二
十三年法律第六十九号）の規定を準用する。この場合において
同法中「各省各廳」とあるのは「日本專賣公社」と、「各省各廳の
長」とあるのは「日本專賣公社總裁」と第六十九條（第一項第三号
を準用する場合を除く。）及び第九十二條中「國庫」とあるのは
「日本專賣公社」と、第七十三條第二項及び第七十五條第二項中
「政府を代表する者」とあるのは「日本專賣公社を代表する者」と
読み替えるものとする。

2 ←國家公務員共済組合法第二條第三号の規定による共
済組合は、前項の規定により準用する同法第二條第一項の規定
により公社に設けられる共済組合と同一性をもつて存続するも
のとする。

第五 地方行政·治安

第五 地方行政・治安

一 新制定法

◎地方配付税法の特例に関する法律

〔昭和二十四年四月三十日公布
法律第四十五号〕
〔内閣総理・大蔵大臣署名〕
昭和二十四年四月三十日施行

地方配付税法の特例に関する法律

地方配付税法(昭和二十三年法律第百十一号)第二條中「百分の三十三・一四」とあるのは、昭和二十四年度に限り「百分の十六・二九」と読み替えるものとする。

附則

この法律は公布の日から施行し、昭和二十四年度分の地方配付税について適用する。

参 照

○地方配付税法(昭和二十三年七月七日
法律第百十一号)

第二條 所得税及び法人税の徴収額の百分の三十三・一四をもつて、配付税とする。

地方配付税法の特例に関する法律 水防法

◎水 防 法

〔昭和二十四年六月四日公布
法律第九十三号〕
〔内閣総理・建設大臣署名〕
昭和二十四年八月三日施行

水防法

目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
 - 第二章 水防組織(第三條―第八條)
 - 第三章 水防活動(第九條―第二十四條)
 - 第四章 指定水防管理団体の組織及び活動(第二十五條―第三十條)
 - 第五章 費用負担(第三十二條・第三十三條)
 - 第六章 雑則(第三十四條―第三十七條)
 - 第七章 罰則(第三十八條―第四十條)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「水防管理団体」とは、水害予防組合、水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「市町村組合」という。）又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）で、第三條第一項又は第二項の規定により水防の責任を有するものをいう。

2 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である水害予防組合の管理者又は水防管理団体である市町村組合若しくは市町村の長をいう。

3 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九條に規定する消防の機関をいう。

4 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては、消防団の長をいう。

5 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水こう門の操作、水防のための水防團及び消防機関の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び應援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

第二章 水防組織

(水防の責任)

第三條 水害予防組合は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

2 水害予防組合の設置されていない区域においては、市町村組合

が、水害予防組合及び市町村組合が設置されていない区域においては、市町村が、当該市町村組合又は市町村の区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

3 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四條 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五條 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防團を置くことができる。

2 前條の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防團を置かなければならない。

3 水防團及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防團)

第六條 水防團は、水防團長及び水防團員をもつて組織する。

2 水防團の設置、区域及び組織並びに水防團長及び水防團員の定員、任免、給與、扶助及び服務に関する事項は、水害予防組合にあつては、組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、條例で、定める。

(都道府県の水防計画)

第七條 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、都道府県水防協議会にはかつて、当該都道府県の水防計画を定め、建設大臣の承認を受け、且つ、承認を受けた水防計画を國家消防廳長官に報告しなければならない。

2 以上の都府縣に關係する水防事務については、關係都府縣知事は、あらかじめ協定して当該都府縣の水防計画を定めなければならない。

(都道府県水防協議会)

第八條 都道府県の水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、都道府縣に都道府縣水防協議会を置く。

2 都道府縣水防協議会は、水防に關し關係機關に對して意見を述べることができる。

3 都道府縣水防協議会は、會長一人及び委員十五人以内で組織する。

4 會長は、都道府縣知事をもつて充てる。委員は、關係行政機關の職員並びに水防に關係のある團體の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府縣知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府縣水防協議会に關し必要な事項は、当該都道府縣條例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九條 水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、隨時区域内の

河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(氣象予報)

第十條 中央氣象台長、管區氣象台長又は測候所長は、氣象の状況により洪水又は高潮の虞があると認めるときは、その状況を建設大臣及び關係都道府縣知事に通知するとともに、必要に應じ放送機關、新聞社、通信社その他の報道機關の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(優先通行)

第十一條 都道府縣知事の定める標識を有する車馬が水防のため出動するときは、車馬及び歩行者は、これに道を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十二條 水防團長、水防團員及び消防機関に屬する者は、水防上緊急の必要がある場所におもむくときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第十三條 都道府縣知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使

用してはならない。

(警戒区域)

第十四條 水防上緊急の必要がある場所においては、水防團長、水防團員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防團長、水防團員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官又は警察吏員は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官又は警察吏員の援助の要求)

第十五條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官又は警察吏員の出勤を求めることができる。

(應援)

第十六條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して應援を求めることができる。應援を求められた者は、できる限りその求に應じなければならない。

2 應援のため派遣された者は、水防については應援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による應援のために要する費用の負担は、應援を求めた水防管理団体と應援した水防管理団体との間に協議により

定める。

(居住者等の水防義務)

第十七條 水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第十八條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、直ちにこれに関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第十九條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防團長及び消防機関の長は、できる限りは、氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 建設大臣、都道府県知事、水防管理者、水防團長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、氣象官署通信施設、鉄道通信施設、日本放送電報株式会社通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

第四章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第二十五條 指定管理団体の水防管理者は、当該団体の水防協議会にはかつて、都道府県の水防計画に應じた水防計画を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(水防協議会)

第二十六條 指定管理団体の水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置く。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に關し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に關し必要な事項は、水害予防組合にあつては組合会の議決で、市町村組合又は市町村にあつては、條例で定める。

(水防團員の定員の基準)

第二十七條 都道府県は、條例で、指定管理団体の水防團員の定員の基準を定めることができる。

(公用負担)

第二十一條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防團長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは收用し、車馬その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時價によりその損失を補償しなければならない。

(立退の指示)

第二十二條 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第二十三條 水防上緊急を要するとき、都道府県知事は、水防管理者、水防團長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における建設大臣の指示)

第二十四條 二以上の都府縣に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するとき、建設大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防團長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(水防團の訓練)

第二十八條 指定管理団体は、毎年水防團及び消防機關の水防訓練を行わなければならない。

(氣象予報の通知)

第二十九條 都道府縣知事は、第十條の規定による通知を受けた場合においては、直ちに關係指定管理団体の水防管理者及び量水標、驗潮儀その他の水位観測施設(以下「量水標等」という。)で建設省令で定めるものの管理者(以下「量水標管理者」という。)に、その受けた通知に係る状況を通知しなければならない。

(水位の通報)

第三十條 指定管理団体の水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮の虞があることを知り、又は前條の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府縣知事の定める通報水位をこえるときは、その水位の状況を、水防計画の定めるところにより、關係者に通報しなければならない。

(水防團及び消防機關の出勤)

第三十一條 指定管理団体の水防管理者は、水位が都道府縣知事の定める警戒水位に達したときその他必要と認めるときは、水防團及び消防機關を出勤させなければならない。

第五章 費用負担

(水防管理団体の費用負担)

第三十二條 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団

体が負担するものとする。

(都道府縣の費用負担)

第三十三條 この法律の規定により都道府縣又は都道府縣知事の行う事務に要する費用は、当該都道府縣の負担とする。

第六章 雜則

(扶助)

第三十四條 第十六條又は第十七條の規定により水防に従事した者がこれに従事したことに因り負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、水害予防組合にあつては、組合会の議決により、市町村組合又は市町村にあつては、條例の定めるところにより、扶助金を支給する。

(報告)

第三十五條 建設大臣及び國家消防廳長官は、都道府縣又は水防管理団体に対し、水防に關し必要な報告をさせることができる。
2 都道府縣知事は、都道府縣の区域内における水防管理団体に対し、水防に關し必要な報告をさせることができる。

(資料の提出及び立入)

第三十六條 都道府縣知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、關係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防團長、水防團員若しくは消防機關に屬する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
2 都道府縣の職員、水防團長、水防團員若しくは消防機關に屬す

る者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(消防事務との調整)

第三十七條 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議して置かなければならない。

第七章 罰則

第三十八條 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壞し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第三十九條 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一條の規定の適用がある場合を除き、第十四條の規定による立入の禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第四十條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第十三條第二項の規定に違反した者

三 第三十六條の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同條の規定による立入を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 消防組織法の一部を次のように改正する。
第二十四條第二項中「及び市町村長」を、「市町村長及び水防法に規定する水防管理者」に改める。
- 3 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

- 第一條中「水火災」を「火災」に、第三十六條及び第四十條第二項第二号中「水災その他の災害」を「水災を除く他の災害」に改める。
- 4 水利組合法(明治四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第八條中、「土地、家屋及組合規約ニ指定スル工作物ヲ所有スル者」を「土地、家屋若ハ組合規約ニ指定スル工作物其ノ他ノ物件ヲ所有スル者及所有権以外ノ権原ニ基キ之等ノモノヲ占有スル者」に改める。

第四十八條第一項を次のように改める。

普通水利組合費ハ土地ニ対シテ之ヲ賦課スルモノトス

第四十八條第二項の次に次の一項を加える。

水害予防組合費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ第八條ニ規定スル

水防法

土地、家屋、工作物其ノ他ノ物件ニ付之ヲ賦課スルコトヲ得

参照

○消防組織法 (昭和二十二年十二月二十三日 法律第二百二十六号)

第九條 市町村の消防事務を処理するため、市町村に、消防團の外、その必要に應じ左に掲げる機關の全部又は一部を設けることができる。

- 一 消防本部
- 二 消防署

三 消防職員及び消防團員の訓練機關

第二十四條(第二項) 國家消防廳、國家地方警察、都道府縣知事及び市町村長は、相互間において、地震、颱風、水災等の場合における災害防禦の措置に關し予め協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を應援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を應援する場合は、災害区域内の消防に關係ある警察の指揮は、消防が行う。

○刑法 (明治四十四年四月二十四日 法律第四十五号)

第二百一十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若ハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

○消防法 (昭和二十三年七月二十四日 法律第八十六号)

第一條 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、國民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第三十六條 第十八條第二項、第二十二條及び第二十四條乃至第二十九條の規定は、水災その他の災害に關してこれを準用する。

第四十條 左の各号の一に該當する者は、これを二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に處する。前項の罪を犯した者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正條がある場合にはこれを適用しない。

- 一 第二十六條の規定による消防車の通過を故意に妨害した者
- 二 消防團員が、消火活動又は水災その他の災害の警戒防禦及び救護に従事するにあたり、その行爲を妨害した者

○水利組合法 (明治四十一年四月十三日 法律第五十三号)

第八條 水害豫防組合ハ水害ヲ受クヘキ土地ヲ以テ區域トシ其ノ区域内ニ於テ土地、家屋及組合規約ニ指定スル工作物ヲ所有スル者ヲ以テ組合員トス但シ舊慣アルモノハ其ノ舊慣ニ依リ區域ヲ畫スルコトヲ得

第四十八條(第一項) 普通水利組合費ハ土地ニ對シテ之ヲ賦課シ

水害豫防組合費ハ土地及家屋其ノ他第八條ニ依ル工作物ニ對シテ之ヲ賦課スルモノトス但シ特別ノ事情アルモノハ土地ニ對シテノミ之ヲ賦課スルコトヲ得

◎古物営業法

(昭和二十四年五月二十八日公布 法律第百八号 昭和三十四年七月一日施行) (内閣総理大臣 法務総裁署名)

古物営業法

(定義)

第一條 この法律において「古物」とは、一度使用された物品(鑑賞的美術品を含む。以下同じ。)若しくは使用されない物品で使用のために取引されたもの又はこれらの物品に幾分の手入をしたものをいう。

2 この法律において「古物商」とは、古物を賣買し、若しくは交換し、又は委託を受けて賣買し、若しくは交換することを営業とする者で第二條第一項の規定による許可を受けたものをいう。

3 この法律において「市場」とは、古物商間の古物の賣買又は交換のための市場をいう。

4 この法律において「市場主」とは、市場を經營する者で第三條の規定による許可を受けたものをいう。

(古物商の許可)

第二條 古物商にならうとする者は、総理廳令(以下「命令」とい

古物営業法

う。)の定めるところにより、營業所ごとに、その取り扱おうとする古物の種類を定めて、營業所(營業所のないときは、住所又は居所をいう。以下同じ。)の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、古物商にならうとする者は、自ら管理しないで、營業所を設けるときは、その營業所の管理者を定めなければならない。

第三條 市場主にならうとする者は、命令の定めるところにより、市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第四條 公安委員会は、第二條第一項又は前條の規定による許可を受けようとする者が左の各号の一に該當する場合には、許可をしてはならない。

- 一 禁こ以上の刑に処せられその執行を終り、又は執行を受けることのない者
- 二 許可の申請前三年以内に、第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられた者又は他の法令の規定に違反して二度以上罰金の刑に処せられ改しゆんの情の認められない者
- 三 住居の定まらぬ者
- 四 營業について成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者。但し、その者が古物商又は市場主の相続人であつて、

その法定代理人が前各号の一又は第五号に該当しない場合を除くものとする。

- 五 第二十四條第一項の規定により許可を取り消され、取消の日から三年を経過していない者
- 六 同居の親族のうち前号に該当する者又は営業の停止を受けている者のある者
- 七 第一号から第五号までの一に該当する管理者を置く者
- 八 法人である場合においては、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までの一に該当する者があるもの

2 公安委員会は、許可をしない場合においては、理由を附した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

(営業内容の変更)

- 第五條 古物商又は市場主は、同一公安委員会の管轄区域内において営業所若しくは市場を移轉し、又は取り扱う古物の種類を変更しようとする場合においては、命令の定めるところにより、管轄公安委員会の許可を受けなければならない。営業所の管理者を新たに設け、変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
- 2 古物商又は市場主は、廃業したとき若しくは長期休業をしようとするとき又は第二條第一項若しくは第三條の規定による許可の申請書の記載事項につき変更を生じたときは、命令の定めるところにより、管轄公安委員会に届け出なければならない。
- 3 古物商又は市場主が死亡した時は、同居の親族、法定代理人又は管理者は、前項の規定に準じて死亡の届出をしなければならない。

(無許可営業の禁止)

第六條 古物商又は市場主でない者は、古物を賣買し、交換し、若しくは委託を受けて賣買し、交換することを営業とし、又は市場を設けてはならない。

(他人名義の営業の禁止)

第七條 古物商又は市場主は、自己の名義をもつて、他人に古物商又は市場主の営業をさせてはならない。

(行商及び露店の許可)

第八條 古物商が、行商をしようとし、又は露店を出そうとするときは、命令の定めるところにより、営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

2 古物商は、その従業者に、行商をさせ、又は露店を出させることができる。前項の規定は、この場合に準用する。

第九條 古物商は、市場以外においてせり賣をしようとするときは、命令の定めるところにより、日時及び場所を定めて、その場所を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(許可証)

第十條 公安委員会は、第二條第一項、第三條、第八條第一項若しくは第二項又は前條の規定による許可をするときは、許可証を交付しなければならない。

2 前項の許可証は、命令の定めるところにより、三年ごとに当該

前項の規定により、許可証を返納しなければならない。

(許可証の携帯)

第十二條 古物商は、行商をし、露店を出し、又はせり賣をするときは、当該許可証を携帯していなければならない。第八條第二項の従業者が行商をし、又は露店を出すときも同様とする。

(許可の表示)

第十三條 第二條第一項、第三條又は第八條第一項若しくは第二項の許可を受けた者は、それぞれ営業所、市場又は露店の見易い場所に、命令の定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(手数料)

第十四條 都道府縣公安委員会から第十條の規定により許可証の交付を受け、又は許可証の更新若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、許可手数料、更新手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令で定める。

3 市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会の行う第十條の規定による許可証に関する事務について、手数料を徴収する場合においては、その額は、千円をこえることができない。

(営業の制限)

第十五條 古物商は、その営業所又は取引の相手方の住所若しくは

- 2 古物商又は市場主が死亡した場合において第五條第三項の規定により死亡の届出をする同居の親族、法定代理人又は管理者は、

- 五 許可を取り消されたとき。
- 四 許可証の再交付を受けた者が亡失し、又は盗み取られた許可証を回復するに至つたとき。
- 三 第八條第二項の従業者が行商又は露店に従事しなくなつたとき。
- 二 廃業したとき、又は行商、露店若しくはせり賣をやめたとき。
- 一 許可証の有効期間が満了したとき。

- 公安委員会による更新を受けなければ、その効力を失う。
- 3 許可証の様式及びその書換、再交付等について必要な事項は、命令で定める。
- 4 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を他人に貸與し、又は譲り渡してはならない。
- 5 第一項の規定により許可証を交付された者は、当該許可証を亡失し、又は盗み取られたときは、命令の定めるところにより、直ちに管轄公安委員会にその旨を届け出なければならない。

(許可証の返納)

第十一條 前條の規定により許可証の交付を受けた者は、左の各号の一に該当するに至つた場合においては、命令の定めるところにより、十日以内に当該許可証を管轄公安委員会に返納しなければならない。

居所以外の場所において、買い受け、若しくは交換するため、又は賣却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取つてはならない。

2 市場においては、古物商間でなければ古物を賣買し、交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けてはならない。

(確認及び申告)

第十六條 古物商は、古物を買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けようとするときは、命令の定める方法により、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢を確認しなければならぬ。不正品の疑がある場合においては、直ちに警察官又は警察吏員にその旨を申告しなければならない。

(帳簿)

第十七條 古物商は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、賣買若しくは交換のため、又は賣却若しくは交換の委託により、古物を受け取り、又は譲り渡したときは、その都度、その帳簿に左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 取引の年月日
- 二 古物の品目及び数量
- 三 古物の特徴
- 四 相手方(命令で定める古物の賣却の相手方を除く。)の住所、氏名、職業、年齢及び特徴
- 五 第十六條の規定により行つた確認の方法

第十八條 市場主は、命令の定めるところにより、帳簿を備え、そ

の市場において賣買され、又は交換される古物につき、取引の都度、前條第一号から第三号までに規定する事項並びに取引の当事者の住所及び氏名を記載しなければならない。

第十九條 古物商又は市場主は、前二條の帳簿を廃棄しようとするときは、営業所の所在地の所轄警察署長の承認を受けなければならない。

2 古物商又は市場主は、前條の帳簿をき損し、亡失し、又は盗み取られたときは、直ちに前項の警察署長に届け出なければならない。

(品蝕)

第二十條 警察長又は警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主に対して、その物の品蝕を發することが出来る。

2 古物商又は市場主は、前項の品蝕を受けたときは、その品蝕書に到達の日附を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 古物商は、品蝕を受けた日にその古物を所持していたとき、又は前項の期間内に品蝕に相当する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

4 市場主は、第二項に規定する期間内に、品蝕に相当する古物が取引のため市場に出たときは、その旨を直ちに警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

(盗品及び遺失物の回復)

第二十一條 古物商が買ひ受け、又は交換した古物のうちに盗品又

は遺失物があつた場合においては、その古物商が当該盗品又は遺失物を公の市場において又は同種の物を取り扱ふ業者から善意で譲り受けた場合においても、被害者又は遺失主は、古物商に対し、これを無償で回復することを求めることができる。但し、盗難又は遺失のときから一年を経過した後においては、この限りでない。

(差止)

第二十二條 古物商が買ひ受け、若しくは交換し、又は賣却若しくは交換の委託を受けた古物について、盗品又は遺失物であると疑うに足りる相当な理由がある場合においては、警察署長は、当該古物商に対し、三十日以内の期間を定めて、その古物の保管を命ずることができる。

(立入及び調査)

第二十三條 警察官又は警察吏員は、必要があると認めるときは、営業時間中において、古物商の営業所、古物の保管場所、市場又は第九條のせり賣の場所に立ち入り、古物及び帳簿を検査し、関係者に質問することができる。

2 前項の場合においては、警察官又は警察吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に、これを呈示しなければならない。
3 警察署長は、必要があると認めるときは、古物商又は市場主から盗品又は遺失物に関し、必要な報告を求めることができる。

(行政処分)

第二十四條 公安委員会は、左の各号の一に該当する場合において

古物営業法

必要があると認めるときは、命令の定めるところにより、古物商若しくは市場主の許可を取り消し、又は期間を定めて古物商若しくは市場主の営業の停止を命ずることができる。

一 古物商又は市場主が他の法令に違反して、禁以上の刑に処せられたとき又は罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

二 古物商又は市場主が第四條第一項第三号若しくは第七号に該当したとき、又は古物商若しくは市場主が法人である場合において、その業務を行う役員のうち第四條第一項第一号若しくは第三号から第五号までの一に該当した者若しくは許可の取消若しくは営業の停止をしようとするとき以前三年以内に第六條の規定に違反して罰金の刑に処せられ若しくは他の法令に違反して二度以上罰金の刑に処せられた者があるに至つたとき。

三 古物商又は市場主の法定代理人が、第四條第一項第一号、第三号若しくは第五号に該当し若しくは該当するに至つたとき又は他の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられてから三年以内に再び罰金の刑に処せられたとき。

四 古物商、市場主、それらの代理人、使用人その他の従業者がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

五 古物商又は市場主が正当の理由がなくてその許可証の更新を受けないうとき。

2 二以上の営業所を有する古物商が、一の営業所につき、古物商の許可を取り消され、又は古物商の営業を停止された場合におい

ては、他の営業所についても、その所在地を管轄する公安委員会は、情状により、その古物商の許可を取り消し、又は営業を停止することができる。この場合において、前者の所在地が当該公安委員会の管轄に属すると否とを問わない。

3 公安委員会は、第八條第一項、第二項若しくは第九條の規定による許可を受けた者若しくはその従業者がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反した場合又は第八條第一項、第二項若しくは第九條の許可を受けた者が正当の理由がなくて許可証の更新を受けない場合においては、当該許可を取り消し、又は期間を定め、行商、露店、若しくはせり、賣の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第二十五條 公安委員会は、前條の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ当該業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該業者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聴聞の場合においては、当該業者は、自己のために釈明をし、且つ、証拠を提出することができる。

(訴の提起)

第二十六條 この法律の規定による公安委員会又は警察署長の処分を受けた者は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一

号)により訴を提起することができる。

(罰則)

第二十七條 第六條若しくは第七條の規定に違反し、又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定による処分を違反した者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十八條 第八條第一項若しくは第二項、第九條、若しくは第十五條第一項の規定に違反し、又は第二十四條第三項の規定による処分を違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十九條 第五條第一項、第十條第四項、第十五條第二項、第十六條前段、第十七條から第十九條まで若しくは第二十條第二項から第四項までの規定に違反し、又は第二十二條の規定による処分を違反した者は、六月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第三十條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第五條第二項若しくは第三項、第十條第五項、第十一條から第十三條までの規定に違反した者

二 第二十三條第一項の規定による警察官又は警察吏員の立入又は帳簿書類の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第二十三條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十一條 第二十七條から第二十九條までの罪を犯した者には、

情状により、各本條の懲役及び罰金を併科することができる。

第三十二條 過失により第二十條第三項又は第四項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

第三十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第二十七條から第三十條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 古物商取締法(明治二十八年法律第十三号)及び古物商取締法細則(明治二十八年内務省令第八号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした古物商取締法に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律施行の際、古物商取締法又は古物商取締法細則の規定により、許可、認可若しくは鑑札を受け、又は営業の禁止若しくは停止を受けている者は、それぞれ、この法律の相当規定による許可を受け、又は許可の取消若しくは営業の停止を受けた者とみなす。但し、許可を受けた者とみなされた者は、この法律の施行後三月以内に第十條第一項の規定による許可証の交付を受けなければならない。

5 第四條第一項第二号の適用については、古物商取締法第二條又は古物商取締法細則第九條第一項の規定に違反した者は、第六條の規定に違反した者とみなす。

地方財政法の一部を改正する法律

6 この法律施行の際、現に古物商取締法細則第十一條の規定による届出をしてせり、賣を行つてゐる者で、引き続きせり、賣を行おうとする者は、この法律施行後三十日の間は第九條の規定による許可を受けた者とみなす。

参照

○古物商取締法(明治二十八年三月六日法律第十三号)

第二條 古物商ノ営業ヲ爲サムトスル者ハ其ノ物品ノ種類ヲ定メ行政廳ノ免許ヲ受クヘシ

○古物商取締法細則(明治二十八年七月二十六日内務省令第八号)

第九條(第一項) 古物ノ市場ヲ開設セントスル者ハ規約書ヲ添ヘ行政廳ノ認可ヲ受クヘシ

第十一條 古物ノ糶賣ヲ爲サントスル者ハ豫メ其ノ日時並場所ヲ行政廳ニ届出ヘシ

二 一部改正法

◎地方財政法の一部を改正する法律

昭和二十四年四月十六日公布(内閣總理以下各法律第二十六号) 昭和二十四年四月十六日施行(主任大臣署名)

地方財政法の一部を改正する等の法律

地方財政法の一部を改正する法律

地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十七條中「三月三十一日」を「六月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

参照

○地方財政法(昭和二十三年七月七日法律第九号)

第三十七條 第十條に規定する事務に要する経費について、その種目、算定基準及び國と地方公共団体との負担すべき割合については、この法律施行後制定される法律又は政令をもって別段の定をなすものを除く外、昭和二十四年三月三十一日までの間は、なお、従前の例による。

◎地方財政法の一部を改正する等の法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第九十八号
昭和二十四年五月三十一日施行
(内閣総理以下各主任大臣署名)

地方財政法の一部を改正する等の法律

目次
第一條 地方財政法の一部改正

- 第二條 河川法の一部改正
 - 第三條 砂防法の一部改正
 - 第四條 糞予防法の一部改正
 - 第五條 府縣災害土木費國庫補助ニ関スル法律の一部改正
 - 第六條 結核予防法の一部改正
 - 第七條 「トラホーム」予防法の一部改正
 - 第八條 都市計画法の一部改正
 - 第九條 道路法の一部改正
 - 第十條 寄生虫病予防法の一部改正
 - 第十一條 生活保護法の一部改正
 - 第十二條 特別都市計画法の一部改正
 - 第十三條 保健所法の一部改正
 - 第十四條 災害救助法の一部改正
 - 第十五條 食品衛生法の一部改正
 - 第十六條 國家公務員共済組合法の一部改正
 - 第十七條 藥事法の一部改正
 - 第十八條 民生委員法の一部改正
 - 第十九條 当せん金附証票法の一部改正
- 附則
- 第一條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
- 第十五條第一項中「職員」の下に「(義務教育に従事する職員を除く。)」を加える。

第十七條の次に次の一條を加える。

(地方公共団体の負担金)

第十七條の二 國の行う河川、道路、砂防、港湾等の土木事業で地方公共団体を利するものに対する当該地方公共団体の負担金の予定額は、当該工事の着手前にあらかじめ当該地方公共団体に通知しなければならない。事業計画の変更等により負担金の予定額に著しい変更があつた場合も、同様とする。

2 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、内閣に対し意見を申し出ることができる。

第二十條の次に次の一條を加える。

(支出金の算定又は支出時期等に関する意見書の提出)

第二十條の二 國の支出金又は前條の國の負担に属する支出金の算定又は支出時期その他支出について不服のある地方公共団体は、内閣を経由して國會に意見書を提出することができる。

2 第十三條第三項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二十二條中「書類」の下に「及び同法第三十五條第二項に規定する調書」を加える。

第三十二條中「都道府縣」の下に「並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市」を加える。

第二條 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。
地方財政法の一部を改正する等の法律

る。

第二十六條第一項を次のように改める。

河川ノ改良工事に要スル費用ニ付テハ國庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ負担ス

第二十六條第三項中「第一項」を「前項」に、同條第四項中「既ニ與ヘタル補助金」を「既ニ交付シタル金額」に改め、同條第二項を削る。

第二十七條を次のように改める。

第二十七條 第六條但書ニ依リ主務大臣ニ於テ河川ノ管理若ハ其ノ維持修繕ヲナス場合又ハ第八條ニ依リ主務大臣に於テ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ國庫ノ負担トス但シ府縣ハ第六條但書ニ依リ主務大臣ニ於テ河川ノ管理若ハ其ノ維持修繕ヲナス場合ニ於テハ其ノ二分ノ一第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ三分ノ一ヲ負担ス

第二十八條 前條但書ノ規定ニ依リ府縣ガ工事費用ノ一部ヲ負担スル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ予算金額ヲ國庫ニ納付スベシ
前項ノ場合ニ於テ工事費用精算ノ上予算ヨリ減ズルコトアルモ既ニ納付シタル金額ハ之ヲ還付セザルコトヲ得

第三條 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。
第十三條を次のように改める。

第十三條 砂防工事ニ要スル費用ニ付テハ國庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ三分ノ二ヲ負担ス

工事費用精算ノ上予算ヨリ減スルコトアルモ既に交付シタル金額ハ之ヲ還付セシメサルコトヲ得

災害ニ因リ必要ヲ生シタル砂防工事ニ要スル費用ハ本條ニ依ルノ限ニ在ラス

第十四條第二項中「三分ノ一以内ヲ負担セシムルコトヲ得」を「三分ノ一ヲ負担セシム」に改める。

第四條 癩予防法(明治四十年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「ノ負担トス」を「ニ於テ之ヲ支弁ス」に改める。

第七條ノ二を次のように改める。

第七條ノ二 削除

第八條中「支出」を「支弁」に、「六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノトス」を「其ノ二分ノ一ヲ負担ス」に改める。

第五條 府縣災害土木費國庫補助ニ関スル法律(明治四十四年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を「都道府縣災害土木費國庫負担ニ関スル法律」に改める。

「政府」を「國庫」に、「勅令」を「政令」に、「府縣」を「都道府縣」に、「一部ヲ補助スルコトヲ得」を「三分ノ二ヲ負担ス」に改める。

第六條 結核予防法(大正八年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八條中「ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス」を「中其ノ創設費

ル所ニ依リ國ニ於テ其ノ二分ノ一ヲ負担ス

第九條 道路法(大正八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第三項中「命令」を「政令」に、「其ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得」を「其ノ三分ノ一ヲ負担セシム」に改める。

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ國庫ニ於テ負担ス

特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付テハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得

第十條 寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五條中「補助ヲ爲スヘシ」を「三分ノ二ヲ支出スベシ」に改める。

第七條中「補助」を「負担」に改める。

第十一條 生活保護法(昭和二十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條及び第十九條中「ノ負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。

第二十一條第一項中「ノ負担とならない」を「がこれを支弁しない」に、同項及び同條第二項中「ノ負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。

地方財政法の一部を改正する等の法律

及び拡張費並ニ之ニ伴フ初度調弁費ノ二分ノ一其ノ他ノ諸費ノ四分ノ一ヲ負担ス」に改める。

第十二條中「補助」を「負担」に改める。

第七條 「トラホーム」予防法(大正八年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條中「補助ヲ爲スヘシ」を「三分ノ二ヲ支出スベシ」に改める。

第七條中「補助」を「負担」に改める。

第八條 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

「勅令」を「政令」に、「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。

第五條第一項を次のように改める。

都市計画及都市計画事業ハ政令ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ行フ

第六條第一項を次のように改める。

都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ行フ場合ニ在リテハ國ノ負担トシ公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ公共團體ノ負担トシ前條第二項ノ規定ニ依リ行政廳ニ非サル者都市計画事業ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ事業ニ要スル費用ハ其ノ者ノ負担トス

第六條の次に次の一條を加える。

第六條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ公共團體ヲ統轄スル行政廳ノ行フ重要ナル都市計画及都市計画事業ニ要スル費用ハ政令ノ定ム

る。

第二十二條中「ノ負担」を「ノ支弁」に改める。

第二十三條中「ノ負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。

る。

第二十四條及び第二十五條中「負担」を「支弁」に改める。

第二十六條中「補助」を「支出」に改める。

第二十七條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。

第二十八條及び第二十九條中「負担」を「支弁」に、「補助」を「負担」に改める。

第三十條中「負担」を「支出」に、「補助」を「負担」に改める。

第三十一條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。

第三十二條から第三十四條まで中「負担」を「支弁」に改める。

第十二條 特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 行政廳が行フ特別都市計画及び特別都市計画事業に要スル費用については、都市計画法第六條及び第六條の二の規定を適用する。

第十三條 保健所法(昭和二十二年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第十條中「ノ二分の一以内を補助する。」を「について、保健所の創設費及びこれに伴フ初度調弁費については、その二分の一、その他の諸費については、その三分の一を負担する。」に改める。

地方財政法の一部を改正する等の法律

第十四條 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十三條から第三十五條まで中「負担」を「支弁」に改める。
第三十六條中「負担」を「支弁」に、「營業税」を「事業税」に、「補助」を「負担」に改める。

第三十七條中「負担」を「支弁」に改める。

第四十條中「補助額」を「負担額」に、「負担」を「支弁」に改める。

第四十四條中「負担」を「支弁」に改める。

第十五條 食品衛生法(昭和二十二年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六條中「補助」を「負担」に改める。

第十六條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八十六條の次に次の一條を加える。

第八十六條の二 國庫は、予算の範囲内において、前條第一項に規定する公立学校の職員のうち義務教育に従事するもので新組合の組合員である者について地方公共団体が負担する組合の事務に要する費用に相当する金額を限度として、毎年度当該地方公共団体に補助金を交付することができる。

2 國庫は、予算の範囲内において、前項の組合員について地方公共団体が負担する給付に要する費用の二分の一に相当する金額を限度として、毎年度当該地方公共団体に補助金を交付することができる。

第六條第一項から第三項まで中「都道府縣知事」の下に「若しくは五大市の市長」を加える。

第八條第一項中「都道府縣知事」の下に「又は五大市の市長」を加える。

第十一條第二項中「都道府縣」の下に「、五大市」を加える。

第十五條中「都道府縣知事」の下に「若しくは五大市の市長」を加える。

第十六條中「都道府縣」の下に「若しくは五大市」を、「当該都道府縣知事」の下に「若しくは当該五大市の市長」を、「当該都道府縣」の下に「若しくは当該五大市」を加える。

第十七條第一項及び第二項中「都道府縣知事」の下に「若しくは五大市の市長」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、地方財政法第十五條の改正規定は、昭和二十四年度分から、國家公務員共済組合法第八十六條の二の規定は、昭和二十三年七月一日から、適用する。

参照

○地方財政法 (昭和二十三年七月七日 法律第百九号)

(國庫負担地方職員の各地方公共団体の定員)

第十五條(第一項) 前條第一項の規定により國がその経費の全部又は一部を負担する職員、各地方公共団体の定員は、内閣

地方財政法の一部を改正する等の法律

第十七條 藥事法(昭和二十三年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「省令の定めるところにより、手数料を納めて、」及び同條第二項中「厚生大臣の定める手数料を納めて、」を削る。

第二十九條第一項中「省令の定めるところにより、手数料を納めて、」及び同條第二項中「厚生大臣の定める手数料を納めて、」を削る。

第十八條 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十六條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。

第二十七條中「の負担とする。」を「がこれを支弁する。」に改める。

第二十八條及び第二十九條中「補助」を「負担」に、「負担」を「支弁」に改める。

第十九條 当せん金附証票法(昭和二十三年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條の見出しを「(都道府縣等の当せん金附証票の發賣)」に改め、同條第一項中「都道府縣議會」の下に「並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市(以下五大市という。)」の議會を、「同條同項及び同條第三項中「都道府縣」の下に「及び五大市」を加える。

總理大臣が、内閣總理大臣、法務總裁及び各省大臣(以下各大臣という。)の請求に基いて、これを定める。

(地方公共団体の負担を伴う経費の見積書)

第二十二條 各大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び國庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七條第二項に規定する書類を大藏大臣に送付する際、内閣總理大臣を通じて地方財政委員會の意見を求めなければならない。

(当せん金附証票の發賣)

第三十二條 都道府縣は、自分の間、公共事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金附証票法の定めるところにより、当せん金附証票を發賣することができる。

○河川法 (明治二十九年四月八日 法律第七十一号)

第二十四條(第二項) 主務大臣ニ於テ第六條但書ニ依リ河川ノ管理若ハ其ノ維持修繕ヲナス場合ニ於テハ國庫ニ於テ其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ負担スルコトヲ得

同條(第三項) 第一項費用ノ範圍ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條(第一項) 河川ノ改良工事ニ要スル豫算費用ニシテ其

ノ府縣内ノ地價總額千分ノ二箇半ヲ超過スルトキハ其ノ超過額

ノ三分ノ二以内ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得但シ地價總額百分

ノ二箇半ヲ超過スル部分ニ付テハ其ノ超過額ノ四分ノ三以内ヲ

補助スルコトヲ得

地方財政法の一部を改正する等の法律

三七六

同條(第二項) 前項ニ於テ地價ト稱スルハ其ノ年分地租ヲ徵收ス
ヘキ土地ノ一月一日現在地價ヲ謂フ

同條(第三項) 災害ニ因リ必要ヲ生シタル工事ニ要スル費用ハ第
一項ニ依ルノ限ニ在ラス

同條(第四項) 工事費用精算ノ上豫算ヨリ減スルコトアルモ既ニ
與ヘタル補助金ト之ヲ還付セシメサルコトヲ得

第二十七條 第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ
於テハ府縣ハ前條ノ規定ニ準シテ其ノ豫算費用ヲ負擔シ國庫ハ
其ノ殘額ヲ負擔スヘシ

前項ノ場合ニ於テ府縣ノ負擔スヘキ金額並不足額ノ補充及殘餘
金ノ處分等ハ主務大臣之ヲ定ム

第二十八條 第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ
於テハ府縣ハ其ノ負擔スヘキ豫算金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

○砂防法 (明治三十年三月三十日
法律第二十九號)

第十三條 砂防工事ニ要スル費用ハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ府縣ニ補
助スルコトヲ得

前項國庫ノ補助額ハ工事豫算ノ三分ノ二ヲ超過スルコトヲ得ス
本條ノ補助金ハ精算ノ上其ノ費用ノ三分ノ二ヲ超過スルコトアル
モ其ノ超過額ヲ還付セシメサルコトヲ得

災害ニ因リ必要ヲ生シタル砂防工事ニ要スル費用ハ本條ニ依ル
ノ限ニ在ラス

第十四條(第二項) 前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ府縣ヲシテ前
項費用ノ三分ノ一以內ヲ負擔セシムルコトヲ得

○癩豫防法 (明治四十年三月十九日
法律第十一號)

第七條(第一項) 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

一 第二條ノ二第二號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒
又ハ廢棄ヲ爲ス場合ニ要スル諸費

二 入所患者(國立癩療養所入所患者ヲ除ク)及一時救護ニ關ス
ル諸費

三 檢診ニ關スル諸費

四 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第七條ノ二 本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スヘキ
費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

第八條 國庫ハ第六條及第七條ノ規定ニ依ル道府縣ノ支出ニ對シ
勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノト
ス

○府縣災害土木費國庫補助ニ關スル法律

(明治四十四年三月二十三日
法律第十號)

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ府縣災害土木費ノ一部ヲ補助スル
コトヲ得

○結核予防法 (大正八年三月二十七日
法律第二十六號)

第八條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ第六條ノ規定ニ依リ結核療
養所ヲ設置スル公共團體ニ對シ其ノ結核療養所ニ關シ公共團體
ノ支出スル經費ノ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第十二條 國庫ハ第四條第二項、第五條第二項又ハ前條ノ規定ニ
依リ支出ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其ノ支出額ノ二分
ノ一ヲ補助ス

○「トラホーム」予防法 (大正八年三月二十七日
法律第二十七號)

第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ「トラ
ホーム」ノ豫防及ビ治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其
ノ費用ノ補助ヲ爲スヘシ

○都市計畫法 (大正八年四月五日
法律第三十六號)

第五條(第一項) 都市計畫事業ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ行政廳之
ヲ執行ス

第六條(第一項) 都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之
ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團體ヲ統轄スル行政廳之ヲ
執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ
執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

○道路法 (大正八年四月十一日
法律第五十八號)

地方財政法の一部を改正する等の法律

第十四條(第二項) 前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ府縣ヲシテ前
項費用ノ三分ノ一以內ヲ負擔セシムルコトヲ得

○癩豫防法 (明治四十年三月十九日
法律第十一號)

第七條(第一項) 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

一 第二條ノ二第二號ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒
又ハ廢棄ヲ爲ス場合ニ要スル諸費

二 入所患者(國立癩療養所入所患者ヲ除ク)及一時救護ニ關ス
ル諸費

三 檢診ニ關スル諸費

四 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第七條ノ二 本法ニ依リ北海道地方費又ハ府縣ニ於テ負擔スヘキ
費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

第八條 國庫ハ第六條及第七條ノ規定ニ依ル道府縣ノ支出ニ對シ
勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スルモノト
ス

○府縣災害土木費國庫補助ニ關スル法律

(明治四十四年三月二十三日
法律第十號)

政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ府縣災害土木費ノ一部ヲ補助スル
コトヲ得

第三十三條(第三項) 第二十條第二項ノ規定ニ依ル國道ノ新設
又ハ改築ニ要スル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ管理者タル行
政廳ノ統轄スル公共團體ヲシテ其ノ一部ヲ負擔セシムルコト
ヲ得

第三十五條 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設
又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得
特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ
要スル費用ニ付亦同ジ

○寄生蟲病予防法 (昭和六年四月二日
法律第五十九號)

第五條 北海道地方費又ハ府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ寄生蟲病
ノ予防及治療ノ爲費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ費用ノ補助
ヲ爲スヘシ

○特別都市計畫法 (昭和二十一年九月十一日
法律第十九號)

第四條 行政廳が執行する特別都市計畫事業に必要な費用を、都
市計畫法第六條の規定により、公共團體が負擔する場合には、
國庫は、勅令の定めるところにより、その費用の全部又は一部
を補助する。

○保健所法 (昭和二十二年九月五日
法律第一百號)

第十條 國庫は、保健所に關する經費を支出する地方公共團體に
對し、政令の定めるところにより、その支出額の二分の一以內

三七七

地方財政法の一部を改正する等の法律
を補助する。

○薬事法 (昭和二十三年七月二十九日)
法律第百九十七号)

(薬局の登録)

第二十條(第一項) 薬局を開設しようとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、その薬局の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

同條(第二項) 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

(医薬品の販賣業)

第二十九條(第一項) 医薬品の販賣業を営もうとする者は、省令の定めるところにより、手数料を納めて、店舗を有する販賣業者にあつては、その店舗ごとに、配置販賣業者にあつては、その営業区域ごとに、当該店舗の所在地又は営業区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。但し、医薬品の製造業者又は輸入販賣業者が、その製造し、又は輸入した医薬品を医薬品の製造業者又は販賣業者に販賣しようとするとき、又は薬局開設者が医薬品の販賣業を営もうとするときは、この限りでない。

同條(第二項) 前項の登録は、厚生大臣の定める手数料を納めて、毎年十二月三十一日までに、その更新を受けなければ、その効力を失う。

○当せん金附証券法 (昭和二十三年七月十二日)
法律第百四十四号)

(都道府県の当せん金附証券の發賣)

第四條(第一項) 都道府県議會が、公共事業の費用の財源に充てるため必要があると認めて、当せん金附証券の發賣に関する予算を議決したときは、都道府県は、その議決された金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、内閣総理大臣の許可を受けて、当せん金附証券を發賣することができる。内閣総理大臣の行方許可に關しては、地方財政委員會が、これを補佐する。

同條(第三項) 第一項の許可を受けようとする都道府県は、第七條第一項に掲げる事項及び当せん金附証券の發賣により調達する資金を財源とする公共事業の計画を記載した申請書を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(当せん金附証券の賣買)

第六條(第一項) 当せん金附証券の發賣及び当せん金品の支拂又は交付については、大藏大臣又は都道府県知事は、銀行(日本銀行を除く。以下同じ)の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせる。

同條(第二項) 大藏大臣又は都道府県知事は、前項の委託に先立ち、一定期日までに申請する銀行に対し当せん金附証券の發賣及び当せん金品の支拂又は交付の事務を委託して取り扱わせ、且つ、一定の手数料を支拂う旨を公告しなければならない。

当該都道府県に納付するものとする。

(報告及び検査)

第十七條 受託銀行は、大藏大臣又は都道府県知事に、その委託を受けた当せん金附証券に關し、各月及び要求せられるごとに報告書を提出しなければならない。但し、各月の報告書は、十五日以内に、これを提出するものとする。

2 大藏大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、職員をして、その委託した業務に關し、受託銀行の營業所に立ち入り、帳簿その他の關係書類を検査させる。

◎地方税法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百六十九号
昭和二十四年五月三十一日一部施行
年六月一日一部施行
(内閣総理大臣署名)

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「標準賦課率をこえて課税してはならない。」を「標準賦課率で課税しなければならない。」に改める。

第十三條本文中「これらの附加税並びに遊興飲食税制」を「並びにこれらの附加税」に改め、同條第十五号中「農業共済組合」の下に「農業共済保險組合」を加え、第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 船舶運営會の事業

地方税法の一部を改正する法律

同條(第三項) 前項の手数料率は、一当せん金附証券につき、証券金額の一割を超えない範囲で、發賣する大藏大臣又は都道府県知事が、これを定める。

第八條(第一項) 都道府県知事は、当せん金附証券の發賣につき、第四條第一項の規定により許可を受けたときは、その發賣前に、前條第一項各号に掲げる事項を告示しなければならない。

第十一條(第二項) 当せん金附証券を發賣した政府、都道府県又は受託銀行は、受託銀行から直接に当せん金附証券を購入した者又はその相続人その他の一般の承継人に対してのみ、その当せん金品を支拂い、又は交付する責に任ずる。

(受託銀行への当せん金品の交付)
第十五條 大藏大臣又は都道府県知事は、その發賣する当せん金附証券について、当せん金品として支拂うべき金銭の支拂に必要な資金を、その受託銀行に交付するものとする。

2 大藏大臣又は都道府県知事は、その發賣する当せん金附証券について当せん金品として交付すべき金銭以外のものを、その受託銀行に交付するものとする。

(賣得金の納付)
第十六條 受託銀行は政府又は都道府県の發賣する当せん金附証券の賣得金を、その發賣期間満了後一月をこえない範囲で大藏大臣又は当該都道府県知事の指定する期間内に、政府又は

第十八條第二項中「道府縣知事又は」を削る。
第十九條中「市町村長又は」を削る。

第二十一條第一項中「受けた日」の下に「(年税又は期税で納期を分けたものについては、第一期分の徴税令書又は徴税傳令書の交付を受けた日)」を加え、同項に次の但書を加える。

但し、第五十一條の規定による配当に基く道府縣民税の賦課については、市町村長に異議の申立をしなければならぬ。

同條第三項中「受けた日」の下に「(年税又は期税で納期を分けたものについては、第一期分の徴税令書の交付を受けた日)」を加える。

同條第四項中「前項の場合」を「第一項但書及び前項の場合」に改め、同條第六項中「市町村長又は」を削り、同條第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項及び第三項から第六項までの規定による異議の申立、訴願又は出訴があつても、税金の徴收は、これを停止しない。但し、道府縣知事又は市町村長は、職権により又は關係人の請求により必要があると認めるときは、これを停止することが出来る。

第二十二條第一項中「道府縣知事若しくは」及び「市町村長若しくは」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、第二十七條の規定により税金を徴收するときは、この限りでない。

第二十三條第二項中「市町村長又は」を削る。

第二十四條第一項中「道府縣知事若しくは」、「市町村長若しくは」及び同條第四項中「市町村長又は」を削る。

べき地方税は、これらの場合における國税及び地方税以外の公課の督促手数料、延滞金及び滞納処分費、強制執行の費用、破産手続上の費用並びに競賣費用に先だつて、これを徴收しない。

4 地方税の督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、第一項第一号から第三号まで及び第五号の場合における國税及び地方税以外の公課の督促手数料、延滞金及び滞納処分費、強制執行の費用、破産手続上の費用並びに競賣費用に先だつてこれを徴收しない。

第三十一條中「共有物、」の下に「共同使用物、」を加える。
第三十二條の見出しを「(過納徴收金の取扱)」に、同條中「税金」を「地方團體の徴收金」に改める。

第三十三條及び第三十四條中「又は事業所」を「事業所又は業務所」に、第三十五條中「若しくは事業所」を「事業所若しくは業務所」に、「及び事業所」を「事業所及び業務所」に改める。

第三十六條第一項第五号中「電話加入権税割」を削り、「電話加入権税」を「電話加入権税附加税」を「電話税附加税」に改め、第七号中「遊興飲食税割」、第八号中「入湯税割」、第九号中「と畜税割」及び第十号中「廣告税割」を削る。

第四十一條中「道府縣知事若しくは」及び「市町村長若しくは」を削る。
第四十三條中「及び第三十二條」を「第三十二條及び第三十三條」に改める。

第四十四條第一項本文に次の但書を加える。
但し、入場税については、條例で定める場合を除く外、道府縣

地方税法の一部を改正する法律

第二十六條第二項及び第三項を次のように改める。
2 地方税の督促手数料、延滞金及び滞納処分費は、地方税に先だつて、これを徴收する。

3 納税者の財産上に質権又は抵当権を有する者が、その質権又は抵当権が地方税の納期限より一年前に設定されたことを公正証書で証明したときは、その財産の價額を限度として、当該質権又は抵当権が担保する債権に対して地方税を先取しない。
第二十六條の次に次の一條を加える。

(時効)
第二十六條の二 地方團體の徴收金の徴收を目的とする地方團體の権利は、五年間これを行わないときは、時効に因り消滅する。

2 附加税又は都市計画税たる市町村税のうち、本税の課税標準が決定しなければ賦課することができないものの時効は、その課税標準決定の日から進行する。

3 この法律の規定による地方税納入の告知(徴税令書、徴税傳令書、納期限変更告知書又は督促狀の交付をいう。)は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
第二十七條第二項を次のように改める。

前項の規定により納期前に税金を徴收しようとするときは、道府縣徴税吏員又は市町村徴税吏員は、納期限変更告知書を発しなければならない。
同條に次の二項を加える。

3 第一項第一号から第三号まで及び第五号の場合において徴收す

が発行する証紙をもつて拂い込まなければならない。
同條同項第五号中「遊興飲食税割」、第六号中「入湯税割」及び第七号中「廣告税割」を削る。

同條第二項中「前項」の下に「(但書を除く。)」を加える。
第四十五條第一項中「道府縣知事若しくは」及び「市町村長若しくは」を削る。

第四十六條第一項中「十四 電話加入権税」を「十四 電話税」に改める。
第四十七條第一項第二号中「事業所」の下に「業務所」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 道府縣内に事務所、事業所又は業務所を有する法人及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの
同條「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「事業所又は業務所」に改める。

第四十九條中「九月(二期に分けるときは九月及び十二月)」を「九月及び十二月(一期とするときは、九月)」に、「事情のあるときは」を「事情がある場合においては」に改める。

第五十條第一項中「四百五十円」を「七百円」に改め、同條第二項中「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を「事業所又は業務所」に改める。

第五十二條に次の五項を加える。

地方税法の一部を改正する法律

- 3 土地台帳法により賃貸価格を定めない旨の定のある土地については、評定賃貸価格をもつて、第一項の賃貸価格とする。
- 4 第一項に規定する所有者、質権者又は地上権者が國、地方團體その他地方税を課することができないものであるときは、第一項の規定にかかわらず、地租は、土地に対し、評定賃貸価格を標準として、その所在の道府縣において、その使用者に、これを課する。但し、道府縣知事が公用又は公共の用に供するものと認める部分については、この限りでない。
- 5 前二項の評定賃貸価格は、道府縣條例の定めるところにより、類地の賃貸価格に比準し、且つ、当該土地の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。
- 6 第四項において使用者とは、その土地の地上権者（第一項の地上権者を除く。）、地役権者、永小作権者、又は土地の所有者との契約その他の権原に基きその土地を使用する権利を有する者という。
- 7 第四項の所有者、質権者又は地上権者は、毎年四月一日現在につき、前項の使用を、命令の定めるところにより、四月二十日までに届け出なければならない。

- 3 家屋税は、家屋に対し、評定賃貸価格を標準として、その所在の道府縣において、その使用者に、これを課する。但し、道府縣知事が公用又は公共の用に供するものと認める部分については、この限りでない。
 - 5 前二項の評定賃貸価格は、道府縣條例の定めるところにより、類似家屋の賃貸価格に比準し、且つ、当該家屋の品位及び情況に應じ、道府縣知事が、これを定めなければならない。
 - 6 第四項において使用者とは、その家屋の所有者との契約その他の権原に基きその家屋を使用する権利を有する者をいう。
 - 7 第四項の所有者は、毎年五月一日現在につき、前項の使用を、命令の定めるところにより、五月二十日までに届け出なければならない。
- 第六十三條第一項中「第三十四條の法人を除く。」を「第三十四條の法人及び宗教法人を除く。但し、収益を目的とする事業を行う部分については、この限りでない。」に改め、同條第二項中第二十一号を削り、以下順次一号ずつ繰り上げる。
- 第六十五條第二項中「終了の日」を「十二月三十一日」に改める。
- 第六十九條第一項を第三項とし、同項中「事業税の課税標準については、」を「第一項に規定する事業以外の事業に対する事業税の課税標準については、」に改め、同條第二項を第四項とし、同條第一項及び第二項として次の二項を加える。
- 電氣供給業、ガス供給業及び運送業（運送取扱業を含む。）に対する事業税の課税標準は、第六十三條第一項及び第六十五條第一

項の規定にかかわらず、法人の行うものにあつては、各事業年度の収入金額及び清算所得、個人が行うものにあつては、当該年度の前年における事業の収入金額とする。収入金額を課税標準とする場合における標準賦課率は、第六十七條第一項の規定にかかわらず、百分の一とする。

経営者及び船車内における販賣業者からの買受者を除く。を、「販賣業者」の下に（第九十五條第一項の場所の経営者及び船車内における販賣業者を除く。）を加える。

同條第二項を削り、第三項を第二項とし、同項中「第一項」を「前項」に改め、（酒税法第二十七條ノ四に掲げる者を含む。）を削り、同項の次に次の一項を加える。

- 2 第七條、第八條及び第六十五條第二項の規定は、前項の場合についてこれを準用する。
- 第七十條中「前條第一項」を「前條第三項」に改める。
- 第七十一條第三項中各号を次のように改める。
- 一 弁護士業
 - 二 司法書士業
 - 三 行政書士業
 - 四 公証人業
 - 五 弁理士業
 - 六 税務代理士業
 - 七 公認会計士業
 - 八 設計監督士業
 - 九 理容師業
 - 十 諸藝師匠業
 - 十一 その他これらに類する業務
- 第七十六條但書中「但し、」の下に「展覧会場その他これに類する場所に入場する者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。
- 第七十七條第一項中「買受者」の下に「（第九十五條第一項の場所の

- 3 酒の製造者がその製造に係る酒を自ら消費し、又は贈與した場合においては、その酒の價格を標準として、製造場所在の道府縣において、その製造者に酒消費税を課する。
- 第七十九條第三項中「又は電氣事業者でない者が自ら発電する電氣を電氣事業者でない者に使用させるときは」を「又は電氣事業者若しくはガス事業者でない者が自ら発電する電氣若しくは自ら製造するガスを電氣事業者若しくはガス事業者でない者に使用させるときは」に、「又はその発電者」を「又はその発電者若しくはガス製造者」に改め、同條第四項中「自ら発電するもの」の下に「若しくはガス事業者でない者で自らガスを製造するもの」を加える。
- 第八十一條の次に次の二條を加える。
- （鉦区税の賦課期日）
- 第八十一條の二 鉦区税の賦課期日は、十一月一日とする。
- （鉦区税の納期）
- 第八十一條の三 鉦区税の納期は、十二月中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

地方税法の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律

第八十二條第一項中「十円」を「十五円」に、「二十円」を「三十円」に改める。

第八十六條を次のように改める。

(電話税)

第八十六條 電話税は、電話の使用又はその加入に対し、電話機所在の道府県において、その使用者又はその加入者に、これを課する。

2 前項の電話機とは、電話の設備及び利用に関する國との契約に基いて設置されたものを、使用者とは、当該契約の当事者を、加入者とは、新たに使用者となつた者をいう。

第九十四條を次のように改める。

(狩猟者の賦課率)

第九十四條 狩猟者税は、その賦課率を千八百円として、これを課さなければならぬ。

第九十九條中「十三 電話加入権税附加税」を「十三 電話税附加税」に改め、第二十一号中「独立税附加税」の下に「(但し、第一百一條第四項の規定により道府県條例で定めるものを除く。)」を加える。

第一百條中「並びに」を、「」に、「の納期」を「並びに鉦区税附加税の納期」に改める。

第一百一條に次の一項を加える。

4 第九十九條第二十一号に規定する独立税附加税については、道府県は、当該独立税附加税による負担を軽減するため必要があると認めるときその他特別の事情があるときは、條例の定めると

相当する率を定めたものとする。」を加える。

第一百八條を次のように改める。

(道府県の都市計画税)

第一百八條 道府県は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)及び特別都市計画法(昭和二十二年法律第九号)の施行に要する費用に充てるため、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税又は事業税若しくは特別所得税(第六十九條第三項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税又は特別所得税)については、その税額を同年度分の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業税又は特別所得税の賦課率をもつて除して得たものに、第六十七條第一項又は第七十二條第一項に規定する区分に應じ、百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乗じて得たものをいう。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内において、都市計画税として、道府県税独立税割を課することができる。

第一百九條を次のように改める。

(市町村の都市計画税)

第一百九條 市町村は、都市計画法及び特別都市計画法の執行に要する費用に充てるため、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税又は事業税若しくは特別所得税の百分の三十以内において、都市計画税として、道府県税独立税割を課することができる。

2 市町村は、前項に規定するものの外、別に税目を起して、都市

地方税法の一部を改正する法律

ころにより、その賦課を禁止し、又はその賦課率を制限することができる。この場合においても、第一百三條第三項の規定は、適用を妨げられないものとする。

第一百四條第一項第二号中「事業所」の下に「、業務所」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 市町村内に事務所、事業所又は業務所を有する法人及び法人でない、社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの

同條第二項中「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を、「事業所又は業務所」に改める。

第六六條中「九月(二期に分けるときは九月及び十二月)」を「九月及び十二月(一期とするときは、九月)」に、「事情があるときは」を「事情がある場合においては」に改める。

第七七條第一項中「四百五十円」を「七百五十円」に改め、同條第二項中「法人」の下に「及び法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定のあるもの」を加え、「又は事業所」を、「事業所又は業務所」に改める。

第九九條中「所有者」の下に「(所有者が國、地方團體その他地方税を課することができないものであるときは、その使用者)」を加える。

第一百六條中「準用する。」の下に「この場合において賦課率に関する定は、入場税にあつては三倍、鉦産税にあつては二・五倍、木材引取税にあつては一・五倍、その他の税にあつてはそれぞれ二倍に

計画税を課することができる。

第二十條第一項中「その他土地」を、「、林道に関する事業その他土地又は山林」に改める。

第二十一條第一項中「共同集荷場」の下に「、汚物処理施設」を加える。

第二十二條第一項に次の二号を加える。

六 第一百一條第四項の規定により道府県独立税に対する附加税の賦課を禁止し、又はその賦課率を制限したとき。

七 第三十四條の二第一項の規定により入場税附加税の賦課率を制限したとき。

第二十六條の次に次の一條を加える。

(犯則取締)

第二十六條の二 地方税に関する犯則事件(以下犯則事件という。)については、國税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定(第二十二條の規定を除く。)を準用する。

2 前項の場合において、道府県税については、國税犯則取締法に規定する財務局長の職務は道府県知事が、税務署長の職務は道府県知事、地方自治法第五十五條第一項の支廳又は地方事務所の長が、これを行い、市町村税については、國税犯則取締法に規定する財務局長の職務は京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋(以下五大市という。)の長が、税務署長の職務は市町村長(五大市の長を除く。)又は地方自治法第五十五條第一項の区の事務所の長が、これを行う。但し、道府県知事が税務署長の職務を行

う場合は、地方自治法第五十五條第一項の支應は地方事務所の所管区域外において犯罪事件が発見された場合に限る。

3 第一項の場合において、道府県税については、國稅犯則取締法に規定する財務局又は稅務署の收稅官吏の職務は、道府縣知事がその職務を定めて指定する道府縣吏員（以下道府縣檢稅吏員という。）が、これを行い、市町村税については、國稅犯則取締法に規定する財務局の收稅官吏の職務は、五大市の長がその職務を定めて指定する市吏員（以下五大市檢稅吏員という。）が、稅務署の收稅官吏の職務は、市町村長がその職務を定めて指定する市町村吏員（以下市町村檢稅吏員という。）が、これを行う。

4 第一項の場合において、國稅犯則取締法第十一條及び第十二條の規定は、道府縣税又は五大市の市税に関する犯罪事件の調査に ついてのみ、且つ、当該道府縣又は市の区域内に関する限り、これを準用する。

5 第一項の場合において、道府縣檢稅吏員、五大市檢稅吏員又は市町村檢稅吏員は、当該道府縣税又は市町村税についてその所屬する地方團體の区域外においても犯罪事件の調査を行うことができる。

6 第一項の場合においては、入場税、酒消費税、木材引取税、遊興飲食税及び入湯税並びにこれらの附加税に関する犯罪事件は、間接國稅に関する犯罪事件とする。

7 市町村長は、前項の税のうち道府縣附加税について第一項において準用する國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告

処分をしようとするときは、あらかじめ道府縣知事の許可を受けなければならない。

8 道府縣知事は、前項の規定により許可をする場合においては、更正して許可することができる。

9 財務局の收稅官吏の職務を行う道府縣檢稅吏員又は稅務署の收稅官吏の職務を行う道府縣檢稅吏員は、第六項の税のうち道府縣附加税に関する犯罪事件について五大市檢稅吏員又は市町村檢稅吏員の職務を行うことができる。

10 第一項において準用する國稅犯則取締法第十四條第一項の規定による通告処分により納付された金銭その他の物品は、当該地方團體の收入とする。

第百二十七條第二項中「四百五十円に第四十七條を「七百円に第四十七條に、「四百五十円に東京都を「七百円に東京都に、「四百五十円に特別区」を「七百五十円に特別区」に改め、同項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 東京都の特別区の存する区域及び特別市においては、第百十八條の規定の準用については、同項中「百分の十」とあるのは「百分の二十」と読み替えるものとする。

同條第四項の次に次の一項を加える。

5 東京都の特別区の存する区域における都税の賦課徴收については、東京都條例の定めるところにより、これを特別区長に委任することができる。この場合における前條第二項の規定の準用については、「地方自治法第五十五條第一項の支應又は地方事務所

の長」とあるのは「地方自治法第五十五條第一項の支應若しくは地方事務所の長又は特別区長」と、「地方自治法第五十五條第一項の支應又は地方事務所の所管区域外」とあるのは「地方自治法第五十五條第一項の支應若しくは地方事務所の所管区域外又は特別区の存する区域外」とそれぞれ読み替えるものとする。

第百三十二條第二項中「市町村徵稅吏員」を「市町村徵稅吏員」若しくは「市町村檢稅吏員」に改める。

第百三十三條中「並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市」を「及び五大市」に改める。

第百三十四條の次に次の一條を加える。

（入場税附加税の賦課率の特別制限）

第百三十四條の二 入場税附加税の收入見込額が市村民税の標準賦課総額の見込額に政令で定める率を乗じた額をこえる市町村については、道府縣は、條例の定めるところにより、当該市町村の入場税附加税の收入見込額が当該市町村の市村民税の標準賦課総額の見込額に政令で定める率を乗じた額に相当する率まで当該市町村の入場税附加税の賦課率を制限することができる。

2 前項の規定により賦課率を制限した場合においては、その市町村における当該道府縣の入場税の賦課率は、その賦課率に、その制限により切り捨てた率に相当する率を加えたものとしなければならぬ。この場合においては、当該道府縣の入場税の徴收額中同項の規定による賦課率の制限により切り捨てた率に相当する率による額は、條例の定めるところにより、これを他の市町村に與

えなければならぬ。

3 前項の制限に対し異議のある市町村は、内閣総理大臣に異議の申立をすることができる。

4 第二十一條第七項の規定は、前項の場合に、これを準用する。第百三十六條中第三項を削り、第四項を第三項とし、同項中「第一項又は第二項」を「前二項」に改める。

第百三十七條の次に次の三條を加える。

（不納せんと動に関する罪）

第百三十七條の二 納稅義務者のすべき課税標準に関する申告（以下本章において申告という。）をしないこと、若しくは虚偽の申告をすること又は税金の徴收若しくは納付をしないことをせんと動した者は、これを三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 納稅義務者のなすべき申告をさせないため若しくは虚偽の申告をさせるために又は税金の徴收若しくは納付をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、また、前項の懲役又は罰金に処する。

3 前二項の規定は、特別徴收義務者のすべき特別徴收に関する報告及びその徴收に係る税金について、前二項に規定する行爲をした者に、これを準用する。

（滞納処分に関する罪）

第百三十七條の三 納稅義務者（特別徴收義務者を含む。以下本條中同じ。）が滞納処分の執行を受ける前に当該処分の執行を免かれ

地方税法の一部を改正する法律

る目的で財産を隠匿し、損か、いし、地方団体の不利益に処分し、若しくは財産の負担を虚偽に増加する行為をして当該処分の執行を受けたとき、又は当該処分の執行を受けた後その執行を免かれる目的でこれらの行為をしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 納税義務者の財産を占有する第三者が納税義務者のために前項に掲げる行為をした場合においてその納税義務者に対し滞納処分の執行があつたときも、また、前項の懲役又は罰金に処する。

3 情を知つて第一項に掲げる行為につき納税義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、その納税義務者に対し滞納処分の執行があつたときは、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十七條の四 第百三十六條第一項若しくは第二項又は前條の罪を犯した者には、懲役及び罰金を併科することができる。

第百三十九條中「第百三十六條又は第百三十七條」を「第百三十六條、第百三十七條又は第百三十七條の三」に改める。

第百四十條の次に次の二條を加える。

- (過料)
- 第百四十條の二 第百二十五條の規定により納税義務者が申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなく、申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、條例で三万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。
- 2 前項の規定により過料を課せられた者は、その処分に不服があるときは、道府縣税については裁判所に訴し、市町村税については道府縣知事に訴願し、その裁判に不服があるときは裁判所に訴することができる。

るときは、道府縣税については裁判所に訴し、市町村税については道府縣知事に訴願し、その裁判に不服があるときは裁判所に訴することができる。

3 前項の裁判については、市町村長からも裁判所に訴することができる。

4 地方自治法第二百五十六條第一項の規定は、第二項の訴願の場合に、これを準用する。

第百四十條の三 第五十二條第七項又は第五十七條第七項の規定により所有者が届け出なければならぬ事項について、正当な理由がなく、届出をしなかつた場合においては、その者に対し、條例で三万円以下の過料に処する旨の規定を設けることができる。

2 前條第二項から第四項までの規定は、前項の場合に、これを準用する。

第百四十五條中「百分の百」及び「百分の百二十五」を「百分の二百五十」に改める。

第百四十六條第一項中「減租年期地、免租年期地その他旧地租法（昭和六年法律第二十八号）その他の法律により一定の期間賃貸賃格に關し特別の取扱をなす旨の定められた土地で土地台帳法により賃貸賃格を設定若しくは修正すべきもの及び旧家屋税法（昭和十五年法律第八号）により賃貸賃格を定めぬ旨の定められた家屋で家屋台帳法により賃貸賃格を決定すべきものについて、この法律施行の際に土地台帳法により賃貸賃格を設定し、又は修正すべき土地及び家屋台帳法により賃貸賃格を決定すべき家屋についてまた、しに

改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、入場税及び入場税附加税に關する改正規定は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十四年度分の地方税から適用する。但し、入場税及び入場税附加税に關する改正規定は、昭和二十四年六月一日から、第六十九條第一項の電気供給業、ガス供給業及び運送業（運送取扱業を含む。）に対する事業税に關する改正規定は、その料金について物價統制令による統制額があるときは、昭和二十四年四月一日以後においてそれぞれその統制額が改訂されたとき属する年度分の地方税から適用する。

3 地方税法第百二十六條の二の規定は、この法律施行前にした行為には、適用しない。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

5 昭和二十三年度分以前の地方税並びに昭和二十四年五月三十一日までの入場税及び入場税附加税については、なお、従前の例による。

6 改正前の地方税法第十三條中遊興飲食税割の非課税からの除外に關する部分、第三十六條第一項の規定による電話加入権税割、遊興飲食税割、入湯税割、と畜税割及び廣告税割の特別徴收、第四十四條第一項の規定による遊興飲食税割、入湯税割及び廣告税

地方税法の一部を改正する法律

- 割の証紙による拂込又は第百十八條第一項並びに第百十九條第一項及び同條第三項の規定による道府縣税独立税割及び市町村税独立税割については、昭和二十四年度分に限り、なお、従前の例による。この場合において、電話加入権税割の課税標準は、電話税とする。
- 7 この法律施行前に電話加入権税及び電話加入権税附加税について昭和二十四年度分としてした行為は、改正後の地方税法の規定による電話税及び電話税附加税についてした行為とみなす。
- 8 昭和二十四年度分の地租にあつては、第五十二條第七項中「四月二十日」とあるのは「六月二十日」と、同年度の家屋税にあつては第五十七條第七項中「五月二十日」とあるのは「六月二十日」とそれぞれ読み替へるものとする。
- 9 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
第百二十五條中「國税」を「地方税」に改める。

参照

○地方税法（昭和二十三年七月七日法律第百一十号）

第十一條（標準賦課総額及び標準賦課率） 標準賦課総額又は標準賦課率を定める税目については、地方団体は、その財政上特別の必要があると認める場合を除く外、その標準賦課総額又は標準賦課率をこえて課税してはならない。

地方税法の一部を改正する法律

第十三條(課税除外)(本文) 左に掲げるものに対しては、地方税(鉱産税、入場税、酒消費税、電気ガス税、木材引取税及び遊興飲食税、これらの附加税並びに遊興飲食税割を除く。)を課することができない。

十五 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の事業、国民健康保険の事業を行ふ法人の国民健康保険の事業並びに農業共済組合、漁船保険組合及び木船保険組合の事業

第十八條(第二項) 都道府県知事又は道府県徴税吏員は、納税者に対し、直接に徴税令書を交付することができる。

第十九條(市町村税の普通徴収) 市町村税を賦課徴収しようとするときは、市町村長又は市町村徴税吏員は、徴税令書を納税者に交付しなければならない。

第二十一條(第一項)(違法又は錯誤に係る賦課等の救済) 道府県税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があることを認めるときは、徴税令書又は徴税傳令書の交付を受けた日から三十日以内に、道府県知事に異議の申立をなすことができる。

同條(第三項) 市町村税の賦課を受けた者は、その賦課について違法又は錯誤があると認めるときは、徴税令書の交付を受けた日から三十日以内に、市町村長に異議の申立をなすことができる。

同條(第四項) 前項の場合において市町村長の決定を受けた者

第二十六條(第二項) 地方団体の徴収金の追徴、還付及び時効については、国税の例による。但し、附加税たる市町村税のうち、本税の決定に因り賦課することのできるもの時効は、本税決定の日から進行する。

同條(第三項) 第二十四條第二項から第四項まで並びに地方自治法第二百五十七條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二十七條(第二項) 前項の規定による徴収については、国税徴収の例による。

第三十一條(連帯納付義務) 共有物、共同事業、共同事業に因り生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して、これを納付する義務を負う。

2 公賣及び競賣以外の原因に因り鉱業権の移轉があつた場合において、未納に係る鉱区税(鉱区税附加税を含む。)に関する地方団体の徴収金があるときは、新鉱業権者は、旧鉱業権者と連帯して、これを納付する義務を負う。

第三十二條(過納税額の取扱) 既納の税金が過納であるときは、その過納額を未納の税金に充てることができる。

第三十三條(納税管理人) 納税義務者は、納税地に住所、居所、事務所又は事業所を有しないときは、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税地に居住する者のうちから納税管理人を定め、條例の定めるところにより、道府県知事については道府県知事又は市町村長に、市町村税については市町村長に、これを申告しなければならない。納税管理人を変更したときも、ま

地方税法の一部を改正する法律

は、その決定に不服があるときは、道府県知事に訴願することができる。

同條(第六項) 第四項の規定による裁判については、市町村長又は市町村徴税吏員からも、裁判所に出訴することができる。

同條(第七項) 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十六條第二項から第四項まで及び第二百五十七條の規定は、第一項から第四項までの場合に、これを準用する。

第二十二條(督促状)(第一項) 道府県税の徴税令書若しくは徴税傳令書又は市町村税の徴税令書の交付を受けた納税者が、納期限までに税金を完納しないときは、道府県知事若しくは道府県徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、遅くとも納期限後二十日目までに督促状を発しなければならない。

第二十三條(第二項) 道府県税について市町村長又は市町村徴税吏員をして督促状を發せしめた場合における手数料は、その市町村の収入とする。

第二十四條(滞納処分) 第一項第二十二條の規定による督促を受けた者が、督促状の指定期限までに、税金及び督促手数料を完納しないときは、道府県知事若しくは道府県徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、條例で定める期限内に、国税滞納処分の例により、これを処分しなければならない。

同條(第四項) 市町村税に関する第二項の規定による裁判については、市町村長又は市町村徴税吏員からも、裁判所に出訴することができる。

た、同様とする。

第三十四條(書類の送達) 徴税令書、徴税傳令書、督促状及び滞納処分に関する書類は、名宛人の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。名宛人が相続財団でその相続財団に財産管理人があるときは、財産管理人の住所又は居所に送達する。

2 納税管理人があるときは、徴税令書、徴税傳令書及び督促状に限り、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

第三十五條(公示送達) 書類の送達を受くべき者が、その住所、居所、事務所若しくは事業所において書類の受取を拒んだとき又はその者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であるとき若しくは本邦内になくるときは、條例の定めるところにより、書類の要旨を公告し、公告の初日から七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

第三十六條(特別徴収義務者) 地方団体は、左に掲げる税目については、その徴収の便宜を有する者をして、これを徴収させることができる。

- 五 電話加入権税 電話加入権附加税
- 七 遊興飲食税 遊興飲食税附加税
- 八 入湯税 入湯税附加税
- 九 と畜税 と畜税割
- 十 廣告税 廣告税割

第四十一條(特別徴収義務者に対する督促) 特別徴収義務者がその徴収すべき地方税に相当する金額を條例で定める期日までに

納入しないときは、道府県知事若しくは道府県徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は、相当の期限を指定して、督促状を発しなければならない。

第四十三條(特別徴収に係る納入金に関する準用規定) 第五條、第二十條第四項、第二十三條第一項、第二十四條から第二十七條まで、第三十條、第三十一條第一項及び第三十二條の規定は、第三十六條第一項の規定により地方税を徴収させる場合の納入金について、これを準用する。

第四十四條(証紙による税金の拂込)(第一項) 地方団体は、左に掲げる地方税については、第十八條及び第十九條の規定によらないで、その地方団体が発行する証紙をもつて、地方税を拂い込ませることができる。

- 一 入場税 入場税附加税
 - 二 酒消費税 酒消費税附加税
 - 三 木材引取税 木材引取税附加税
 - 四 狩猟者税 狩猟者税附加税
 - 五 遊興飲食税 遊興飲食税附加税
 - 六 入湯税 入湯税附加税
 - 七 廣告税 廣告税附加税
 - 八 その他内閣総理大臣の指定する税目
- 同條(第二項) 前項の場合においては、地方団体は、証紙書類その他のものに証紙をばらせ、又は証紙金額に相当する現金の納付を受け、納税済印をおし、証紙に代えることができる。

第四十五條(徴収の嘱託) この法律により地方団体の徴収金を納付すべき者又はその者の財産が当該地方団体外に在るときは、道府県知事若しくは道府県徴税吏員又は市町村長若しくは市町村徴税吏員は本人又は財産所在地の当該吏員にその徴収を嘱託することができる。

第四十六條(道府県税の独立税の税目) 道府県は、独立税として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徴収に要する経費が徴収すべき税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

十四 電話加入権税

第四十七條(道府県民税の納税義務者等) 道府県民税は、左に掲げる者に対し、所得の情況、資産の情況等を標準とし、且つ、均等割を加味して、これを課する。但し、貧困に因り生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しては、この限りでない。

二 道府県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で前号に該当しないもの

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

2 前項第一号又は第二号の個人については、当該事実のある市町村ごとく、同項第三号の法人については、その事務所又は事業所ごとに、道府県民税を課する。

第四十九條(道府県民税の納期) 道府県民税の納期は、九月(二期に分けるときは九月及び十二月)中において、條例でこれを

定める。但し、特別の事情のあるときは、この限りでない。

第五十條(道府県民税の賦課総額)(第一項) 道府県民税の標準賦課総額は、四百五十円に第四十七條に定める納税義務者の数を乗じた額とする。

同條(第二項) 前項の規定の適用については、第四十七條第一項第一号又は第二号の個人は、当該事実のある市町村ごとに、同條同項第三号の法人は、その事務所又は事業所ごとに、独立の納税義務者とみなす。

第六十三條(事業税の納税義務者等) 事業税は、法人(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人を除く。)の行う事業並びに個人が行う第一種事業及び第二種事業に対し、所得を標準として、事業所所在の道府県において、その法人及び個人にこれを課する。

同條(第二項) 前項の第一種事業とは、左に掲げるものとする。

二十一 理容業

第六十五條(第二項) 個人が前年度一月一日から当該年度終了の日までに事業を廃止した場合における事業税については、前項の所得を課税標準とするもの外、前年度一月一日から事業廃止の時点までの所得を課税標準とするものを、その事業廃止後直ちに課するものとする。

第六十九條(事業税の課税標準の特例) 事業税の課税標準については、事業の情況に應じ、第六十三條第一項の所得によらないで資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは賃貸價格、土地

地方税法の一部を改正する法律

の地積若しくは賃貸價格、従業員数等を標準とし、又は同項の所得とこれらの標準とを併せ用いることができる。この場合における賦課率は、命令で特別な定をなすものについてはその定により、その他のものについては、第六十七條の賦課率による場合における負担と著しく均衡を失することのないように、これを定めなければならない。

第七十條(地租、家屋税及び事業税の賦課率均一) 地租、家屋税及び事業税(前條第一項の規定による事業税を除く。)の賦課率の各標準賦課率に対する割合は、同一道府県においては、これを同一としなければならない。但し、負担の均衡上特に必要があるときは、この限りでない。

第七十一條(第三項) 第一項の第二種業務とは、左に掲げるものとする。

- 一 弁護士業
- 二 司法書士業
- 三 公証人業
- 四 税務代理士業
- 五 公認会計士業
- 六 その他これらに類する業務

第七十六條(入場税の賦課率) 入場税は、賦課率百分の五十によりこれを課さなければならない。但し、運動競技で学生、生徒又はその競技をなすことを業としなない者の行うものについて、観覧のため競技場に入場する者から料金を徴収する場合に

地方税法の一部を改正する法律

においては、賦課率は、百分の二十とする。

第七十七條(酒消費税の納税義務者等(第一項)) 酒消費税は、酒(酒税法(昭和十五年法律第三十五号))にいう酒類をいう。以下同じ。)に対し、その価格を標準として、販賣場所在の道府縣において、その買受者←にこれを課する。但し、販賣業者←が販賣のために買い受ける酒については、この限りでない。

同條(第二項) 船車内において販賣される酒については、船車の定けい場又は定置場をもつて、前項の販賣場とみなす。

同條(第三項) 第一項の価格は小賣業者(酒税法第二十七條の四に掲げる者を含む。)の販賣價格(酒税額を含む。)とする。

第七十九條(第三項) 電氣事業者若しくはガス事業者が料金を徴收しないで他人に電氣若しくはガスを使用させるとき、又は電氣事業者でない者が、自ら発電する電氣を電氣事業者でない者に使用させるときは、その電氣又はガスは、これをその電氣事業者若しくはガス事業者又はその発電者が使用するものとみなす。

同條(第四項) 前項の場合及び電氣事業者若しくはガス事業者又は電氣事業者でない者で自ら発電する者←が自ら電氣又はガスを使用する場合においては、料金以外のものを電氣ガス税の課税標準とすることができる。

第八十二條(鉱区税の賦課率) 鉱区税は、左に掲げる賦課率により、これを課さなければならない。

- 一 試掘鉱区 面積千坪ごとに 十円

- 二 採掘鉱区 面積千坪ごとに 二十円
- 三 砂鉱区 延長一町ごとに 十円

河床でないもの 面積千坪ごとに 十円

第八十六條(電話加入権税) 電話加入権税は、電話加入権又はその取得に対し、電話機所在の道府縣において、その電話加入権者又はその取得者に、これを課する。

第九十四條(狩猟者税の賦課率) 狩猟者税は、左の賦課率により、これを課さなければならない。

- 一 年額一万元以上の所得税を納める者及びその同居の親族 二千四百円
- 二 年額一万円未満の所得税を納める者及びその同居の親族 千二百円
- 三 前二号に掲げる者以外の者 五百円

第九十九條(道府縣税附加税の税目) 市町村は、道府縣税附加税として、左に掲げるものを課するものとする。但し、徴收に要する経費が徴收することのできる税額に比し多額であると認められるものその他特別の事情のあるものについては、この限りでない。

- 十三 電話加入権税附加税
- 二十一 第四十六條第二項の規定による独立税附加税←
- 第一百條(地租附加税等の納期) 地租附加税及び家屋税附加税並びに個人の事業税附加税及び特別所得税附加税(第六十五條第二

項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税附加税又は特別税附加税を除く。)の納期は、各本税の納期に準じて、條例でこれを定める。

第一百四條(市町村民税の納税義務者等) 市町村民税は、左に掲げる者に対し、所得の情況、資産の情況等を標準とし、均等割を加味して、これを課する。但し、貧困により生活のため公私の救助を受け又は扶助を受ける者に対しては、この限りでない。

二 市町村内に事務所、事業所←又は家屋敷を有する個人で前号に該当しないもの

三 市町村内に事務所又は事業所を有する法人

同條(第二項) 前項第三号の法人←については、その事務所又は事業所ごとに、市町村民税を課する。

第一百六條(市町村民税の納期) 市町村民税の納期は、九月(二期に分けるときは九月及び十二月)中において、條例でこれを定める。但し、特別の事情あるときは、この限りでない。

第一百七條(市町村民税の賦課総額)(第一項) 市町村民税の標準賦課総額は、四百五十円に第一百四條に定める納税義務者の数を乗じた額とする。

同條(第二項) 前項の規定の適用については、第一百四條第一項第三号の法人←は、その事務所又は事業所ごとに、独立の納税義務者とみなす。

第一百九條(自轉車税) 自轉車税は、自轉車又はその取得に対し、その定置所所在の市町村において、その所有者←又は取得者

地方税法の一部を改正する法律

に、これを課する。

第一百六條(準用規定) 第五十二條から第九十七條までの規定は、第一百三條第二項の規定による独立税の課税につき、これを準用する。←

第一百八條(道府縣の都市計画法) 道府縣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)及び特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九号)の施行に要する費用に充てるため、道府縣税独立税の百分の十以内において、都市計画法として道府縣税独立税を課することができる。但し、地租割、家屋税割、事業税割及び特別所得税割については、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税又は事業税若しくは特別所得税(第六十九條第一項又は同條を準用する第七十二條第二項の規定による事業税又は特別所得税)については、その税額を同年度分の第六十三條第一項又は第七十一條第一項の規定による事業税又は特別所得税の賦課率をもつて除して得たものに第六十七條第一項又は第七十二條第一項に規定する区分に應じて百分の七・五若しくは百分の五又は百分の四若しくは百分の五を乗じて得たものという。第一百九條につき、また同じ。)の百分の十以内とする。

21 道府縣民税、鉱産税、入場税、酒消費税、電氣ガス税、鉱区税、不動産取得税、木材引取税及び狩猟者税に対しては、道府縣税独立税割を課することができる。

第一百九條(市町村の都市計画法) 市町村は、都市計画法及び特別都市計画法の施行に要する費用に充てるため、道府縣税独立

地方税法の一部を改正する法律

税及び市町村税独立税の百分の三十以内において、都市計画税として、道府県税独立税割及び市町村税独立税割を課することができる。但し、地租割、家屋税割、事業税割及び特別所得税割については、それぞれ標準賦課率をもつて算定した地租、家屋税、事業税又は特別所得税の百分の三十以内とする。

2 道府県民税、鉱産税、入場税、酒消費税、電気ガス税、鉱区税、不動産所得税、木材引取税及び狩猟者税又は市町村民税に對しては、道府県税独立税割又は市町村税独立税割を課することができない。

3 市町村は、第一項に掲げるものの外、別に税目を起して、都市計画税を課することができる。

第百二十條(水利地益税)(第一項) 道府県及び市町村は、水利に関する事業その他土地の利益となるべき事業に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地に對し、左の水利地益税を課することができる。

地租割
段別割
第百二十一條(共同施設税) 市町村は、共同作業場、共同倉庫、共同集荷場その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、第四條及び第六條の規定にかかわらず、当該施設に因り特に利益を受ける者に對し、共同施設税を課することができる。

第百二十七條(第二項) 東京都においては、第五十條第一項の規定ときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第百四十五條 土地及び家屋について一般に賃貸価格の改定されるまでは、第五十五條第一項中「百分の十二」とあるのは「百分の百」、第六十條第一項中「百分の十五」とあるのは「百分の百二十五」、とそれぞれ読み替へるものとする。

第百四十六條(第一項) 減租年期地、免租年期地その他旧地租法(昭和六年法律第二十八号)その他の法律により一定の期間賃貸価格に關し特別取扱をなす旨の定めた土地で土地台帳法により賃貸価格を設定若しくは修正すべきもの及び旧家屋税法(昭和十五年法律第八号)により賃貸価格を定めなす旨の定めた家屋で家屋台帳法によつて賃貸価格を決定すべきものにあつた家屋で家屋台帳法によつて賃貸価格を決定すべきものについて、この法律施行の際賃貸価格が設定され若しくは修正され又は決定されていないときはその土地又は家屋の賃貸価格が設定され若しくは修正され又は決定されるまでは、第五十二條第一項及び第五十七條第一項の規定にかかわらず、評定賃貸価格を標準として、地租又は家屋税を課することができる。

地方自治法

第百二十五條(第四項) 滞納者が、第一項又は第二項の規定による督促又は命令を受け、その指定の期限内これを完納しないときは、國稅滞納処分例により、これを処分しなければならぬ。

道路交通取締法の一部を改正する法律

定の準用については、同項中「四百五十円」に第四十七條に定める納稅義務者の数を乗じた額とあるのは「四百五十円」に東京都における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納稅義務者の数を乗じた額及び四百五十円に特別区の存する区域における第一條第二項の規定により準用する第四十七條に定める納稅義務者の数を乗じた額の合算額」と読み替へるものとする。

第百三十二條(第二項) 前項の場合においては、「市町村」、「市町村長」、「市町村徵稅吏員」、又は「市町村條例」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区長」、「特別区所属の都吏員若しくは特別区吏員」又は「特別区條例」と読み替へるものとする。

第百三十六條(第三項) 前二項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができる。

同條(第四項) 第一項又は第二項の場合においては、地方團體は、直ちにその免れた税金又は徵收しなかつた税金若しくは納入しなかつた税金を徵收することができる。

第百三十九條(処罰規定) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第百三十六條又は第百三十七條の違反行爲をなした同條(第五項) 第一項乃至第三項の規定による徵收金は、都道府縣にあつては國の徵收金に次いで先取特権を有し、市町村にあつては國及び都道府縣の徵收金に次いで先取特権を有し、その追徵、還付及び時効については、國稅の例による。

道路交通取締法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月二十六日公布
法律第百七十七号
昭和二十四年十一月一日施行
(内閣總理・運輸大臣署名)

道路交通取締法の一部を改正する法律
道路交通取締法(昭和二十二年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。
第三條を次のように改める。
第三條 道路を通行する歩行者は、右側に、車馬は、左側によらなければならぬ。
歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者は、道路の左側の歩道を通行することができる。
第四條第一項中「葬列その他の行列」の下に「及び他の歩行者の通行を妨害する虞のある者で、命令で定めるもの」を加える。
第七條第二項第一号中「車馬」の下に「又は軌道車」を加え、同條第三項を削る。
第八條第一項中「法令に定められた速度の範囲内で、」を削る。
第九條第一項を次のように改める。

自動車は、公安委員会の運転免許を受けた者でなければ、これを運転してはならない。
第九條第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

前項の規定による運転免許は、自動車運転者試験に合格した者に対し、運転免許証を交付して、これを行う。

自動車の運転者は、運転中、運転免許証を携帯していなければならぬ。

第十二條に次の一項を加える。

公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のために特に必要があると認めるときは、区域を限り、併進、後退又は轉回について、必要な制限を定めることができる。

第十四條を次のように改める。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて徐行して回らなければならぬ。

自動車は、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の中央によつて交差点の中心の直近の外側を徐行して回らなければならぬ。

自動車以外の車馬が、右折しようとするときは、あらかじめその前から、できる限り道路の左側によつて交差点の中心から離れた外側を徐行して回らなければならぬ。

交差点の意義については、命令でこれを定める。

第十六條第一項第二号中「緊急自動車以外の自動車及び軌道車」を「軌道車」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 緊急自動車以外の自動車

同條第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「緊急自動車」を「第一項に定める通行の順位による通行の区分、進路を譲る方法その他必要な事項及び緊急自動車」に改め、同條第二項を第三項とし、同條第三項を第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項第三号の自動車相互の間の通行についての順位は、第十條第一項に規定する命令で定める最高速度の順序による。

第十七條を次のように改める。

第十七條 車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとするときは、第十六條第三項の規定にかかわらず、他の道路から既に交差点に入っている車馬又は軌道車の進路を妨げてはならない。

順位の同じ車馬が、交通整理の行われていない交差点に異なる方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならない。

第十八條第二項を次のように改める。

公安委員会は、交差点の状況により特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、常に一時停車すべき場所を定めることができる。

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條の二

手信号による交通整理の行われていない交差点で右折しようとする車馬又は軌道車は、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車があるときは、第十六條第三項又は第十七條第一項の規定にかかわらず、これに進路を譲つて、一時停車するか又は徐行しなければならない。但し、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車の進行している地点、速度、進行の方向等から安全に通行できると合理的に判断される場合においては、一時停車することを要しない。

前項但書の場合においては、直進し、又は左折しようとする車馬又は軌道車は、既に右折している車馬又は軌道車に進路を譲らなければならない。

前二項の場合において、右折しようとする車馬又は軌道車が、回る地点に達するまでは、これを直進するものとみなす。

第十九條第一項中「接近して来たときは」の下に「第十七條及び第十八條の二の規定にかかわらず」を加え、同條第二項の次に次の一項を加える。

第十四條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條並びに第十八條の二の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條の次に次の一條を加える。

第十九條の二 交通整理の行われている交差点で左折し、又は右折しようとする車馬又は軌道車は、横断歩道において信号に従つて車馬又は軌道車の進路を通行している歩行者の通行を妨げてはな

道路交通取締法の一部を改正する法律

らない。

車馬又は軌道車は、交通整理の行われていない交差点においては、横断歩道を通行する歩行者の安全を確認してから、徐行して進まなければならない。この場合においては、歩行者は当然すべき注意をしないで車道に入り、又は車馬若しくは軌道車の進路に接近してはならない。

第二十三條第二項中「停止することができる。」を「停止し、運転者に対し、そのために必要な應急の措置を指示することができる。」に改める。

第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二 道路を通行する諸車又は軌道車は、命令の定めるところにより、法令で定められた危険防止及びその他の交通の安全のために必要な構造及び装置を備えていなければならない。且つ、これらは、調整されていなければならない。

当該警察官又は警察吏員は、車馬又は軌道車が、第七條第二項各号の一に該当し、又は前項の規定に違反していると疑うに足りる相当の理由があるときは、一時車馬又は軌道車の操縦を停止し、運転免許証及び車両検査証の呈示を求め、並びに構造及び装置を検査することができる。

当該警察官又は警察吏員は、第七條第二項各号の一に該当し、又は第一項の規定に違反する車馬又は軌道車の操縦者に対し、交通の安全のために必要と認められる應急の措置を指示し、並びにこれらの使用主又は操縦者に対し、命令で定める様式により、必要な

道路交通取締法の一部を改正する法律

構造若しくは装置を備え、又は必要な調整をすべき旨の警告書を交付することができる。

前項の規定による警告書の交付を受けた者は、警告書に記載された期間内に、命令で定めるところにより、必要な構造若しくは装置を備え、又は必要な調整をしたことについて、警察署長又は当該行政廳の証明を受けなければならない。

第二十四條第一項中「車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第二十六條第二項を第三項とし、以下順次繰り下げ、同條第一項の次に次の一項を加える。

警察署長は、前項の許可をしたときは、命令の定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

第二十六條の次に次の二條を加える。

第二十六條之二 第九條の規定により、都道府縣公安委員会の行う自動車運轉者試験を受け、又は都道府縣公安委員会から運轉免許証の交付若しくは再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、自動車運轉者試験手数料、運轉免許証交付手数料又は運轉免許証再交付手数料を國庫に納めなければならない。

前條の規定により、都道府縣公安委員会の管轄区域内の警察署長から許可証の交付又は再交付を受けようとする者は、命令の定めるところにより、それぞれ、当該許可証の交付手数料又は再交付手数料を國庫に納めなければならない。

前二項の手数料の額は、千円以下の範囲内において、命令でこ

れを定める。

第二十六條之三 第九條の規定により、市町村若しくは都が、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の行う自動車運轉者試験を受け、若しくは市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会から運轉免許証の交付若しくは再交付を受けようとする者から、それぞれ、自動車運轉者試験手数料、運轉免許証交付手数料若しくは運轉免許証再交付手数料を徴収する場合、又は第二十六條の規定により、市町村若しくは都が、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の管轄区域内の警察署長から許可証の交付若しくは再交付を受けようとする者から、それぞれ、当該許可証の交付手数料若しくは再交付手数料を徴収する場合には、その額は、千円をこえることができない。

第二十七條第一項中「五千円」を「五万円」に、同條第二項中「三千円」を「一万円」に改める。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第二十四條第一項の規定に違反した者

二 第二十三條第二項の規定による当該警察官又は警察吏員の停止又は指示に従わなかつた者

三 第二十三條の二第二項の規定による当該警察官若しくは警察吏員の停止に従わず、又は呈示若しくは検査を拒み、若しくは妨げた者

四 第二十三條の二第三項の規定による当該警察官又は警察吏員の指示に従わなかつた者

五 第二十三條の二第四項の規定による警察署長又は当該行政廳の証明を受けなかつた者

六 第二十六條第三項又は第四項の規定による処分に違反した者

第二十九條中「千円」を「三千円」に、同條第一号中「第九條第五項」を「第九條第三項若しくは第七項」に、同條第二号中「第十二條」を「第十二條第一項」に、「第十四條」を「第十四條第一項乃至第三項」に、「第十六條第二項」を「第十六條第三項」に、「第十八條第一項又は第十九條第一項」を「第十八條、第十八條の二第一項若しくは第二項、第十九條第一項又は第十九條の二」に改め、同條第四号中「第六條」の下に「第十二條第二項」を加える。

第三十條中「第九條第六項」を「第九條第八項」に改め、「第十三條」の下に「第十六條第四項、」を加え、「又は第二十三條第一項」を、「第二十三條第一項又は第二十三條の二第一項若しくは第四項」に、「千円」を「三千円」に改める。

第三十一條中「第二十六條第一項の規定又は同條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したときは、行爲者を」と「第二十三條の二第四項の規定に違反して証明を受けなかつたときは、同條第三項の規定による警告書の交付を受けた者を、第二十六條第一項の規定又は同條第三項若しくは第四項の規定による処分に違反したときは、行爲者を、」に改める。

附則

道路交通取締法の一部を改正する法律

- 1 この法律は、昭和二十四年十一月一日から施行する。
2 この法律施行前にした行爲に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

参照

○道路交通取締法（昭和二十二年十一月八日法律第百三十号）

第三條 道路を通行する歩行者又は車馬は、左側によらなければならない。

第四條（第一項） 歩道と車道の区別のある道路においては、歩行者又は車馬は、その区別に従つて通行しなければならない。但し、学生生徒の隊列、葬列その他の行列は、車道を通行することができる。

第七條（第二項） 前項において無謀な操縦とは、左の各号の一に該当する行爲をいう。
一 構造及び装置における重大な故障その他の事由により安全に操縦できない車馬を操縦すること。

同條（第三項） 当該警察官又は警察吏員は、前項第一号乃至第三号に該当する行爲のあつた場合において、危険防止のため特に必要があると認めるときは、一時その車馬又は軌道車の操縦を停止することができる。

第八條（第一項） 車馬又は軌道車の操縦者は、法令に定められた速度の範囲内で、道路、交通及び積載の状況に應じ公衆に危

害を及ぼさないような速度と方法で、操縦しなければならぬ。

第九條(第一項) 自動車は、公安委員会の運轉の免許を受け、且つ、運轉免許証を携帯している者でなければ、これを運轉してはならない。

同條(第二項) 公安委員会は、運轉免許を受けた者が不具癡疾となり、又は故意過失により交通事故を起したときその他特別の事由の生じたときは、運轉免許を取り消し若しくは停止し、又は必要な処分をすることができる。

第十四條 車馬は、左折しようとするときは、道路の左側によつて徐行しなければならない。

車馬は、右折しようとするときは、交差点の中心の外側を回つて徐行しなければならない。

第十六條(第一項) 車馬及び自動車相互の間の通行についての順位は、左の各号の順序とする。

- 一 緊急自動車
- 二 緊急自動車以外の自動車及び軌道車
- 三 自動車以外の車馬

同條(第二項) 車馬又は軌道車は、前項に定める先順位の自動車又は軌道車に進路を譲らなければならない。

同條(第三項) 緊急自動車の塗色、警音器、燈火等について必要な事項は、命令でこれを定める。

第十七條 順位の同じ車馬又は軌道車が、交通整理の行われてい

ない、交差点に異なつた方向から同時に入ろうとする場合においては、右方のものは、左方のものに進路を譲らなければならない。

第十八條(第二項) 前項の規定は、緊急自動車については、これを適用しない。

第十九條(第一項) 交差点の附近において、緊急自動車接近して来たときは、軌道車は、交差点を避けて一時停車し、又、車馬(緊急自動車を除く)は、交差点を避け左側によつて一時停車し、これに進路を譲らなければならない。

第二十三條(第二項) 当該警察官又は警察吏員は、諸車の乗車、積載又はけん引について危険防止のため必要があると認めるときは、一時その運轉を停止することができる。

第二十四條(第一項) 車馬の交通に因り、人の殺傷又は物の損壞があつた場合においては、車馬の操縦者又は乗務員その他の従業者は、命令の定めるところにより、被害者の救護その他必要な措置を講じなければならない。

第二十六條(第二項) 警察署長は、前項の許可に関し、危険防止及びその他の交通の安全のために必要な措置を命ずることができ

る。

第二十七條(第一項) みだりに信号機を操作し、若しくは道路標識を移轉し、又は信号機、道路標識若しくは区画線を損壞して道路における交通の危険を生ぜしめた者は、これを三年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

同條(第二項) みだりに信号機若しくは道路標識に類似し又はその効果を妨げるような工作物を設置した者は、これを六箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

第二十九條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第八條第一項、第九條第五項、第十一條、第二十二條第一項、第二十四條第二項、第二十五條又は第二十六條の規定に違反した者
- 二 第五條、第十二條、第十四條、第十五條、第十六條第二項、第十七條、第十八條第一項又は第十九條第一項の規定の違反となるような行爲をした者
- 四 第六條又は第二十一條第二項の規定に基き禁止又は制限に違反した者

第三十條 第四條第二項、第八條第二項、第九條第六項、第十三條、第二十條、第二十一條第一項、又は第二十三條第一項の規定に基き命令には、千円以下の罰金又は科料の罰則を設けることができる。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十六條第一項の規定又は同條第二項若しくは第三項の規定による処分に違反したときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑又は科料刑を科する。

一、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
四、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
五、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
六、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
七、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
八、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
九、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十、裁判所の事務(裁判官の職務)は、

十一、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十二、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十三、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十四、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十五、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十六、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十七、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十八、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
十九、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十、裁判所の事務(裁判官の職務)は、

二十一、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十二、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十三、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十四、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十五、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十六、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十七、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十八、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
二十九、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十、裁判所の事務(裁判官の職務)は、

三十一、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十二、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十三、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十四、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十五、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十六、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十七、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十八、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
三十九、裁判所の事務(裁判官の職務)は、
四十、裁判所の事務(裁判官の職務)は、

第六 裁判所・法務

第六 裁判所・法務

一新制定法

◎人権擁護委員法

〔昭和二十四年五月三十一日公布〕
〔法律第百三十九号〕
〔昭和二十四年六月一日施行〕
〔法務総裁署名〕

人権擁護委員法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、國民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全國に人権擁護委員を置き、これに適用すべき各般の基準を定め、もつて人権の擁護に遺漏なきを期することを目的とする。

(委員の使命)

第二條 人権擁護委員は、國民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の設置区域)

第三條 人権擁護委員は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区

人権擁護委員法

域に置くものとする。

(委員の定数)

第四條 人権擁護委員の定数は、全國を通じて二万人を越えないものとする。

2 各市町村ごとの人権擁護委員の定数は、その土地の人口、経済、文化その他の事情を考慮し、法務総裁が定める。

3 第十六條第二項に規定する都道府縣の人権擁護委員協議会連合会は、前項の人権擁護委員の定数につき、法務総裁に意見を述べることができる。

(委員の性格)

第五條 人権擁護委員には、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)は、適用されない。

(委員の推薦委嘱)

第六條 人権擁護委員は、法務総裁が委嘱する。

2 前項の法務総裁の委嘱は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が推薦した者の中から、都道府縣知事、当該都道府縣の区域内の弁護士会及び当該都道府縣人権擁護委員協議会連合会の意見を聞いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務総裁に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、廣く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体

の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、第四條第二項の規定により定められた定数の倍数の者を推薦しなければならない。

4 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての國民は、平等に取り扱われ、人種、信條、性別、社会的身分、門地又は第七條第一項第四号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて差別されてはならない。

5 法務総裁は、人権擁護委員を委嘱したときは、当該人権擁護委員の氏名と職務をその關係住民に周知せしめるよう、適當な措置を採らなければならない。

(委員の欠格條項)

第七條 左の各号の一に該当する者は、人権擁護委員になることができない。

- 一 禁治産者及び准禁治産者
- 二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 前号に該当する者を除く外、人権の侵犯に當る犯罪行為のあつた者
- 四 日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、又はこれに加入した者
- 2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至つたときは、當然失職する。

上とその職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得に努め、積極的態度をもつてその職務を遂行しなければならない。

2 人権擁護委員は、その職務を執行するに當つては、關係者の身上に関する秘密を守り、人種、信條、性別、社会的身分、門地又は政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて、差別的又は優先的な取扱をしてはならない。

第十三條 人権擁護委員は、その職務上の地位又はその職務の執行を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

2 人権擁護委員は、その職務を公正に行うのにふさわしくない事業を営み、又はそのような事業を営むことを目的とする会社その他の團體の役職員となつてはならない。

(委員の監督)

第十四條 人権擁護委員は、職務に関して、法務総裁の指揮監督を受ける。

(委員の解嘱)

第十五條 法務総裁は、人権擁護委員が、左の各号の一に該当するに至つたときは、關係都道府縣人権擁護委員協議会連合会の意見を聞き、これを解嘱することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 人権擁護委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 2 前項の規定による解嘱は、当該人権擁護委員に、解嘱の理由が

(委員の給與)

第八條 人権擁護委員には、給與を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(委員の任期)

第九條 人権擁護委員の任期は、二年とする。

(委員の職務執行区域)

第十條 人権擁護委員は、その者を推薦した市町村長の管轄する区域内において、職務を行うものとする。但し、特に必要がある場合においては、その区域外においても、職務を行うことができる。

(委員の職務)

第十一條 人権擁護委員の職務は、左の通りとする。

- 一 自由人権思想に関する啓もう及び宣傳をなすこと。
- 二 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- 三 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務府人権擁護局への報告、關係機關への勧告等適切な処置を講ずること。
- 四 貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護のため適切な救済方法を講ずること。
- 五 その他他人権の擁護に努めること。

(委員の服務)

第十二條 人権擁護委員は、その使命を自覚し、常に人格識見の向

説明され、且つ、弁明の機会が與えられた後でなければ行うことができない。

(協議会及び同連合会)

第十六條 人権擁護委員は、法務総裁が各都道府縣の区域を數個に分けて定める区域ごとに、人権擁護委員協議会を組織する。

2 人権擁護委員協議会は、都道府縣ごとに人権擁護委員協議会連合会を組織する。

(協議会の任務)

第十七條 人権擁護委員協議会の任務は、左の通りとする。

- 一 人権擁護委員の職務に関する連絡及び調整をすること。
- 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
- 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
- 四 人権擁護上必要がある場合に、關係機關に対し意見を述べること。
- 五 その他他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。
- 2 人権擁護委員協議会は、定期的な、又は必要に応じて、その業績を当該都道府縣人権擁護委員協議会連合会に報告しなければならない。

(連合会の任務)

第十八條 都道府縣人権擁護委員協議会連合会の任務は、左の通りとする。

- 一 人権擁護委員協議会の任務に関する連絡及び調整をすること。
- 二 人権擁護委員の職務に関し必要な資料及び情報の収集をすること。
- 三 人権擁護委員の職務に関する研究及び意見の発表をすること。
- 四 人権擁護上必要がある場合に、関係機関に対し意見を述べること。
- 五 その他人権擁護上必要と認める事項を行うこと。
- 2 都道府縣人権擁護委員協議会連合会は、定期的な、又は必要に応じて、その業績を法務総裁に報告しなければならない。

(委員の表彰)

第十九條 法務総裁は、人権擁護委員、人権擁護委員協議会又は都道府縣人権擁護委員協議会連合会が、職務上特別な功勞があると認めるときは、これを表彰し、その業績を一般に周知せしめるとに意を用いなければならない。

第二十條 この法律の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、命令で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 人権擁護委員令(昭和二十三年政令第百六十八号)は、廃止する。
- 3 この法律施行の際、現に人権擁護委員令による人権擁護委員の

職にある者は、この法律の規定により人権擁護委員を委嘱されたものとみなし、その任期は、この法律施行の日から起算するものとする。

4 法務総裁は、都道府縣人権擁護委員協議会連合会が組織せられるまでは、第六條第二項又は第十五條第一項の規定にかかわらず、都道府縣人権擁護委員協議会連合会の意見を聞かずに、人権擁護委員の委嘱及び解嘱を行うことができる。

◎司法試験法

昭和二十四年五月三十一日公布
法律第百四十一号
昭和二十四年五月三十一日施行
(内閣総理・大蔵大臣・法務総裁・文部大臣署名)

司法試験法

(目的)

第一條 司法試験は、裁判官、檢察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することを目的とする國家試験とする。

2 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第六十六條の試験は、この法律により行う。

(司法試験の種類)

第二條 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

(第一次試験)

第三條 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般の学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める大学卒業程度において一般教養科目について筆記の方法により行う。

(第一次試験の免除)

第四條 左の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

- 一 学校教育法に定める大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者
- 二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者
- 三 旧高等試験令(昭和四年勅令第十五号)による高等試験(以下高等試験と略称する。)予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者
- 四 前三号に該当する者の外、司法試験管理委員会の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者
- 2 第一次試験に合格した者に対しては、その後第一次試験を免除する。

(第二次試験)

第五條 第二次試験は、裁判官、檢察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその應用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、第六條に定める科目について筆記及び

司法試験法

口述の方法により行う。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四條の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

(第二次試験の試験科目)

第六條 筆記試験は、左の七科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 四 民事訴訟法
- 五 刑事訴訟法
- 六 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
商法
行政法
- 七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
商法
行政法
破産法
労働法
國際私法
刑事政策

(前号で受験者が選択しなかつたもの)

- 2 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目について行う。
- 3 筆記試験に合格した者に対しては、その願により、次回の司法

司法試験法

試験の筆記試験を免除する。

(司法試験の施行)

第七條 司法試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八條 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によつて定める。

(合格証書)

第九條 司法試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授與する。

(不正受験者)

第十條 不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(受験手数料)

第十一條 第一次試験を受けようとする者は、二百円、第二次試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

第十二條 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(司法試験管理委員会)

第十二條 司法試験に関する事項を管理させるため、法務総裁の所

第十六條 司法試験管理委員会の庶務は、法務総裁官房においてつかさどる。

(司法試験管理委員会規則)

第十七條 司法試験管理委員会は、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

第十八條 司法試験管理委員会規則は、官報をもつて公布する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十四年中に限り、第一次試験は、旧高等試験令による高等試験予備試験の例に従つて行うことができる。
- 3 昭和二十三年に行われた高等試験司法科試験の筆記試験に合格した者に対しては、その願により、この法律により最初に行われた司法試験の筆記試験を免除する。
- 4 高等試験の行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対しては、第六條の規定にかかわらず、憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法又は刑事訴訟法のうち一科目について試験を行い、その他の科目についての試験を免除する。
- 5 高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

認知の訴の特例に関する法律

轄の下に司法試験管理委員会を置く。

(委員)

第十三條 司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織する。

第十四條 委員のうち二人は、法務総裁官房長及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務総裁が弁護士のうちから弁護士の推薦に基き任命する。

第十五條 弁護士たる委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

第十六條 弁護士たる委員に対する報酬は、法務総裁が、大蔵大臣と協議して定める。

(委員長)

第十七條 委員長は、委員の互選に基き、法務総裁が任命する。

第十八條 委員長は、司法試験管理委員会の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。

第十九條 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(司法試験審査委員)

第二十條 司法試験は、法務総裁が、司法試験管理委員会の推薦に基き、試験ごとに任命する司法試験審査委員が行う。

第二十一條 司法試験審査委員の数は、試験科目一科目につき四人を越えてはならない。

第二十二條 司法試験審査委員に対する報酬は、法務総裁が大蔵大臣と協議して定める。

(委員会の庶務)

参照

○裁判所法（昭和二十二年四月十五日法律第五十九号）

第六十六條（採用） 司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。

◎認知の訴の特例に関する法律

昭和二十四年六月十日公布
法律第二百六号
昭和二十四年六月十日施行
(法務総裁署名)

認知の訴の特例に関する法律

- 1 今次の戦争において、戦地若しくはこれに準ずる地域に臨み、若しくは国外において未復員中その他これらと同様の実情にあつて死亡し、又は国内において空襲その他戦争に因る災害のため死亡した者について、子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人が認知の訴を提起する場合には、民法（昭和二十二年法律第二百二十二号）第七百八十七條但書の規定にかかわらず、死亡の事実を知つた日から三年以内これをすることができる。但し、死亡の日から十年を経過したときは、この限りでない。
- 2 死亡の事実を知つた日が、この法律施行前であるときは、前項の規定する三年の期間は、この法律施行の日から起算する。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

四二二

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○民法（明治三十一年六月二十一日）

第七百八十七條 子、その直系卑屬又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴を提起することができる。但し、父又は母の死亡の日から三年を経過したときは、この限りでない。

◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

昭和二十四年五月七日公布
法律第五十一号
昭和二十四年五月七日施行
（法務総裁・建）
（設大臣署名）

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二十五條の二の災害を左表上欄記載のとおり、同欄記載の災害につき同條の規定を適用する地区を同表下欄記載のとおり定める。

災	害	地	区
昭和二十四年二月二十日秋田縣能代市におこつた火災		秋田縣のうち能代市	

一時使用のために設定されたことの明らかな借地権は、第一項の規定の適用については、これを借地権でないものとみなす。

第三條 前條第一項の借主は、罹災建物の敷地又はその換地に借地権の存する場合に、その借地権者（借地権者が更に借地権を設定した場合には、その借地権の設定を受けた者）に対し、同項の期間内にその者の有する借地権の譲渡の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な対價で、その借地権の譲渡を受けることができる。この場合には、前條第一項但書及び第二項乃至第四項の規定を準用する。

第四條 前條の規定により賃借権が譲渡された場合には、その譲渡について、賃貸人の承諾があつたものとみなす。この場合には、譲受人は、譲渡を受けたことを直ちに賃貸人に通知しなければならぬ。

第五條 第二條の規定により設定された賃借権の存続期間は、借地法第二條の規定にかかわらず、これを十年とする。但し、建物が、この期間満了前に朽廃したときは、賃借権は、これに因つて消滅する。

第六條 第二條の規定による賃借権の設定又は第三條の規定による借地権の譲渡があつた場合において、その土地を、権原により現に耕作の目的で使用する者（第二十九條第一項本文又は第三

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律

四二三

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○罹災都市借地借家臨時処理法

（昭和二十一年八月二十六日）
法律第十三号

第二條 罹災建物が滅失した当時におけるその建物の借主は、その建物の敷地又はその換地に借地権の存しない場合には、その土地所有者に対し、この法律施行の日から二箇年以内に建物所有の目的で賃借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借地条件で、その土地を賃借することができる。但し、その土地を、権原により現に建物所有の目的で使用する者があるとき、又は他の法令により、その土地に建物を築造するについて許可を必要とする場合に、その許可がないときは、その申出をすることができない。

土地使用者は、前項の申出を受けた日から三週間以内に、拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時、その申出を承諾したものとみなす。

土地所有者は建物所有の目的で自ら使用することを必要とする場合その他正当な事由があるのでなければ、第一項の申出を拒絶することができない。

第三者に対抗することのできない借地権及び臨時設備その他

項の規定により使用する者を除く。）があるときは、その者は、賃借権の設定又は借地権譲渡があつた後（その賃借権の設定又は借地権の譲渡について、裁判があつたときは、その裁判が確定した後、調定があつたときは、その調定が成立した後）、六箇月間に限り、その土地の使用を続けることができる。但し裁判所は、申立により、その期間を短縮し、又は伸長することができる。

第二條の規定により設定された賃借権又は第三條の規定により譲渡された借地権の存続期間は前項又は第二十九條第一項本文若しくは第三項の規定による土地の使用の続く間、その進行を停止する。この場合には、その停止期間中、借地権者は、その権利を行使することができず、又、地代又は借賃の支拂義務は、発生しない。

第一項の規定により土地を使用する者が、自ら、第二條の規定による賃借権の設定又は第三條の規定による借地権の譲渡を受けた場合には、前二項の規定を適用しない。

第七條 第二條第一項の借主が、同條の規定による賃借権の設定又は第三條の規定による借地権の譲渡を受けた後（その賃借権の設定又は借地権の譲渡について、裁判があつたときは、その裁判が確定した後、調定があつたときは、その調定が成立した後）、二箇年を経過しても、正当な事由がなくて、建物所有の目的でその土地の使用を始めなかつたときは、土地所有者又は借地権の譲渡人は、その賃借権の設定契約又は借地権の譲渡契

約を解除することができる。但し、その解除前にその使用を始めたときは、この限りでない。

第二條第一項の借主が、建物所有の目的でその土地の使用を始めた後、建物の完成前に、その使用を止めた場合にも、前項と同様である。

前條第一項又は第二十九條第一項本文若しくは第三項の規定により土地を使用する者がある場合には、第一項の一箇年は、その使用の終つた時から、これを起算する。

第八條 第二條の規定による賃借権の設定又は第三條の規定による借地権の譲渡があつたときは、賃借人又は借地権の譲渡人は、借賃の全額又は借地権の譲渡の対價について、借地権者がその土地に所有する建物の上に、先取特権を有する。

前項の先取特権は、借賃については、その額及び、若し存続期間若しくは借賃の支拂時期の定があるときはその旨、又若し弁済期の来た借賃があるときはその旨、譲渡の対價については、その対價の弁済されない旨を登記することによつて、その効力を保存する。

第一項の先取特権は、他の権利に対し、優先の効力を有する。但し、國稅徵收法により徵收することのできる請求権、公益費用不動産保存工事の先取特権並びに前項の登記前に登記した質権及び抵当権に後れる。

第十條 罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された当時から、引続き、その建物の敷地又はその換地に借地権を有する者

裁判所の揭示場に揭示し、且つ、その揭示のあつたことを新聞紙に二回掲載して、これを行ふ。

公示に関する手続は、借地の所在地の地方裁判所の管轄に属する。

第二項の場合には、民法第九十七條ノ二第三項及び第五項の規定を準用する。

第十三條 借地権者が更に借地権を設定している場合に、その借地権を設定している者については、前條の規定を準用する。

第十四條 罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された当時におけるその建物の借主は、その建物の敷地又はその換地に、その建物が滅失し、又は除却された後、その借主以外の者により、最初に築造された建物について、その完成前貸借の申出をすることによつて、他の者に優先して、相当な借家條件で、その建物を賃借することができる。但し、その借主が、罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された後、その借主以外の者により、その敷地に建物が築造された場合におけるその建物の最後の借主でないときは、その敷地の換地に築造された建物については、この申出をすることができない。

前項の場合には、第二條第二項及び第三項の規定を準用する。

第十五條 第二條（第九條及び第三十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは前條の規定による賃借権の設定又は第三條（第九條及び第三十二條第一項において準用する場合を

は、その借地権の登記及びその土地にある建物の登記がなくても、これを以て、昭和二十一年七月一日から五箇年以内に、その土地について権利を取得した第三者に、對抗することができ

る。

第十一條 この法律施行の際現に罹災建物又は疎開建物の敷地にある借地権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことの明らかなき借地権を除く。）の残存期間が、十年未満のときは、これを十年とする。この場合には、第五條第一項但書及び第二項の規定を準用する。

第十二條 土地所有者は、この法律施行の日から二箇年以内に、第十條に規定する借地権者（罹災建物が滅失し、又は疎開建物が除却された後、更に借地権を設定している者を除く。）に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内に、借地権を存続させる意思があるかないかを申し出るやうに、催告することができる。若し、借地権者が、その期間内に、借地権を存続させる意思があることを申し出ないときは、その期間満了の時、借地権は消滅する。但し、借地権者が更に借地権を設定している場合には、各々の借地権は、すべての借地権者が、その申し出をしないときに限り、消滅する。

前項の催告は、土地所有者が、借地権者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法で、これをすることができ

る。前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法の規定に従ひ、

含む。）の規定による借地権の譲渡に関する法律関係について、当事者間に争があり、又は協議が調はないときは、申立により、裁判所は、鑑定委員会の意見を聴き、従前の賃貸借の條件、土地又は建物の状況その他一切の事情を斟酌して、これを定めることができる。

第十六條 第二條（第九條及び第三十二條第一項において準用する場合を含む。）若しくは第十四條の規定による賃借の申出又は第三條（第九條及び第三十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による借地権の譲渡の申出をした者が数人ある場合に、賃借しようとする土地若しくは建物又は譲受けようとする借地権の目的である土地の割当について、当事者間に協議が調はないときは、裁判所は、申立により、土地又は建物の状況、借主又は譲受人の職業その他一切の事情を斟酌して、その割当をすることができる。

裁判所は、当事者の衡平を維持するため必要があると認めるときは、割当を受けない者又は著しく不利益な割当を受けた者のために、著しく利益な割当を受けた者に対し、相当な出捐を命ずることができる。

第十七條 地代、借賃、敷金その他の借地借家の條件が著しく不当なときは、当事者の申立により、裁判所は、鑑定委員会の意見を聴き、借地借家関係を衡平にするために、その条件の変更を命ずることができる。この場合には、裁判所は、敷金その他の財産上の給付の返還を命じ、又はその給付を地代若しくは借

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法

賃の前拂とみなし、その他相当の処分を命ずることができる。
第十八條 第六條第一項但書(第九條において準用する場合を含む)又は第十五條乃至前條の規定による裁判は、借地又は借家の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法により、これをする。
第十九條 鑑定委員会は、三人以上の委員を以て、これを組織する。

鑑定委員は、裁判所が、各事件について、左の者の中からこれを指定する。

一 地方裁判所が、毎年予め、特別の知識の経験のある者その他適当な者の中から選任した者

二 当事者が、合意で選定した者

第二十條 鑑定委員会の決議は、委員の過半数の意見による。

第二十一條 鑑定委員会の評議は、秘密とする。

第二十二條 鑑定委員には、旅費、日当及び宿泊料を給する。その額は、政令でこれを定める。

第二十三條 第十五條乃至第十七條の規定による申立があつた場合には、借地借家調停法第四條の二及び第五條の規定を準用する。この場合に、調停に附する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二十四條 第六條第一項但書(第九條において準用する場合を含む)又は第十五條乃至第十七條の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ、その期間は、これを二週間とする。

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法

第一條 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百七十九條、第二百二十六條又は第二百二十七條の規定により裁判官の取り調べた証人、鑑定人、通訳人又は翻譯人に支給すべき旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料及び弁償金の額については、刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)第二條から第五條まで及び訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)第三條の規定を準用する。

2 前項の場合において、刑事訴訟費用法中「裁判所又ハ受託裁判官」とあるのは、「裁判官」と読み替へるものとする。

第二條 刑事訴訟法第二百二十三條の規定により、檢察官若しくは檢察事務官の取り調べた者又は檢察官若しくは檢察事務官から囑託を受けた鑑定人、通訳人若しくは翻譯人には、旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料又は翻譯料を支給し、且つ、立替金の弁償をすることができ、

2 前項の旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、翻譯料及び弁償金の額は、前條第一項の例による。

3 前項の場合において、刑事訴訟費用法中「裁判所又ハ受託裁判官」とあるのは、「檢察官」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法

とする。

前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

第二十五條 第十五條乃至第十七條の規定による裁判は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

第二十五條の二 第二條乃至第八條、第十條乃至前條及び第三十五條の規定は、別に法律で定める火災、震災、風水害その他の災害のため滅失した建物がある場合にこれを準用する。この場合において第二條第一項中「この法律施行の日」及び第十條中「昭和二十一年七月一日」を「第二十五條の二の法律施行の日」と、第十一條中「この法律施行の際」を「第二十五條の二の法律施行の際」と、第十二條中「この法律施行の日」を「第二十五條の二の法律施行の日」と読み替へるものとする。

第三十五條 第八條(第九條及び第三十二條第一項において準用する場合を含む)の規定により、まだ弁済期の来ない借貨につき先取特権に関する登記を受ける場合においては、貸借の存続期間における借賃の全額から、既に弁済期の来た借賃の額を控除した金額を以て、登録税法第二條第一項第九号に規定する債権金額とみなす。

◎公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法

昭和二十四年五月十四日公布
法律第五十七号
昭和二十四年五月十四日施行

(大藏大臣・法務総裁署名)

参照

○刑事訴訟法(昭和二十三年七月十日)

法律第百三十一号

第百七十九條 被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押収、搜索、検証、証人の尋問又は鑑定を請求することができる。

第二百二十三條 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の搜索をするに必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻譯を囑託することができる。

第百九十八條第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百二十六條 犯罪の搜索に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調べに対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七條 第二百二十三條第一項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした者が、公判期日においては圧迫を受け前にした供述と異なる供述をする虞があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことが

犯罪者予防更生法

できないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、
検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

前項の請求をするには、検察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができないものであることを疎明しなければならない。

○刑事訴訟費用法 (大正十年四月十二日法律第六十八号)

第三條 (本書法律第五十六号参照に掲載)

第四條 證人、鑑定人、通譯人及翻譯人ノ旅費ハ鐵道又ハ汽船ヲ通スル水路ニ在リテハ二等以下ノ汽車賃又ハ船賃ニシテ裁判所又ハ受託裁判官ノ相当ト認ムルモノニ依リ汽船ヲ通セサル水路ニ在リテハ一海里毎ニ五錢其ノ他ニ在リテハ一里毎ニ三十錢トス但シ一海里又ハ一里未満ノ端數ハ之ヲ切捨ツ
第五條 證人、鑑定人、通譯人及翻譯人ノ宿泊料ハ一日五圓以内ニ於テ裁判所又ハ受託裁判官ノヲ定ム

○訴訟費用等臨時措置法 (昭和十九年二月二日法律第二二號)

第三條 民事訴訟費用法(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同シ)第九條及刑事訴訟費用法(他ノ法律ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同シ)第二條ノ日當ハ百二十圓以内、民事訴訟費用法第十一條及刑事訴訟費用法第三條(同法第七條第一項ニ於

テ準用スル場合ヲ含ム)ノ日當ハ三百六十圓以内、民事訴訟費用法第十二條ノ止宿料及刑事訴訟費用法第五條ノ宿泊料(同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ハ特別區ノ存スル地、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市、及横浜市ハ六百圓以内其ノ他ノ地ニ於テハ四百八十圓以内、民事訴訟費用法第十三條及刑事訴訟費用法第四條(同法第七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ旅費ハ鐵道及汽船ヲ通スル水路ヲ除ク外一里毎ニ二十四圓以内ニ於テ裁判所又ハ受託裁判官ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

◎犯罪者予防更生法

(昭和二十四年五月三十一日公布法律第四百一十二号) (法務總署) (昭和三十四年七月一日施行)

目次

第一章 總則(第一條・第二條)
第二章 更生保護委員会
第一節 委員会ノ設置及び組織(第三條―第十五條)
第二節 委員会ノ權限(第十六條―第十九條)
第三節 事務局及びその職員(第二十條―第二十七條)
第三章 更生ノ措置
第一節 仮釈放(第二十八條―第三十二條)
第二節 保護観察(第三十三條―第四十二條)

第三節 保護観察ノ終了等(第四十三條―第四十八條)
第四節 処分ノ審査(第四十九條―第五十一條)
第五節 雜則(第五十二條―第六十條)
附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、犯罪をした者の改善及び更生を助け、恩赦の適正な運用を図り、仮釈放その他の關係事項ノ管理について公正妥當な制度を定め、犯罪予防ノ活動を助長し、もつて、社会を保護し、個人及び公共ノ福祉を増進することを、目的とする。

2 すべて國民は、前項ノ目的を達成するために、その地位と能力に應じ、それぞれ應分の寄與をするように努めなければならない。

(定義)

第二條 この法律で「青少年」とは、十四歳以上で二十三歳に満たない者をいい、「成人」とは、二十三歳以上の者をいう。

第二章 更生保護委員会

第一節 委員会ノ設置及び組織

(委員会ノ設置)

第三條 この法律ノ目的を達成するため、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項ノ規定により、法務府ノ外局として、中央更生保護委員会(以下「中央委員会」という。)を置

犯罪者予防更生法

き、中央委員会ノ地方支分部局として、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会(以下それぞれ「地方少年委員会」又は「地方成人委員会」という。)を置く。

(中央委員会ノ組織)

第四條 中央委員会は、委員五人で組織する。

2 前項ノ委員は、両議院ノ同意を経て、法務總裁が任命する。

3 中央委員会に、委員長一人を置く、委員長は、委員の中から法務總裁が命ずる。

(委員ノ資格)

第五條 中央委員会ノ委員は、特にその職務を遂行するに適當な教育、經驗、學識及び人格を有する者でなければならない。

2 日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團體に加入している者は、中央委員会ノ委員となることができない。

3 中央委員会ノ委員は、その中の三人以上が、同一政党に屬する者となることができない。

(委員ノ任期及び服務)

第六條 中央委員会ノ委員ノ任期は、五年とする。但し、補欠ノ委員ノ任期は、前任者ノ殘任期間とする。

2 委員は、再任することができぬ。

3 國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三章第七節(服務)ノ規定は、中央委員会ノ委員に準用する。

犯罪者予防更生法

(委員の解任)

第七條 中央委員会の委員が、第五條第二項の規定に該当するに至つた場合には、法務総裁は、その委員を解任しなければならない。

2 中央委員会の委員の一人が、在任中に新たに政党に所属し、又は所屬の政党を変更し、そのために、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その委員を解任する。

3 中央委員会の委員の二人以上が、同時に新たに政党に所属し、又は所屬の政党を変更し、そのために、同一政党に三人以上の委員が属することとなつた場合には、法務総裁は、その政党に属する委員が二人になるまで、新たにその政党に属するに至つた委員のうち相当と認める者を解任する。

4 中央委員会の委員が、心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反し、若しくは委員たるにふさわしくない非行をしたと認める場合においては、法務総裁は、これを解任することができる。

5 中央委員会の委員は、弁明の機会のある審問を受け、且つ、有利な証拠を提出するに足る期間を與えられた後でなければ、解任されることはない。その解任は、両議院の同意を経なければならぬ。

(委員長の仕事)

第八條 中央委員会の委員長は、会務を総理し、委員会を代表す

る。

2 委員長の職務は、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めておいた順序により、委員が代理する。

(議決その他)

第九條 中央委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 中央委員会がその権能として行うことのできる調査、審問又は審理は、委員会の指名により、いずれか一人の委員で行うことができる。

4 前項の指名を受け、調査、審問又は審理を行つた委員は、その調査、審問又は審理の結果を、意見をつけて、委員会に報告しなければならない。

(地方委員会の組織)

第十條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会は、委員三人で組織する。

2 前項の委員(以下「地方委員」という。)は、人事院の定めるところにより、法務総裁が選考し、且つ、任命する。

3 各地方少年委員会及び各地方成人委員会に、それぞれ委員長一人を置く。委員長は、地方委員の中から法務総裁が命ずる。

(地方委員の資格)

第十一條 第五條第一項及び第二項の規定は、地方委員に準用す

る。

2 地方委員は、各委員会につき、二人以上が同一政党に属する者となることとなつてはならない。

(地方委員の任期)

第十二條 第六條第一項及び第二項の規定は、地方委員に準用する。

(地方委員の解任)

第十三條 法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、地方委員の一人が在任中に新たに政党に所属し、又は所屬の政党を変更し、そのために、同一政党に二人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その委員を解任する。

2 法務総裁は、各地方少年委員会及び各地方成人委員会について、二人以上の地方委員が、同時に新たに政党に所属し、又は所屬の政党を変更し、そのために、同一政党に二人以上の地方委員が属することとなつた場合には、その政党に属する地方委員が一人になるまで、新たにその政党に属するに至つた地方委員のうち相当と認める者を解任する。

(地方の委員長の職務)

第十四條 各地方少年委員会及び各地方成人委員会の委員長は、中央委員会の委員長の指揮監督を受けて会務を総理し、委員会を代表する。

2 前項の委員長の職務は、委員長に事故があるときは、中央委員会の委員長があらかじめ定めておいた順序により、各委員会の地

犯罪者予防更生法

方委員が代理する。

(議決その他)

第十五條 第九條の規定は、地方少年委員会及び地方成人委員会に準用する。

第二節 委員会の権限

(中央委員会の権限)

第十六條 中央委員会は、左の事項について権限を有し、その権限に属する事務をつかさどる。但し、第四号に掲げる事項は、この委員会の専権に属するものではない。

一 この法律で定める保護観察の制度を管理し、保護観察の実施に関する一般方針を策定し、保護観察制度の改善について調査研究を行うこと。

二 仮出獄、仮出場及び仮退院の制度を、この法律及び他の法律で定められた制限の範囲内で管理し、その実施に関する一般方針を策定し、これらの制度の改善について調査研究を行うこと。

三 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の実施並びにこれらに関する制度の改善について、調査研究を行い、これらの事項について、法務総裁に報告し、申出をすること。

四 犯罪の予防に関する適当な計画を樹立し、犯罪の予防を目的とする諸活動の発達を促進し、援助すること。

五 地方少年委員会及び各地方成人委員会の運営を指導し、監督すること。

犯罪者予防更生法

- 六 地方少年委員会及び地方成人委員会のなした処分につき、この法律の定めるところにより、審査を行い、決定をなすこと。
- 七 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の人事、組織及び予算に関する事項を、この法律及び他の法律の制限の範囲内で管理すること。
- 八 犯罪者の素質、人格、行状、環境、教化、補導その他犯罪者の改善及び更生を図るため必要な事項について、科学的な調査研究を行うこと。
- 九 犯罪者の改善及び更生に関する業務に従事し、又は従事しようとする者を養成し、訓練すること。
- 十 その他この法律及び他の法律により中央委員会の権限に属せしめられた事項
- 2 中央委員会は、国家行政組織法第十三條の規定に従い、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の内部規律並びに保護観察、仮出獄、仮出場、仮退院、恩赦の申出及び処分の審査に関する事件の処理手続に関する事項について、規則を定めることができる。
- 3 中央委員会は、その委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の業績について、法務総裁を経て、内閣に年報を提出しなければならない。
- 4 中央委員会は、第一項第四号及び第八号に掲げる調査研究の成果及び樹立した計画については、これを関係行政官廳、地方公共団体、学校、病院その他公私の機関の利用に供さなければならない

属せしめられた事項

- 3 地方少年委員会は青少年について、地方成人委員会は成人について、それぞれ、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十八條及び第三十條にいう行政官廳として、仮出獄及び仮退院を許し、及び仮出獄を取り消し、並びに仮出場を許す権限を有する。
- 4 地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、犯罪者の更生を図るため、世論を啓発指導し、社会環境を改善し、犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長することに、努めなければならない。

(協力の要請)

第十八條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限を完全に行うため、公務所、地方公共団体、学校、病院、公共の衛生福祉機関又はその他の団体に對して、必要な援助及び協力を求めることができる。

(司法保護委員)

第十九條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察官で充分でないときは、司法保護委員をして、それぞれ、その指揮監督のもとに、その委員会の権限に属する事項に関する事務に従事させることができる。

第三節 事務部局及びその職員

(中央委員会の事務部局)

第二十條 中央委員会に、その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法第七條第四項の規定に従い、事務局を置き、事務局に左の

犯罪者予防更生法

- 5 中央委員会は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、法務総裁を経て関係各大臣に對し、又はその他の行政官廳及び地方公共団体に對し、意見を述べ、又は勧告をすることができる。

(地方委員会の権限)

- 第十七條 地方少年委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。
- 一 青少年について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。
 - 二 青少年について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。
 - 三 その他この法律及び他の法律により地方少年委員会の権限に属せしめられた事項
- 地方成人委員会は、中央委員会の指揮監督を受けて、左の事務をつかさどる。
- 一 成人について、この法律の定めるところにより、保護観察を実施すること。
 - 二 成人について、法令の定めるところにより、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権の実施に関する事務を行うこと。
 - 三 その他この法律及び他の法律により地方成人委員会の権限に属せしめられた事項

三部を置く。

総務部

少年部

成人部

- 2 総務部においては、左の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 人事、會計及び庶務に関する事務
 - 二 恩赦の実施並びに恩赦、仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察に関する制度の調査審議に関する事務
 - 三 犯罪の予防及び犯罪者の改善更生に関する基礎資料及び方法的な科学的な調査研究に関する事務
 - 3 少年部においては、青少年の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。
 - 4 成人部においては、成人の仮出獄、仮退院、仮出場及び保護観察の実施に関する事務をつかさどる。
 - 5 第一項の各部には、課を置くことができる。課の設置及び所掌事務の範囲は、委員長が定める。
- (地方少年委員会の事務部局)
- 第二十一條 地方少年委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方少年委員会に、その事務部局として地方少年保護事務局を置き、地方少年保護事務局の事務を分掌させるため、各家庭裁判所の所在地に少年保護観察所を置く。
- 2 地方少年保護事務局及び少年保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

犯罪者予防更生法

3 中央委員会は、必要があると認めるときは、家庭裁判所の支所の所在地に、少年保護観察所の支部を置くことができる。
(地方成人委員会の事務部局)

第二十二條 地方成人委員会の権限に属する事項に関する事務を処理させるため、各地方成人委員会に、その事務部局として地方成人保護事務局を置き、地方成人保護事務局の事務を分掌させるため、各地方裁判所の所在地に成人保護観察所を置く。

2 地方成人保護事務局及び成人保護観察所の所掌事務の範囲及び内部組織は、中央委員会の規則で定める。

3 中央委員会は、必要があると認めるときは、地方裁判所の支所の所在地に、成人保護観察所の支部を置くことができる。
(職員)

第二十三條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の事務部局に、事務官、調査官、保護観察官及びその他所要の補助職員を置く。

2 事務官は、上官の命を受けて、一般の事務に従事する。

3 調査官は、上官の命を受けて、科学的調査研究に従事する。

4 保護観察官は、上官の命を受けて、保護観察、人格考査及び地方少年委員会又は地方成人委員会の権限に属する事項に関するその他の事務に従事する。

5 第一項に掲げる職員の定員は、別に法律で定める。
(職員の任用)

第二十四條 前條第一項の職員は、國家公務員法の規定により任用

は、当該地方成人委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方成人保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各成人保護観察所に所長を置く。所長は、地方成人保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、成人保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

第三章 厚生の措置

第一節 仮釈放

(施設の長の通告義務)

第二十八條 監獄の長は、受刑者が刑法第二十八條又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十八條に掲げる期間を経過したときは、中央委員会の定める規則に従い、これを地方少年委員会又は地方成人委員会に通告しなければならない。少年院の在院者が在院六月に及んだとき、少年院の長についても、同様とする。

(仮釈放の審理)

第二十九條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、受刑者又は労働場に留置中の者について監獄の長から、在院者について少年院の長から、仮出獄、仮出場又は仮退院の申請があつた場合には、仮出獄、仮出場又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わせなければならない。但し、その申請が方式に違反し、又は法律上の要件を欠くときは、審理

犯罪者予防更生法

する。

2 人事院がその資格要件を定めるまでは、調査官は、刑事学、医学、心理学、社会学その他犯罪者の改善及び更生に關係のある科学について相当な専門的知識をもつ者の中から、保護観察官は、犯罪者の矯正及び更生に関する事務、社会事業若しくは教育について相当な経験をもつ者又は経験及び教養においてこれに相当する者の中から、任用しなければならない。
(中央の事務部局の長)

第二十五條 中央委員会の事務局に事務局長を置く。事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各部に部長を置く。部長は、事務局長の指揮監督を受けて、それぞれ部務を掌理する。

(地方の少年事務部局の長)

第二十六條 各地方少年保護事務局に事務局長を置く。事務局長は、当該地方少年委員会の委員長の指揮監督を受けて、地方少年保護事務局の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。

2 各少年保護観察所に所長を置く。所長は、地方少年保護事務局の事務局長の指揮監督を受けて、少年保護観察所の事務を掌理し、その職員の服務について、これを指揮監督する。
(地方の成人事務部局の長)

第二十七條 各地方成人保護事務局に事務局長を置く。事務局長

を行わせないで、決定をもつて、これを却下することができる。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前條の規定による通告があつた者については、前項の申請がない場合においても、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするため、委員を指名して、審理を行わせることができる。この場合には、あらかじめ、監獄の長又は少年院の長の意見を求めなければならない。

3 前二項の審理は、本人の人格、在監在院中の行状、職業の知識、入監入院前の生活方法、家族關係その他の關係事項を調査して、行うものとする。

(面接)

第三十條 前條の規定により仮出獄又は仮退院の許可についての審理を行う委員は、みずから本人に面接し、本人の收容されている施設の長又はその他の職員をこれに立ち合わせ、その意見を聞かなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

(仮釈放の処分)

第三十一條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第二十九條第一項の審理の結果にもとずき、仮出獄、仮出場又は仮退院を不当と認めるときは、決定をもつて、同項の申請を棄却しなければならない。

2 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第二十九條第一項又は第二項の審理の結果にもとずき、仮出獄、仮出場又は仮退院を相当と認めるときは、決定をもつて、これを許さなければならない。

3 地方少年委員会及び地方成人委員会は、前項の規定により仮出獄又は仮退院を許すときは、同時に、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が仮出獄又は仮退院の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。但し、本人の重病、重傷又は危篤の場合には、この限りでない。

(遵守事項の指示)

第三十二條 監獄又は少年院の長は、前條第二項の決定（仮出場を許す決定を除く。）により受刑者又は在院者を釈放するときは、本人に対し、書面で、仮出獄又は仮退院の期間及びその期間中遵守すべき事項を指示し、且つ、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

2 前條第三項但書の規定は、前項の場合に準用する。

第二節 保護観察

(保護観察の対象及び期間)

第三十三條 左に掲げる者は、中央委員会の監督の下で、保護観察に付する。

- 一 少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けた者
 - 二 少年院からの仮退院を許されている者
 - 三 仮出獄を許されている者
 - 四 十八歳に満たないとき懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、猶予中の者
- 2 前項の規定は、保護観察の期間が、言い渡された期間、大赦、

特赦若しくは刑の執行の免除の日、減刑により短縮された期間又は少年法第五十九條第一項、第二項若しくはこの法律の第四十八條第一項の規定によつて定められた刑の終期の経過後まで及ぶものと解してはならない。

3 第一項第一号に掲げる者の保護観察の期間は、本人が二十歳に達するまでとする。但し、本人が二十歳に達するまでに二年に満たない場合には、その者の保護観察の期間は、二年とする。

4 前項の保護観察は、その期間中であつても、必要がないと認められるときは、停止し、又は解除することができる。

(保護観察の目的及び遵守事項)

第三十四條 保護観察は、保護観察に付されている者を、第二項に規定する事項を遵守するように指導監督し、及びその者に本来自助の責任があることを認めてこれを補導援護することによつて、その改善及び更生を図ることを目的とする。

2 保護観察に付されている者は、第三十一條第三項若しくは第三十八條第一項の規定により地方少年委員会若しくは地方成人委員会が定めた遵守事項のほか、左に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 一定の住居に居住し、正業に従事すること。
- 二 善行を保持すること。
- 三 犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないこと。
- 四 住居を轉じ、又は長期の旅行をするときは、あらかじめ、保護観察を行う者の許可を求めること。

は、本人の家族に対しては、その承認がなければ行うことができ

ない。

(保護観察をつかさどる機関)

第三十七條 保護観察は、保護観察に付されている者の住居地（住居が定まらないときは、所在地とする。）を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会がかさどる。

2 地方少年委員会は、保護観察に付されている者が二十三歳に達した場合において、その者の保護観察を地方成人委員会に移送することが保護観察の目的に適合しないと認めるときは、決定をもつて、一年を越えない期間を限り、その移送をしないことができる。この場合においては、第十七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の保護観察は、その期間、その地方少年委員会がかさどるものとする。

(遵守事項の特定及び指示)

第三十八條 少年法第二十四條第一項第一号の保護処分があつたときは、その処分を受けた者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、決定をもつて、中央委員会の規則の定める範囲内で、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

2 地方少年委員会は、前項の決定をしたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならない。

3 第三十一條第三項但書の規定は、前二項の場合に準用する。

(指導監督の方法)

第三十五條 保護観察において行う指導監督は、左に掲げる方法による。

- 一 保護観察に付されている者と適当に接触を保ち、つねにその行状を見守ること。
- 二 保護観察に付されている者に対し、前條第二項に規定する事項を遵守させるため、必要且つ適切と認められる指示を與えること。
- 三 その他本人が社会の順良な一員となるように必要な措置を採ること。

(補導援護の方法)

第三十六條 保護観察において行う補導援護は、左に掲げる方法による。

- 一 教養訓練の手段を助けること。
- 二 医療及び保養を得ることを助けること。
- 三 宿所を得ることを助けること。
- 四 職業を補導し、就職を助けること。
- 五 環境を改善し、調整すること。
- 六 更生を遂げるため適切と思われる所への帰住を助けること。
- 七 その他本人の更生を完成させるために必要な措置を採ること。

2 前項の補導援護は、保護観察の目的を達成するために必要と認められる程度を越えて行うことはできず、又、同項第五号の措置

(実行機関)

第三十九條 保護観察において行う指導監督及び補導援護は、保護観察官又は司法保護委員をして行わせるものとする。

(應急の救護)

第四十條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察に付されている者が、負傷若しくは疾病のため又は適当な仮泊所、住居若しくは職業がないため、更生を妨げられる虞がある場合には、その者が公共の衛生福祉その他の施設から医療、食事、宿泊、職業その他必要な救護を得るように、これを援護しなければならない。これらの施設は、その施設について定められた規則及び責任の範囲内で、利用されなければならない。

二 必要と思われる應急の救護が、前項の規定により得られない場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、その救護を行い、これに必要な費用を予算の範囲内で支拂うものとする。

(呼出、調査、質問)

第四十一條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、いつでも、保護観察に付されている者を呼び出し、質問することができる。

二 地方少年委員会及び地方成人委員会は、保護観察のため必要と認めるときは、保護観察官又は司法保護委員をして、関係人について、必要な調査又は質問をさせることができる。

三 保護観察官又は司法保護委員が前項の規定により調査質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

條第三項の例による。

二 二十三歳以上の仮退院中の者について、少年院法第十一條第五項の事由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方成人委員会は、その者を送致した裁判所に対し、本人が二十六歳に達するまで、精神に著しい故障がある間、これを医療少年院に戻して收容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法第十一條第三項の例による。

(仮出獄の取消)

第四十四條 仮出獄の取消は、本人の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会が、決定をもつて、するものとする。

二 遵守すべき事項を遵守しなかつたことを理由とする仮出獄の取消の決定は、審理を経た後にしなければならない。

三 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)中收監に関する規定は、仮出獄を取り消された者の收監について適用があるものとする。

(仮出獄の停止)

第四十五條 仮出獄中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたことを疑うに足りる充分な理由があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、仮出獄を停止する決定をすることができる。

二 前項の規定により仮出獄を停止する決定をした場合には、地方少年委員会又は地方成人委員会は、審理のため、裁判官のあらか

(家庭裁判所への通告等)

第四十二條 地方少年委員会は、少年法第二十四條第二項第一号の保護処分を受けた者について、新たに同法第三條第一項第三号に掲げる事由があると認めるときは、本人が二十歳以上である場合においても、家庭裁判所に通告することができる。

二 前項の規定により地方少年委員会の通告があつたときは、その通告された者は、少年法第二條第一項の規定にかかわらず同法の少年とみなして、同法第二章の規定を適用する。

三 家庭裁判所は、前項の少年に対して少年法第二十四條第一項第一号又は第三号の保護処分をするときは、保護処分の決定と同時に、本人が二十三歳を超えない期間内において、保護観察の期間又は少年院に收容する期間を定めなければならない。

四 前項の規定により保護観察の期間が定められた者については、第三十三條第三項の規定は適用しない。

第三節 保護観察の終了等

(仮退院者に対する措置)

第四十三條 二十三歳に満たない仮退院中の者が、遵守すべき事項を遵守しなかつたとき、又は遵守しない虞があるときは、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会は、その者を送致した裁判所に対し、本人が二十三歳に達するまで、一定の期間、これを少年院に戻して收容すべき旨の決定の申請をすることができる。その裁判所のなす決定は、審理を経た後にするものとし、その審理については、少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)第十一

じめ発する引致状により、その者を引致させることができる。

三 前項の引致状は、地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によつて発する。

四 第二項の引致状による引致は、司法警察職員が行い、又は保護観察官が司法警察職員として行うものとする。

五 地方少年委員会又は地方成人委員会は、前項の規定により引致された者については、速かに審理を行い、引致後十日以内に、仮出獄を取り消す旨又は取り消さない旨の決定をしなければならない。

六 第二項の引致状により引致された者は、前項の期間中、監獄その他適当な施設に、留置することができる。但し、前項の期間中であつても留置の必要がないときは、直ちにこれを釈放しなければならない。

七 仮出獄の停止の処分は、仮出獄を取り消す旨若しくは取り消さない旨の決定があつたとき、又は引致後第五項の期間を経過したときは、その効力を失う。

八 仮出獄の停止の処分を受けて引致された者が、仮出獄を取り消されたときは、停止の処分から引致までの期間は、刑期に算入しない。

九 第六項の規定により留置された日数は、刑期に算入する。

十 第二項の引致状については、引致の性質に反しない限り、刑事訴訟法第二百條、第二百一條及び第二百三條第一項の規定を準用する。

(猶予の違反)

第四十六條 地方少年委員会は、刑の執行猶予の言渡を受けて保護観察に付されている者について、猶予の言渡を取り消すべきものと認めるときは、その者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所に対応する檢察廳の檢察官に、これを通告しなければならない。

(退院の許可)

第四十七條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、少年院の在院者については少年院の長から退院の申請があつた場合において、仮退院中の者についてはいつでも、在院中又は仮退院中の成績からみて、その退院を相当と認めるときは、決定をもつて、これを許さなければならない。

2 前項の規定により退院を許したときは、その証明書を本人に交付しなければならない。

(不定期刑の終了)

第四十八條 少年法第五十二條第一項及び第二項の規定により刑の言渡を受けた者につき、仮出獄中にその刑の短期が経過した場合において、保護観察中の成績から見ても相当と認めるときは、同法第五十九條第二項の規定にかかわらず、その者の保護観察をつかさどる地方少年委員会又は地方成人委員会は、決定をもつて、刑の執行を受け終つたものとする事ができる。その者の刑の短期が、仮出獄前に経過した場合においても、同様とする。

第四節 処分の審査

(審査の請求)

第四十九條 地方少年委員会又は地方成人委員会が決定をもつてなした処分について、不服のある者は、処分の日から三十日以内に、中央委員会に対し、審査を請求することができる。

2 審査の請求は、中央委員会の規則で定める方式に従い、文書をもつてしなければならない。

3 審査の請求は、処分の執行を停止する効力を有しない。
(審査の手続)

第五十條 中央委員会は、審査の請求が、所定の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定をもつて、これを却下しなければならない。

2 中央委員会は、審査の請求を受けたときは、前項の場合を除くほか、速かに審査を開始しなければならない。

3 審査を開始したときは、中央委員会は、直ちにこれを、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に通知し、且つ、関係の書類、記録及びこれに関する意見を、遅滞なく提出させなければならない。

4 中央委員会は、審査を行う場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、当該処分の執行の停止を命ずることができらる。

(審査にもとづく処分)

第五十一條 審査の請求が理由のないときは、中央委員会は、決定をもつて、これを棄却しなければならない。

2 審査の請求を相当とするときは、中央委員会は、決定をもつて、処分をした地方少年委員会又は地方成人委員会に対し、当該処分の取消又は変更を命じなければならない。

3 前二項の決定は、審査の請求を受理した日から六十日以内に行わなければならない。

第五節 雑則

(在監者及び在院者の環境調整)

第五十二條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、監獄又は少年

院に收容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、保護観察官又は司法保護委員に、その者の家族その他の関係者を訪問させ、その者の境遇その他環境の状態の調整について、相談させることができる。

(刑執行停止中の者の保護)

第五十三條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、刑事訴訟法第四百八十條又は第四百八十二條の規定により刑の執行を停止されている者について、檢察官の請求があるときは、その者に対し、適当と認められる指導監督及び補導援護の措置を採ることができる。

2 第三十七條第一項、第三十九條及び第四十條の規定は、前項の場合に準用する。

(恩赦の申出)

第五十四條 中央委員会は、法務総裁に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をする場合には、あらかじめ、本人の性格、行状、違法の行爲をする虞があるかどうか、本人に対する社会の感情その他関係のある事項について、調査をしなければならない。

2 在監中の者について、特赦、減刑又は刑の執行の免除の申出をする場合には、その者が、社会の安寧福祉をおびやかすことなく釈放されるに適するかどうかを、考慮しなければならない。

(関係人の呼出)

第五十五條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要がある

犯罪者予防更正法

ときは、日時及び場所を指定して、関係人を呼び出し、審問をすることが出来る。

2 前項の呼出に應じない者に対しては、更にこれを呼び出すことが出来る。

3 前項の規定により再度の呼出を受けた者が、正当な理由がなくその呼出に應じないときは、五千円以下の過料に処する。
(費用の支給)

第五十六條 前條の規定による呼出に應じた者に対しては、政令の定めるところにより、旅費、日当及び宿泊料を支給する。但し、正当の理由がなく証言を拒んだ者に対しては、この限りでない。
(記録、意見書等の請求)

第五十七條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、それぞれ、その職務権限に属する事項の調査について必要があると認めるときは、裁判所、検察官、監獄の長及び少年院の長に対し、記録、書類、意見書及び報告書の提出を求めることが出来る。

(記録の保管)

第五十八條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会は、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権に関してなした申出、仮出獄、仮出場、仮退院、退院及び保護観察に関してなした決定並びに第四十八條の規定によりなした決定については、政令の定めるところにより、その記録を保存しなければならない。

2 前項の記録は、閲覧を求めるときは、その閲覧に供さ

なければならない。但し、本人の更生を妨げ、又は関係人の名誉を傷つける虞があるときは、閲覧を拒むことが出来る。

(黙秘権)

第五十九條 中央委員会、地方少年委員会及び地方成人委員会の職員又は職員であつた者は、他の法律の規定により証人として尋問を受けた場合において、本人の更生を妨げる虞があると認めるときは、その職務上知り得た事実で他人の秘密に関するもの限り、証言を拒むことが出来る。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合(被告人が本人である場合を除く。)その他裁判所の規則で定める事由がある場合には、この限りでない。
(費用の徴収)

第六十條 地方少年委員会及び地方成人委員会は、第四十條第二項(第五十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定により支拂つた費用を、期限を指定して、本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による費用の徴収は、本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に囑託することが出来る。

3 政府は、前項の規定により、市町村長に対し費用の徴収を囑託した場合においては、その徴収金額の百分の四に相当する金額

を、その市町村(特別区を含む。)に交付しなければならない。

附則

この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

別表

地方少年委員会及び地方成人委員会の名称	地方少年委員会及び地方成人委員会の位置	地方少年委員会及び地方成人委員会の管轄区域
関東地方少年保護委員会	東京都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方少年保護委員会	大阪市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方少年保護委員会	名古屋市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方少年保護委員会	広島市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方少年保護委員会	福岡市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方少年保護委員会	仙台市	仙台高等裁判所の管轄区域

犯罪者予防更正法

北海地方少年保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
北海地方成人保護委員会	札幌市	札幌高等裁判所の管轄区域
四國地方少年保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域
四國地方成人保護委員会	高松市	高松高等裁判所の管轄区域

参照

○ 國家行政組織法 (昭和二十三年七月十日 法律第百二十号)

第三條(第二項) 行政組織のため置かれる國の行政機関は、府、省、委員会及び廳とし、その設置及び廢止は、別に法律の定めるところによる。

第十二條 各大臣は、主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、それぞれその機関の命令(総理府令、法務府令又は省令)を發することが出来る。

2 各外局の長は、その機関の所掌事務について、それぞれ主任の各大臣に対し、案をそなえて、前項の命令を發することを求めることが出来る。

3 前二項の命令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは國民の權利を制限する規定を設けることが出来ない。

犯罪者予防更正法

第十三條 各外局の長は、別に法律で定めるところにより、政令及び前條第一項に規定する命令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

2 前條第三項の規定は、前項の命令に、これを準用する。

○刑法 (明治四十年四月二十四日法律第四十五號)

第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ処セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ハ情狀ニ因リ何時ニテモ行政官廳ノ處分ヲ以テ假出場ヲ許スコトヲ得

罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサルニ因リ留置セラレタル者亦同シ

○少年法 (昭和二十三年七月十五日法律第六十八號)

(少年、成人、保護者)

第二條(第一項) この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者を

いい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。

(保護処分)の決定)

第二十四條(第一項) 家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならぬ。

その処分を取り消されないうで仮出獄前に刑の執行を受けた期間と同一の期間又は第五十一條の刑期若しくは第五十二條第一項及び第二項の長期を経過したときは、その何れか早い時期において、刑の執行を受け終つたものとする。

○少年院法 (昭和二十三年七月十五日法律第六十九號)

第十一條(第三項) 前項の申請を受理した裁判所は、その審理にあたり、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識を有する者及び本人を收容中の少年院の職員の見意見をきかなければならぬ。

同條(第五項) 裁判所は、少年院の長の申請に基づいて、二十三歳に達する在院者の精神に著しい故障があり公共の福祉のため少年院から退院させるに不適当であると認めるときは、二十六歳を超えない期間を定めて医療少年院に收容を継続すべき旨の決定をしなければならぬ。

○刑事訴訟法 (昭和二十三年七月十日法律第三十一號)

第二百條 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならぬ旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。

犯罪者予防更生法

- 一 地方少年保護委員会の觀察に付すること。
- 三 少年院に送致すること。

(不定期刑)

第五十二條(第一項) 少年に対して長期三年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきときは、その刑の範囲内において、長期と短期を定めてこれを言い渡す。但し、短期が五年を超える刑をもつて処断すべきときは、短期を五年に短縮する。

同條(第二項) 前項の規定によつて言い渡すべき刑については、短期は五年、長期は十年を超えることはできない。

(仮出獄)

第五十八條 少年のとき懲役又は禁錮の言渡を受けた者には、次の期間を経過した後、仮出獄を許すことができる。

- 一 無期刑については七年
- 二 第五十一條の規定により言い渡した有期の刑については三年

三 第五十二條第一項及び第二項の規定により言い渡した刑については、その刑の短期の三分の一

(仮出獄期間の終了)

第五十九條 少年のとき無期刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、その処分を取り消されないうで十年を経過したときは、刑の執行を受け終つたものとする。

少年のとき第五十一條又は第五十二條第一項及び第二項の規定により有期の刑の言渡を受けた者が、仮出獄を許された後、

第六十四條第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百一條 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならぬ。

第七十三條第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百三條(第一項) 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を與え留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを檢察官に送致する手続をしなければならぬ。

第四百八十條 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡をした裁判所に対応する檢察廳の檢察官又は刑の言渡を受けた者の所在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十二條 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に対応する檢察廳の檢察官又は刑の言渡を受けた者の所在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて執行を停止することができる。但

- し、最高検察廳の檢察官にあつては検事總長の、その他の檢察官にあつては檢察長の許可を得なければならぬ。
- 一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。
 - 二 年齢七十年以上であるとき。
 - 三 受胎後百五十日以上であるとき。
 - 四 出産後六十日を経過しないとき。
 - 五 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。
 - 六 祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。
 - 七 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。
 - 八 その他重大な事由があるとき。

◎犯罪者予防更生法施行法

〔昭和二十四年五月三十一日公布〕
〔法律第四百四十三号〕
〔昭和二十四年七月一日施行〕
〔大藏大臣・法務總裁署名〕

犯罪者予防更生法施行法

- 1 第一條 中央更生保護委員会は、昭和二十五年三月三十一日までには、犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四百四十二号)第四條第一項の規定にかかわらず、委員三人で組織する。
- 2 犯罪者予防更生法施行後最初に任命される中央更生保護委員

れ、現に仮退院中の者は、犯罪者予防更生法の規定により保護観察に付されたものとみなす。

- 2 この法律施行の際、現に仮出獄中の者及びこの法律施行前、十八歳に満たないとき、懲役又は禁錮につき刑の執行猶予の言渡を受け、現に猶予中の者についても、前項と同様とする。

- 5 第五條 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項第四号中「刑事被告人及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「刑事被告人、引致狀ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」に改める。

第九條中「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」を「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ引致狀ニ依リ監獄ニ留置シタル者及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」に改める。

第六十七條を次のように改める。

第六十七條 削除

- 6 第六條 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「檢察官又は受刑者の在監する監獄の長の申出」を「中央更生保護委員会の申出」に改める。

第十三條中「檢察官に特赦狀、減刑狀、刑の執行の免除狀又は復権狀を送付し、これを本人に下付させなければならない。」を「特赦狀、減刑狀、刑の執行の免除狀又は復権狀を本人に下付し

犯罪者予防更生法施行法

会、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の委員の任期は、同法第六條第一項及び第十二條の規定にかかわらず、各委員会について、三人のうち一人は二年、一人は三年、一人は四年とする。

- 3 前項に規定する各委員の任期は、法務總裁が定める。

第二條 昭和二十五年三月三十一日までは、犯罪者予防更生法第二十一條及び第二十二條の規定にかかわらず、家庭裁判所の所在地に、少年保護觀察所に替えて他の少年保護觀察所の支部を置き、地方裁判所の所在地に、成人保護觀察所に替えて他の成人保護觀察所の支部を置くことができる。

第三條 昭和二十五年三月三十一日までは、仮出獄又は仮退院を許す旨又は許さない旨の決定をするための審理を行うに當つて、やむを得ない事由があるときは、犯罪者予防更生法第三十條の規定にかかわらず、地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の委員は、本人に面接しないことができる。

2 前項の規定により委員が本人に面接しない場合においては、その委員は、本人が在監し、又は在院する監獄又は少年院の長に本人との面接を委嘱し、その面接の結果を報告させなければならない。

第四條 この法律施行前、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二十四條第一項第一号の保護処分(旧少年法(大正十一年法律第四十二号)の規定により保護処分)に付され、少年法第二十四條第一項第一号の保護処分を受けたものとみなされた場合を含むをを受け、現に觀察中の者及び矯正院又は少年院からの仮退院を許さ

なければならない。」に改める。

第十四條の次に次の一條を加える。

第十五條 この法律の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第七條 少年法の一部を次のように改正する。

第六十九條を削る。

第八條 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項を削る。

第九條 少年審判所令(昭和二十三年政令第九十六号)は、廃止する。

第十條 この法律施行の際、現に少年審判所の職員の職にある者(休職中のものを含む)は、別に辞令を發せられないときは、少年審判官及び少年保護司は保護觀察官に、少年審判所書記は法務府事務官に、同級及び同俸給をもつて(休職中のものは休職のまま)それぞれ任せられたものとする。

2 前項の規定による任命は、臨時のものであつて、昭和二十四年八月三十一日限り、その効力を失うものとする。

第十一條 特別職の職員の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 中央更生保護委員会の委員

第二條第一項及び第七條中「第十三号の三」を「第十三号の四」に

犯罪者予防更正法施行法

改める。

別表中「全國選挙管理委員会委員」を「全國選挙管理委員会委員」に改める。中央更生保護委員会委員

附則

この法律は、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）施行の日（昭和二十四年七月一日）から施行する。

参照

○監獄法（明治四十一年三月二十八日法律第二十八号）

第一條（第一項） 監獄ハ之ヲ左ノ四種トス

四 拘留監 刑事被告人及ヒ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ拘禁スル所トス

第九條 本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク外刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ勞役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第六十七條 假出獄ヲ許サレタル者ハ其期間左ノ規則ヲ遵守ス可シ

一 正業ニ就キ善行ヲ保ツコト

二 警察官署ノ監督ヲ受クルコト但シ警察官署ハ監獄ノ意見ヲ聽キ他ニ其監督ヲ委任スルコトヲ得

三 住居ヲ轉移シ又ハ十日以上旅行ヲ爲サントスルトキハ監督者ノ許可ヲ請フコト

○恩赦法（昭和二十二年三月二十八日法律第二十号）

第十二條 特赦、特定の者に対する、減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権は、檢察官又は受刑者の在監する監獄の長の申出があつた者に対して行ふものとする

第十三條 特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定のものに対する復権があつたときは、法務総裁は、檢察官に特赦狀、減刑狀、刑の執行の免除狀又は復権狀を送付し、これを本人に下付させなければならない。

○少年法（昭和二十三年七月十五日法律第六十五号）

第二十四條（本書法律第四百二十二号参照に掲載）

第六十九條 新法中「地方少年保護委員会」とあるのは、地方少年保護委員会又はこれに類似する機関が法律により設置される日まで、法務廳所管の「少年審判所」と読み替へるものとする。

2 この法律の施行と同時に改正され、又は廃止される法律中少年の仮出獄、仮退院及び觀察に関する規定、仮出獄中又は仮退院中の者及び觀察中の者の監督に関する規定並びにこれらの規定の実施について必要な規定（新法又は少年院法（昭和二十三年法律第六十九号）中に相当する規定のあるものを除く。）は、前項の日まで、なお効力を有する。

○少年院法（昭和二十三年七月十五日法律第六十九号）

第二十二條（第二項） 第十條、第十二條及び第十三條第一項の規定により地方少年保護委員会又は地方成人保護委員会の行う職權は、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会又はこれらに類似する機関の設置に至るまで、法務総裁がこれを行ふ。

二 全部改正法

◎弁護士法（衆法）

昭和二十四年六月十日公布
法律第二百五十五号
昭和二十四年九月一日施行
（法務総裁・大藏大臣署名）

弁護士法

弁護士法（昭和八年法律第五十三号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 弁護士の使命及び職務（第一條—第三條）
- 第二章 弁護士の資格（第四條—第七條）
- 第三章 弁護士名簿（第八條—第十九條）
- 第四章 弁護士の権利及び義務（第二十條—第三十條）
- 第五章 弁護士会（第三十一條—第四十四條）
- 第六章 日本弁護士連合会（第四十五條—第五十條）

弁護士法

- 第七章 資格審査会（第五十一條—第五十五條）
- 第八章 懲戒（第五十六條—第六十四條）
- 第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会（第六十五條—第七十一條）
- 第十章 法律事務の取扱に関する取締（第七十二條—第七十四條）
- 第十一章 罰則（第七十五條—第七十九條）
- 附則（第八十條—第九十二條）

第一章 弁護士の使命及び職務

（弁護士の使命）

第一條 弁護士は、基本的人權を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。

2 弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。

（弁護士の職責の根本基準）

第二條 弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない。

（弁護士の職務）

第三條 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び訴訟、審査の請求、異議の申立等行政廳に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 弁護士は、当然、弁理士及び税務代理士の事務を行うことができる。

第二章 弁護士の資格

(弁護士の資格)

第四條 司法修習生の修習を終えた者は、弁護士となる資格を有する。

(弁護士の資格の特例)

第五條 左に掲げる者は、前條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。

- 一 最高裁判所の裁判官の職に在つた者。
- 二 司法修習生となる資格を得た後、五年以上簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務府事務官又は司法研修所若しくは法務府研修所の教官の職に在つた者。
- 三 五年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教の職に在つた者。
- 四 前二号に掲げる職の二以上に在つて、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第二号に掲げる職については、司法修習生となる資格を得た後の在職年数に限る。

(弁護士の欠格事由)

第六條 左に掲げる者は、前二條の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。

- 一 禁こ以上の刑に処せられた者。
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者。
- 三 懲戒の処分により、弁護士であつて除名され、弁理士であつ

て業務を禁止され、公認会計士であつて登録をまつ消され、税務代理士であつて許可を取り消され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から三年を経過しない者。

(外國の弁護士となる資格を有する者の特例)

第七條 外國の弁護士となる資格を有し、且つ、日本國の法律につき相當の知識を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、第三條に規定する事務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。

- 一 破産者であつて復権を得ない者。
- 二 外國の弁護士となる資格を有する者は、最高裁判所の承認を受けて、外國人又は外國法に關し、第三條に規定する事務を行うことができる。但し、前條に掲げる者については、この限りでない。
- 三 最高裁判所は、前二項の承認をする場合には、試験又は選考をすることが出来る。
- 四 第一項又は第二項の承認を受けた者には、第一條、第二條、第二十條第三項及び第二十三條乃至第二十九條の規定を準用する。
- 五 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項又は第二項の承認を取り消すことができる。
- 六 最高裁判所が第一項又は第二項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

第三章 弁護士名簿

(弁護士の登録)

第八條 弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければならない。

(登録の請求)

第九條 弁護士となるには、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録の請求をしなければならない。

(登録換の請求)

第十條 弁護士は、所属弁護士会を変更するには、新たに入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録換の請求をしなければならない。

2 弁護士は、登録換の請求をする場合には、所属弁護士会にその旨を届け出なければならない。

(登録取消の請求)

第十一條 弁護士がその業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経て、日本弁護士連合会に登録取消の請求をしなければならない。

(登録又は登録換の請求の進達の拒絶)

第十二條 弁護士会は、弁護士会の秩序若しくは信用を害する虞がある者又は左の場合に該当し弁護士の職務を行わせることがその適正を欠く虞がある者について、資格審査会の議決に基づき、登録又は登録換の請求の進達を拒絶することができる。

- 一 心身に故障があるとき。
- 二 第六條第三号にあたる者が、除名、業務禁止、登録まつ消、許可取消又は免職の処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

2 登録又は登録換の請求前一年以内に当該弁護士会の地域内において常時勤務を要する公務員であつた者で、その地域内において弁護士の職務を行わせることが特にその適正を欠く虞があるものについてもまた前項と同様とする。

3 弁護士会は、前二項の規定により請求の進達を拒絶する場合には、登録又は登録換を請求した者に、すみやかにその旨を通知しなければならない。

(弁護士会による登録取消の請求)

第十三條 弁護士会は、弁護士が前條第一項第一号、第二号及び第二項に掲げる事項について虚偽の申告をしたときは、資格審査会の議決に基づき、日本弁護士連合会に登録取消の請求をすることができる。

2 弁護士会は、前項の請求をした場合には、その弁護士に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。

(進達の拒絶等に対する異議の申立)

第十四條 前二條の規定により登録若しくは登録換の請求の進達を拒絶され、又は登録取消の請求をされた者は、その通知を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることができる。

2 弁護士会が登録又は登録換の請求の進達を求められた後三箇月を経てもなお日本弁護士連合会にその進達をしないときは、その登録又は登録換の請求をした者は、これを拒絶されたものとみなし、その後三十日以内に前項の異議の申立をすることができぬ。

3 日本弁護士連合会は、前二項の申立を受けた場合においては、資格審査会の議決に基き、その申立に理由があると認めるときは、弁護士会に登録若しくは登録換の請求の進達を命じ、又は登録取消の請求を差し戻し、その申立に理由がないと認めるときは、これを棄却しなければならない。

4 日本弁護士連合会は、前項の処分をした場合には、異議の申立をした者に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。

(登録及び登録換の拒絶)

第十五條 日本弁護士連合会は、弁護士会から登録及び登録換の請求の進達を受けた場合において、第十二條第一項又は第二項に掲げる事由があつて登録又は登録換を拒絶することを相当と認めるときは、資格審査会の議決に基き、その登録又は登録換を拒絶することができる。

2 日本弁護士連合会は、前項の規定により登録又は登録換を拒絶する場合には、登録又は登録換を請求した者及びこれを進達した弁護士会に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。

(訴の提起及び手続)

第十六條 第十四條に規定する異議の申立を棄却され、前條の規定

により登録又は登録換を拒絶された者は、その処分につき違法又は不当を理由としてその通知を受けた後三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することができる。

2 日本弁護士連合会が第十四條第一項若しくは第二項の異議の申立を受けた後三箇月を経てもなお同條第三項の処分をせず、又は登録若しくは登録換の請求の進達を受けた後三箇月を経てもなお弁護士名簿に登録若しくは登録換をしないときは、異議の申立をなし又は登録若しくは登録換の請求をした者は、その申立を棄却され又は登録若しくは登録換を拒絶されたものとみなし、その後三十日以内に前項の訴を提起することができる。

3 前二項の訴は、日本弁護士連合会を被告として提起しなければならない。

4 裁判所は、必要と認める場合には、職権で決定をもつて、訴訟の結果について利害関係のある弁護士会を訴訟に参加させることができる。

5 裁判所は、必要と認める場合には、職権で証拠調をすることができる。但し、その証拠調の結果について当事者の意見をきかなければならない。

6 第一項及び第二項の訴訟については、本條によるの外、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の定めるところによる。

(登録取消の事由)

第十七條 日本弁護士連合会は、左の場合においては、弁護士名簿の登録を取り消さなければならない。

一 弁護士が第六條第一号及び第三号乃至第五号の一に該当するに至つたとき。

二 弁護士が第十一條の規定により登録取消の請求をしたとき。

三 弁護士について退会命令、除名又は第十三條の規定による登録取消が確定したとき。

四 弁護士が死亡したとき。

(登録取消の事由の報告)

第十八條 弁護士会は、所属の弁護士に弁護士名簿の登録取消の事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、すみやかに、その旨を報告しなければならない。

(登録等の通知及び公告)

第十九條 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消は、すみやかに、日本弁護士連合会から当該弁護士の所属弁護士会に通知し、且つ、官報をもつて公告しなければならない。

第四章 弁護士の権利及び義務

(法律事務所)

第二十條 弁護士の事務所は、法律事務所と称する。

2 法律事務所は、その弁護士の所属弁護士会の地域内に設けなければならない。

3 弁護士は、いかなる名義をもつてしても、二箇以上の法律事務所を設けることができない。但し、他の弁護士の法律事務所において執務することを妨げない。

(法律事務所の届出義務)

第二十一條 弁護士が法律事務所を設け、又はこれを移轉したときは、直ちに、所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならない。

(会則を守る義務)

第二十二條 弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則を守らなければならない。

(秘密保持の権利及び義務)

第二十三條 弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(委嘱事項等を行う義務)

第二十四條 弁護士は、正当の理由がなければ、法令により官公署の委嘱した事項及び会則の定めるところにより所属弁護士会又は日本弁護士連合会の指定した事項を行うことを辞することができない。

(職務を行不得ない事件)

第二十五條 弁護士は、左に掲げる事件については、その職務を行なつてはならない。但し、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 相手方の協議を受けて賛助し(又はその依頼を承諾した事件。
二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの。

- 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件。
- 四 公務員として職務上取り扱った事件。
- 五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件。

(汚職行為の禁止)

第二十六條 弁護士は、受任している事件に関し相手方から利益を受け、又はこれを要求し、若しくは約束してはならない。

(非弁護士との提携の禁止)

第二十七條 弁護士は、第七十二條乃至第七十四條の規定に違反する者から事件の周旋を受け、又はこれらの者に自己の名義を利用してはならない。

(係争権利の譲受の禁止)

第二十八條 弁護士は、係争権利を譲り受けることができない。

(依頼不承諾の通知義務)

第二十九條 弁護士は、事件の依頼を承諾しないときは、依頼者に、すみやかに、その旨を通知しなければならない。

(兼職及び営業等の制限)

第三十條 弁護士は、報酬ある公職を兼ねることができない。但し、国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他常時勤務を要しない公務員となり、又は官公署より特定の事項について委嘱された職務を行うことは、この限りでない。

2 弁護士は、所属弁護士の許可を受けなければ、営利を目的とする業務を営み、若しくはこれを営む者の使用人となり、又は営利を目的とする法人の業務執行社員、取締役若しくは使用人とな

ることができない。

第五章 弁護士会

(目的及び法人格)

第三十一條 弁護士会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

2 弁護士会は、法人とする。

(設立の基準となる区域)

第三十二條 弁護士会は、地方裁判所の管轄区域ごとに設立しなければならない。

(会則)

第三十三條 弁護士会は、日本弁護士連合会の承認を受けて、会則を定めなければならない。

2 弁護士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地。
- 二 会長、副会長その他会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定。
- 三 入会及び退会に関する規定。
- 四 資格審査会に関する規定。
- 五 会議に関する規定。
- 六 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消の請求の進達並びに第十三條の規定による登録取消の請求に関する規定。

七 弁護士道徳その他会員の綱紀保持に関する規定。

八 弁護士の報酬に関する標準を示す規定。

九 無資力者のためにする法律扶助に関する規定。

十 官公署その他に対する弁護士の推薦に関する規定。

十一 司法修習生の修習に関する規定。

十二 会員の職務に関する紛議の調停に関する規定。

十三 建議及び答申に関する規定。

十四 懲戒、懲戒委員会及び綱紀委員会に関する規定。

十五 会費に関する規定。

十六 会計及び資産に関する規定。

3 前項に掲げる事項を変更するときは、日本弁護士連合会の承認を受けなければならない。

(登記)

第三十四條 弁護士会は、その所在地において設立の登記をするこ

とによつて成立する。

2 弁護士会の設立の登記には、左の事項を登記しなければならない。

- 一 名称。
- 二 設立の基準となる地方裁判所の名称及び管轄区域。
- 三 事務所。
- 四 会長及び副会長の氏名及び住所。
- 3 弁護士会が解散したときは、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

4 第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に変更の登記をしなければならない。

5 弁護士会において登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6 この法律に規定するものの外、弁護士会の登記の手續に関して必要な事項は、政令で定める。

(会長及び副会長)

第三十五條 弁護士会の代表者は、会長とする。

2 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこの法律及び会則に規定する会長の職務を行う。

3 会長及び副会長は、法令によつて公務に従事する職員とする。

(入会及び退会)

第三十六條 弁護士名簿に登録又は登録換を受けた者は、当然、入会しようとする弁護士の会の会員となり、登録換を受けた場合には、これによつて旧所属弁護士会を退会するものとする。

2 第十一條に規定する請求により登録取消を受けた者は、当然、所属弁護士会を退会するものとする。

(総会)

第三十七條 弁護士会は、毎年定期総会を開かなければならない。

2 弁護士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

(総会の決議等の報告)

第三十八條 弁護士会は、総会の決議並びに役員就任及び退任を

日本弁護士連合会に報告しなければならない。

(総会の決議を必要とする事項)

第三十九條 弁護士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議によらなければならない。

(総会の決議の取消)

第四十條 弁護士会の総会の決議が公益を害するときその他法令又はその弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反するとき、日本弁護士連合会は、その決議を取り消すことができる。

(紛議の調停)

第四十一條 弁護士会は、弁護士の職務に関する紛議につき、弁護士又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。

(答申及び建議)

第四十二條 弁護士会は、日本弁護士連合会から諮問又は協議を受けた事項につき答申をしなければならない。

2 弁護士会は、弁護士事務その他司法事務に関して官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

(合併及び解散)

第四十三條 地方裁判所の管轄区域が変更されたためその区域内に在る弁護士会が合併又は解散する必要があるときは、その弁護士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2 合併については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第百條及び第百三條の規定を準用し、解散については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十三條乃至第七十六條、第七十八條乃至

ない。

一 第三十三條第二項第一号乃至第五号、第七号乃至第十一号、第十三号及び第十四号(但し、綱紀委員会に関する事項を除く。)乃至第十六号に掲げる事項。

二 弁護士名簿の登録、登録換及び登録取消に関する規定。

(会員)

第四十七條 弁護士及び弁護士会は、当然、日本弁護士連合会の会員となる。

(調査の依頼)

第四十八條 日本弁護士連合会は、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。

(最高裁判所の権限)

第四十九條 最高裁判所は、必要と認める場合には、日本弁護士連合会に、その行う事務について報告を求め、又は弁護士及び弁護士会に関する調査を依頼することができる。

(準用規定)

第五十條 第三十四條、第三十五條、第三十七條、第三十九條及び第四十二條第二項の規定は、日本弁護士連合会に準用する。

第七章 資格審査会

(設置及び機能)

第五十一條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ資格審査

弁護士法

第八十條及び第八十二條並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十六條及び第二十七條の規定を準用する。

3 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会の会員となる。

4 第十條第一項の規定は、前項の場合に準用する。

(弁護士会連合会)

第四十四條 同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士会は、共同して特定の事項を行うため、規約を定め、日本弁護士連合会の承認を受けて、弁護士会連合会を設けることができる。

第六章 日本弁護士連合会

(設立、目的及び法人格)

第四十五條 全国の弁護士会は、日本弁護士連合会を設立しなければならない。

2 日本弁護士連合会は、弁護士の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士会の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。

3 日本弁護士連合会は、法人とする。

(会則)

第四十六條 日本弁護士連合会は、会則を定めなければならない。

2 日本弁護士連合会の会則には、左の事項を記載しなければならない

会を置く。

2 資格審査会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、登録、登録換及び登録取消の請求に関して必要な審査をする。

(組織)

第五十二條 資格審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。

2 会長は、その資格審査会の置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の会長をもつてこれに充てる。

3 委員は、弁護士、裁判官、検察官及び学識経験のある者の中から会長が委嘱する。但し、弁護士会の資格審査会においては、裁判官又は検察官である委員はその地の高等裁判所若しくは地方裁判所又は高等検察廳検事長若しくは地方検察廳検事正の推薦に基づき、その他の委員はその弁護士会の総会の決議に基づき、日本弁護士連合会の資格審査会においては、裁判官又は検察官である委員は最高裁判所又は検事總長の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の総会の決議に基づかなければならない。

4 委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(予備委員)

第五十三條 資格審査会に予備委員若干人を置く。

2 前條第三項及び第四項の規定は、予備委員に準用する。

3 委員に事故のあるとき又は委員が欠けたときは、会長は、同じ

資格を有する予備委員の中からその代理をする者を命ずる。

(会長の職務及びその身分等)

第五十四條 会長は、会務を総理する。

2 会長、委員及び予備委員は、法令によつて公務に従事する職員とする。

(審査手続)

第五十五條 資格審査会は、審査に關し必要があるときは、当事者、關係人及び官公署その他に対して陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 資格審査会は、登録の請求、登録換の請求若しくはこれらの進達を拒絶することを可とし、又は第十三條の規定による登録取消の請求を可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、且つ、これに關して陳述及び資料の提出をする機会を與えなければならない。

第八章 懲戒

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十六條 弁護士は、この法律又は所屬弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則に違反し、所屬弁護士会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問はずその品位を失うべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、その弁護士の所屬弁護士会が、懲戒委員会の議決に基づいて行う。

(懲戒の種類)

第五十七條 懲戒は、左の四種とする。

- 一 戒告。
- 二 二年以内の業務の停止。
- 三 退会命令。
- 四 除名。

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十八條 何人も、弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、その事由の説明を添えて、その弁護士の所屬弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる。

2 弁護士会は、所屬の弁護士について、懲戒の事由があると思料するとき又は前項の請求があつたときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。

3 弁護士会は、綱紀委員会が前項の調査により弁護士を懲戒することを相当と認めるときは、懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

(懲戒を受けた者の異議の申立)

第五十九條 懲戒を受けた者は、その処分を受けた後三十日以内に日本弁護士連合会に異議の申立をすることができる。

2 日本弁護士連合会は、前項の申立を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基づき、その申立に理由があると認めるときはその処分を取り消し、その申立に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならない。

3 前項の処分については、第十四條第四項の規定を準用する。

(日本弁護士連合会の懲戒)

第六十條 日本弁護士連合会は、第五十六條第一項に規定する事案についてみずからその弁護士を懲戒することを適當と認めるときは、懲戒委員会の議決に基づき、これを懲戒することができる。

(懲戒請求者の異議の申立)

第六十一條 第五十八條第一項の規定により弁護士に対する懲戒の請求があつたにもかかわらず、弁護士会がその弁護士を懲戒しないとき又は相当の期間内に懲戒の手続を終えないときは、その請求をした者は、日本弁護士連合会に異議の申立をすることができる。弁護士会の懲戒の処分が不当に輕いと認るときもまた同様とする。

2 日本弁護士連合会は、前項の申立を受けた場合においては、懲戒委員会の議決に基づき、その申立に理由があると認めるときは当該弁護士会にその旨を通知し、又は前條の規定によりみずから懲戒し、その申立に理由がないと認めるときはこれを棄却しなければならない。

3 前項の処分については、第十四條第四項の規定を準用する。

(訴の提起及びその手続)

第六十二條 第五十九條に規定する異議の申立を棄却され、又は第六十條の規定により懲戒を受けた者は、その処分につき違法又は不当を理由としてその通知又は処分を受けた後三十日以内に東京高等裁判所に訴を提起することができる。

2 前項の訴訟については、第十六條第三項乃至第六項の規定を準用する。

(登録換等の請求の制限)

第六十三條 懲戒の手続に付された弁護士は、その手続が結了するまで登録換又は登録取消の請求をすることができない。

(除斥期間)

第六十四條 懲戒の事由があつたときから三年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

第九章 懲戒委員会及び綱紀委員会

(懲戒委員会の設置及び機能)

第六十五條 各弁護士会及び日本弁護士連合会にそれぞれ懲戒委員会を置く。

2 懲戒委員会は、その置かれた弁護士会又は日本弁護士連合会の請求により、その所屬の弁護士の懲戒に關して必要な審査をする。

(懲戒委員会の組織)

第六十六條 懲戒委員会は、委員長及び委員若干人をもつて組織する。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ懲戒委員会の定める順序により、他の委員が委員長の職務を行う。

4 懲戒委員会に予備委員若干人を置く。

(懲戒委員会の審査手続)

第六十七條 懲戒委員会は、審査を求められたときは、すみやかに、審査の期日を定め、審査を受ける弁護士にその旨を通知しなければならぬ。

2 審査を受ける弁護士は、審査期日に出頭し、且つ、陳述することができる。但し、委員長指揮に従わなければならない。

3 第五十五條第一項の規定は、懲戒委員会の審査について準用する。

(懲戒手続の中止)

第六十八條 懲戒委員会は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、懲戒の手続を中止することができる。

(準用規定)

第六十九條 第五十二條第三項、第四項、第五十三條第二項、第三項及び第五十四條の資格審査会の会長、委員及び予備委員に関する規定は、それぞれ懲戒委員会の委員長、委員及び予備委員に準用する。但し、この場合において、第五十二條第三項中「会長」とあるのは、「弁護士会の懲戒委員会においてはその弁護士の会長、日本弁護士連合会の懲戒委員会においては日本弁護士連合会の会長」と読み替えるものとする。

(綱紀委員会の設置及び機能等)

第七十條 各弁護士会に綱紀委員会を置く。

2 綱紀委員会は、第五十八條第二項の調査その他その置かれた弁護士会の会員の綱紀保持に関する事項をつかさどる。

2 弁護士でない者は、利益を得る目的で、法律相談その他法律事務を取り扱う旨の標示又は記載をしてはならない。

第十一章 罰則

(虚偽登録の罪)

第七十五條 弁護士となる資格を有しない者が、日本弁護士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、弁護士名簿に登録をさせたときは、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪を罰する。

(汚職の罪)

第七十六條 第二十六條の規定に違反した者(第七條第四項により準用する場合を含む。)は、三年以下の懲役に処する。

(非弁護士の法律事務取扱等の罪)

第七十七條 第二十七條、第二十八條、第七十二條又は第七十三條の規定に違反した者(第七條第四項により準用する場合を含む。)は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第七十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第七十二條又は第七十三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して前條の罰金刑を科する。

(虚偽標示等の罪)

第七十九條 第七十四條の規定に違反した者は、五万円以下の罰金

3 綱紀委員会の委員は、その置かれた弁護士会の会員の互選による。

(準用規定)

第七十一條 第五十二條第四項、第五十四條、第五十五條第一項及び第六十六條第一項乃至第三項の規定は、綱紀委員会に準用する。但し、この場合において、第五十四條中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第十章 法律事務の取扱に関する取締

(非弁護士の法律事務の取扱等の禁止)

第七十二條 弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び訴願、審査の請求、異議の申立等行政廳に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。但し、この法律に別段の定めがある場合及び正当の業務に附随してする場合、この限りでない。

(譲り受けた権利の実行を業とすることの禁止)

第七十三條 何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によつて、その権利の実行をすることを業とすることができない。

(非弁護士の虚偽標示等の禁止)

第七十四條 弁護士でない者は、弁護士又は法律事務所の標示又は記載をしてはならない。

に処する。

附則

(施行の日)

第八十條 この法律は、昭和二十四年九月一日から施行する。

(従前の弁護士資格者)

第八十一條 従前の規定により弁護士となる資格を有する者は、この法律の適用については、その資格を得たときに司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(弁護士試補の特例)

第八十二條 この法律施行の際現に弁護士試補である者が、従前の弁護士法の規定により一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たときは、その考試を経たときに司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(弁護士の欠格事由の適用)

第八十三條 第六條の規定の適用については、従前の計理士法(昭和二年法律第三十一号)の規定により業務の禁止の処分を受けた者は、懲戒の処分により公認会計士の登録をまつ消された者とみなし、官吏懲戒令(明治三十二年勅令第六十三号)により免官の処分を受けた者は、公務員であつて懲戒の処分により免職された者とみなす。

(従前の弁護士名簿の登録)

第八十四條 従前の規定による弁護士名簿の登録は、この法律による弁護士名簿の登録とみなす。

(従前の登録又は登録換の請求)

第八十五條 従前の規定により法務総裁に対してなされた登録又は登録換の請求は、この法律により日本弁護士連合会に対してなされた登録又は登録換の請求の進達とみなす。

(従前の弁護士の事務所)

第八十六條 従前の規定により法務総裁に届け出てある弁護士の事務所は、その弁護士がこの法律の規定により届出をした法律事務所とみなす。

(従前の弁護士名簿等の引継)

第八十七條 法務府は、従前の規定により同府に備えられた弁護士名簿その他弁護士及び弁護士会に関する関係書類を、日本弁護士連合会の求めにより、これに引き継がなければならない。

(現存の弁護士会及び弁護士連合会)

第八十八條 この法律施行の際現に存する弁護士会又は同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士連合会は、この法律による弁護士会又は弁護士連合会とみなす。

2 前項の弁護士会又は弁護士連合会は、すみやかに、その会則又は規約について日本弁護士連合会の承認を受け、なお弁護士会にあつては設立の登記をしなければならない。

3 前項の登記については、第三十四條第二項及び第四項乃至第六項の規定を準用する。

(同じ区域内の弁護士会の特例)

第八十九條 この法律施行の際現に同じ地方裁判所の管轄区域内に

ハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ス

債権者カ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ヘサリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス

債権者カ異議ヲ述ヘタルトキハ會社ハ辨濟ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ債権者ニ辨償ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託會社ニ相當ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス

第三百三條 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ承継ス

○民法 (明治二十九年四月二十七日) 法律第八十九號

第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト看做ス

第七十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ存テス

第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

○民法施行法 (明治三十一年六月二十一日) 法律第十一號

第八十二條 法人ノ解散及ヒ清算ハ裁判所ノ監督ニ屬ス裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ前項ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲スコトヲ得

第八十條 前條ノ期間後ニ申出テタル債権者ハ法人ノ債務完済ノ後未タ歸屬權利者ニ引渡ササル財産ニ對シテノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ公告ニハ債権者カ期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ其債権ハ清算ヨリ除外セララルヘキ旨ヲ附記スルコトヲ要ス但清算人ハ知レタル債権者ヲ除外スルコトヲ得

清算人ハ知レタル債権者ニハ各別ニ其申出ヲ確告スルコトヲ要ス

第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
- 二 債権ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
- 三 殘餘財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

参照

○商法 (明治三十二年三月九日) 法律第四十八號

第百條 會社ハ前條ノ期間内ニ其ノ債権者ニ對シ合併ニ異議アラハ一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シ且知レタル債権者ニ

第九十二條 法律事務取扱の取締に関する法律 (昭和八年法律第五十四号) は、廃止する。但し、同法廃止前になした行爲に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(法律事務取扱の取締に関する法律の廃止)

第九十一條 弁護士及び弁護士試験の資格の特例に関する法律 (昭和二十一年法律第十一号) の適用については、なお従前の例による。但し、同法に規定する審査委員会の職務は、この法律に規定する日本弁護士連合会の資格審査会が行うものとする。

(日本弁護士連合会設立の準備手続)

第九十條 日本弁護士連合会の設立について必要な準備手続は、第八十條に規定する期日より前に行うことができる。

第八十九條 日本弁護士連合会の設立により法務総裁に対してなされた登録又は登録換の請求は、この法律により日本弁護士連合会に対してなされた登録又は登録換の請求の進達とみなす。

第八十八條 この法律施行の際現に存する弁護士会又は同じ高等裁判所の管轄区域内の弁護士連合会は、この法律による弁護士会又は弁護士連合会とみなす。

第八十七條 法務府は、従前の規定により同府に備えられた弁護士名簿その他弁護士及び弁護士会に関する関係書類を、日本弁護士連合会の求めにより、これに引き継がなければならない。

第八十六條 従前の規定により法務総裁に届け出てある弁護士の事務所は、その弁護士がこの法律の規定により届出をした法律事務所とみなす。

第八十五條 従前の規定により法務総裁に対してなされた登録又は登録換の請求は、この法律により日本弁護士連合会に対してなされた登録又は登録換の請求の進達とみなす。

第八十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ存テス

第八十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト看做ス

第八十二條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第八十一條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第八十條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得

第七十八條 清算人ノ職務左ノ如シ

- 一 現務ノ結了
- 二 債権ノ取立及ヒ債務ノ辨濟
- 三 殘餘財産ノ引渡

清算人ハ前項ノ職務ヲ行フ爲メニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

第七十七條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得

第七十六條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十五條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十四條 法人カ解散シタルトキハ破産ノ場合ヲ除ク外理事其清算人ト爲ル但定款若クハ寄附行爲ニ別段ノ定アルトキ又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任シタルトキハ此限ニ存テス

第七十三條 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尙ホ存続スルモノト看做ス

第七十二條 重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第七十一條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第七十條 前條ノ規定ニ依リテ清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害關係人若クハ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第六十九條 清算人ハ其就職ノ日ヨリ二个月内ニ少クトモ三回ノ公告ヲ以テ債権者ニ對シ一定ノ期間内ニ其請求ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス但其期間ハ二个月ヲ下ルコトヲ得

裁判所法等の一部を改正する法律

第二十六條 法人ノ清算人カ民法第七十九條及ヒ第八十一條第一項ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告ハ裁判所カ爲スヘキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス
第二十七條 剝奪公権者及ヒ停止公権者ハ法人ノ理事、監事又ハ清算人タルコトヲ得ス

三 一部改正法

◎裁判所法等の一部を改正する法律

昭和二十四年六月一日公布
法律第百七十七号
昭和二十四年六月一日一部施行
同年七月一日一部施行
(法務総裁署名)

裁判所法等の一部を改正する法律

第一條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第六十條中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改め、同條第一項を次のように改める。

各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所書記官を置く。

第六十條第一項の次に次の一項を加える。

裁判所書記官は、一級、二級又は三級とする。

第六十條の次に次の一條を加える。

に充てることができる。

第二條 裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律(昭和二十二年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

次の題名を附する。

裁判官分限法

第十四條を削る。

附則

- 1 この法律のうち、裁判所法第六十條、第六十條の二、及び第六十五條の改正規定は公布の日から起算して三十日を経過した日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 この法律の公布の日から起算して三十日を経過した際現に裁判所書記に補せられている裁判所事務官で、裁判所書記官に任命されないものは、別に辞令を發せられないときは、兼ねて裁判所書記官補に任命され、且つ、現にその者の勤務する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。
- 3 各裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、裁判所書記官補に裁判所書記官の職務を行わせることができる。
- 4 他の法令中「裁判所書記」とあるのは、「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

参照

○裁判所法(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)

裁判所法等の一部を改正する法律

第六十條の二(裁判所書記官補) 各裁判所に通じて別に法律で定める員数の裁判所書記官補を置く。

裁判所書記官補は、二級又は三級とする。

裁判所書記官補は、上司の命を受けて、裁判所書記官の事務を補助する。

第六十五條中「事務局長、裁判所書記又は少年保護司たるものを除く。」を「(事務局長又は少年保護司たるものを除く)、裁判所書記官、裁判所書記官補」に改める。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條(採用) 司法修習生は、司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條(補充裁判官) 合議体の審理が長時日にわたることの予見される場合においては、補充の裁判官が審理に立ち会い、その審理中に合議体の裁判官が審理に關與することができなくなつた場合において、あらかじめ定める順序に従い、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁判をすることが出来る。但し、補充の裁判官の員数は、合議体の裁判官の員数を超えることができない。

附則に次の一項を加える。

最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は檢察官を以て、司法研修所教官に、裁判官を以て、裁判所調査官

第六十條(裁判所書記) 各裁判所に裁判所書記を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所の定めるところにより、最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所が、これを補する。

裁判所書記は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他の法律において定める事務を掌る。

裁判所書記は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従ふ。

裁判所書記は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

第六十五條(勤務裁判所の指定) 裁判所調査官、裁判所事務官(事務局長、裁判所書記又は少年保護司たるものを除く。)及び裁判所技官(少年保護司たるものを除く。)の勤務する裁判所は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを定める。

第三章 司法修習生

第六十六條(採用) 司法修習生は、高等試験司法科試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。

前項の試験に関する事項は、政令でこれを定める。

第七十八條(補充裁判官) 合議体の審理が長時日にわたることの予見される場合においては、補充の裁判官一人が審理に立ち会

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

い、その審理中に合議体の裁判官の一人が審理に関与することができなくなつた場合において、これに代つて、その合議体に加わり審理及び裁判をすることができらる。

○裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律 (昭和二十二年十月二十九日法律第百二十七号)

第十四條(裁判官以外の裁判所職員の懲戒等)左に掲げる職員の懲戒による免官及び減俸は、一級のもの及び二級のものについては、裁判所職員高等懲戒委員会の議決により最高裁判所が、三級のものについては、裁判所職員普通懲戒委員会の議決により、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所がこれを行ふ。

- 一 最高裁判所事務総長
- 二 最高裁判所長官秘書官
- 三 最高裁判所判事秘書官
- 三の二 司法研修所教官
- 三の二 高等裁判所長官秘書官
- 四 裁判所調査官
- 五 裁判所事務官
- 六 裁判所技官

前項に掲げる職員の懲戒による譴責は、最高裁判所の定めるところにより最高裁判所、各高等裁判所、各地方裁判所又は各家庭裁判所が行ふ。

庭裁判所がこれを行ふ。

裁判所職員高等懲戒委員会及び裁判所職員普通懲戒委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。

執行吏の懲戒は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを行ふ。

不具廢疾又は心身の衰弱に因り職務を執ることができないことを理由とする第一項に掲げる職員(最高裁判所長官秘書官を除く。)の免官についても、また同項と同様とする。

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十四年五月十九日公布
法律第八十六号
昭和二十四年七月一日施行 (法務総裁署名)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「岐阜簡易裁判所」を「關簡易裁判所」に、「廣島簡易裁判所」を「安藝西條簡易裁判所」に、「玉野簡易裁判所」を「玉野簡易裁判所」に、「鳥取簡易裁判所」を「鳥取簡易裁判所」に、「米

關	岐阜縣の内 武儀郡の内 加茂郡の内 田原郡の内 益田郡の内 下原郡の内 郡上郡の内 東村
---	---

同表高岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「福田村」を削り、同表廣島簡易裁判所の管轄区域の欄中「賀茂郡の内」西條町、川上村、東志和村、志和堀村、西志和村、原村、吉川村、熊野跡村、郷田村、上黒瀬村、板城村、下三永村、西高屋村、東高屋村、造賀村」並びに同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「河内町」、「大草村、豊田村、榎梨村、豊榮村、久芳村、竹仁村、戸野村、入野村、小谷村、田万里村」及び「山南村」を削り、同表廣島簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

安藝西條	廣島縣の内 賀茂郡の内 西條町 川上村 東志和村 志和堀村 西志和村 原村 吉川村 熊野跡村 郷田村 上黒瀬村 板城村 下三永村 西高屋村 東高屋村 造賀村 大草村 豊田村 榎梨村 豊榮町 竹仁村 戸野村 入野村 小谷村
------	--

同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「田能村」を「田能町」に、同

澤簡易裁判所」を「米澤簡易裁判所」に、「西條簡易裁判所」を「西條簡易裁判所」に、「赤湯簡易裁判所」を「新居濱簡易裁判所」に、同表所在地の欄中「岐阜市」を「岐阜市」に、「廣島市」を「廣島市」に、「玉野市」を「玉野市」に、「鳥取市」を「鳥取市」に、「鳥取縣若美郡浦富町」に、「熊本縣葦北郡水俣町」を「水俣市」に、「福島縣西白河郡白河町」を「白河市」に、「山形縣最上郡新庄町」を「新庄市」に、「米澤市」を「米澤市」に、「山形縣東置賜郡赤湯町」に、「北海道勇拂郡苦小牧町」を「苦小牧市」に、「北海道宗谷郡稚内町」を「稚内市」に、「西條市」を「新居濱市」に改める。

栃木	栃木縣の内 栃木市 下都賀郡 上野郡の内 栗野町 西方村 眞名子村
----	---

同表岐阜簡易裁判所の項を次のように改める。

岐阜	岐阜縣の内 岐阜市 稲葉郡 羽島郡 本巢郡 山縣郡
----	--

同表岐阜簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬戸村」を「瀬戸村 山南村」に改め、同表玉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「兒島市」及び「藤戸町 郷内村 琴浦町 灘崎村 粒江村」を削り、同簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

兒島	岡山縣の内 兒島市 藤戸町 郷内村 琴浦町 灘崎町 粒江村
----	-------------------------------------

同表笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「神島外村」を「神島外村 白石島村」に、同表鳥取簡易裁判所の項を次のように改める。

鳥取	鳥取縣の内 鳥取市 氣高郡 岩美郡の内 米里村 倉田村 宇倍野村 成器村 大茅村 八頭郡の内 下私郡の内 中私郡村 上私郡村
----	--

同表鳥取簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

浦富	鳥取縣の内 岩美郡の内 浦富町 小田村 網代村 田後村 東村 蒲生村
----	--

同表長崎瀬戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒瀬村」を「黒瀬町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「調川村」を「調川町」に改め、同表水俣簡易裁判所の項を次のように改める。

水俣	熊本縣の内 水俣市 葦北郡の内 田浦村 佐敷町 湯浦村 津奈木村 久木野村 大野村 吉尾村
----	--

同表川内簡易裁判所の管轄区域の欄中「大村」を「大村 中津川村」に、「入來村」を「入來町」に、同表飯島簡易裁判所の管轄区域の欄中「下甌村」を「下甌村 鹿島村」に、同表白河簡易裁判所の管轄区域の欄中「西白河郡」を「白河市 西白河郡」に改め、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「東置賜郡の内」を削り、同表新庄簡易裁判所の管轄区域の欄中「最上郡」を「新庄市 最上郡」に改め、同表米澤簡易裁判所の管轄区域の欄中「赤湯町 糠野目村 沖郷村 吉島村 宮内町 吉野村 金山村 漆山村 梨郷村 大塚村 高島町 二井宿村 屋代村」を削り、同簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

赤湯	山形縣の内 東置賜郡の内 赤湯町 糠野目村 沖郷村 吉島村 宮内町 吉野村 金山村 漆山村 梨郷村 大塚村 高島町 二井宿村 屋代村 中川村
----	--

同表岩見澤簡易裁判所の管轄区域の欄中「栗澤村」を「栗澤町」に、同表瀧川簡易裁判所の管轄区域の欄中「赤平町」を「赤平町 上砂川町」に、同表紋別簡易裁判所の管轄区域の欄中「雄武村」を「雄武町」に、同表稚内簡易裁判所の管轄区域の欄中「宗谷郡」を「稚内市 宗谷郡」に改める。

同表西條簡易裁判所の項を次のように改める。

西條	愛媛縣の内 西條市 周桑郡 新居郡の内 大生院村 加茂村 大保木村
----	--

同表西條簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

新居濱	愛媛縣の内 新居郡の内 新居市 新居町 角野町 中萩町 垣生村 大島村 神郷村 多喜濱村 船木村 神郷村 宮窪村 大字友浦の内 神島 明神島 家島 美濃島 鼠島 宇摩郡の内 別子山村
-----	---

附則

- この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。
- この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

◎裁判所職員の見定員に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十四年六月一日公布
法律第百七十八号
昭和二十四年六月一日一部施行
同年七月一日一部施行
(法務総務署名)

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律
裁判所職員の定員に関する法律(昭和二十二年法律第六十四号)の
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

一部を次のように改正する。

第一條中「判事 專任九百五十七人」「判事補 專任三百二十五人」を「判事 專任千三百六十二人」「判事補 專任六百九十三人」に改める。

第三條中「二十人」を「二十二人」に改める。
第四條中「專任千三百三十九人」「二級」を「專任八百四十四人」「三級」を「專任二千六百九十九人」「三級」に改める。

第四條の次に次の二條を加える。
第四條之二 裁判所書記官の員数は、左の通りとする。

專任三人 一級
專任五百九十九人 二級
專任千五百四十六人 三級
第四條之三 裁判所書記官補の員数は、左の通りとする。
專任三十一人 二級
專任二千八十八人 三級

附則

- この法律のうち、第一條及び第三條の改正規定は昭和二十四年七月一日から、第四條の改正規定は公布の日から、第四條の二及び第四條の三の規定は裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第七十七号)の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

四六〇

- 2 第一條の改正規定中「判事 專任千三十六人 判事補 專任三百七十二人」とあるのは、昭和二十四年九月三十日までは、「判事 專任九百九十人 判事補 專任三百四十四人」と読み替えるものとする。
- 3 第四條の改正規定中「專任八百十四人 二級」とあるのは、裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは「專任千三百四十七人 二級」と、その翌日から昭和二十四年九月三十日までは「專任八百十九人 二級」と読み替えるものとする。
- 4 第四條の改正規定中「專任二千六百九十九人 三級」とあるのは、裁判所法等の一部を改正する法律の公布の日から起算して三十日を経過する日までは「專任五千五百五十八人 三級」と、その翌日から昭和二十四年六月三十日までは「專任二千五百八十一人 三級」と、同年七月一日から同年九月三十日までは「專任二千六百三十六人 三級」と読み替えるものとする。
- 5 第四條の二中「專任五百九十人 二級」とあるのは、昭和二十四年六月三十日までは「專任四百九十四人 二級」と読み替えるものとする。
- 6 第四條の二中「專任千五百四十六人 三級」とあるのは、昭和二十四年六月三十日までは、「專任九百五十九人 三級」と読み替えるものとする。
- 7 裁判所書記官補は、当分の間、第四條の三に定める員数を越えて任命することができる。この場合において、裁判所書記官及び

裁判所書記官補の総員数は、第四條の二及び第四條の三に定める裁判所書記官及び裁判所書記官補の総員数を越えてはならない。

参照

○裁判所職員の定員に関する法律

(昭和二十二年四月十六日 法律第六十四号)

- 第一條 下級裁判所の裁判官の員数は、左の通りとする。
- 高等裁判所長官 八人
- 判事 專任九百五十七人
- 判事補 專任三百二十五人
- 簡易裁判所判事 專任六百九十三人
- 第三條 裁判所調査官の員数は、專任二十人とする。
- 裁判所法第五十七條第二項但書の規定により一級とすることのできる員数は、二十人とする。
- 第四條 裁判所事務官の員数は、左の通りとする。
- 專任 六人
- 專任千三百三十九人 一級
- 專任千三百三十九人 二級
- 專任五千五百八十四人 三級

○司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律

昭和二十四年五月十四日公布
法律第五十八号
昭和二十四年五月十四日一部施行
昭和二十四年六月一日一部施行
(法務総裁・運輸大臣署名)

- 司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律
- 第一條 司法警察職員等指定應急措置法(昭和二十三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
- 第三條の次の次の一條を加える。
- 第四條 左に掲げる日本國有鉄道の役員又は職員で、運輸大臣の定める者がその役員又は職員の主たる勤務地を管轄する地方裁判所に対応する檢察廳の檢事正と協議をして指名したものは、日本國有鉄道の列車又は停車場における現行犯について、第一号に掲げる役員又は職員にあつては刑事訴訟法の規定による司法警察員として、第二号に掲げる職員にあつては同法の規定による司法巡査として職務を行う。
- 一 日本國有鉄道の役員、駅長、駅の助役及び車掌区の長並びに日本國有鉄道の職員で旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止の事務止の事務を担当するもの
- 二 日本國有鉄道の駅又は車掌区の助役及び車掌並びに日本國有鉄道の職員で旅客公衆の秩序維持又は荷物事故防止の事務を担当するもの
- 司法警察職員等指定應急措置法等の一部を改正する法律

を担当するもの

第二條 海上保安廳法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 海上保安官は、海上における犯罪について、海上保安廳長官の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

附則

この法律中第一條の規定は、日本國有鉄道法(昭和二十三年法律第二十五号)施行の日から、第二條の規定は、公布の日から施行する。

参照

○海上保安廳法(昭和二十三年四月二十七日 法律第二十八号)

第三十一條 二級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上における犯罪につき刑事訴訟法第二百四十八條に規定する司法警察官の職務を行い、三級の運輸事務官又は運輸技官を以て充てられた海上保安官は、海上の犯罪につき同法第二百四十九條に規定する司法警察吏の職務を行う。

◎公証人法等の一部を改正する法律

〔昭和二十四年五月三十一日公布〕
法律第百四十一号
〔法務総裁署名〕
昭和二十四年六月一日施行

公証人法等の一部を改正する法律

第一條 公証人法(明治四十一年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

「地方裁判所」を「法務局又ハ地方方法務局」に、「地方裁判所長」を「法務局又ハ地方方法務局ノ長」に、「所屬地方裁判所」を「其ノ所屬スル法務局又ハ地方方法務局」に、「所屬地方裁判所長」を「其ノ所屬スル法務局又ハ地方方法務局ノ長」に改める。

第七條第三項中「勅令」を「政令」に改める。

第八條を次のように改める。

第八條 法務局若ハ地方方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄区域内ニ公證人ナキ場合又ハ公證人其ノ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ法務總裁ハ當該法務局若ハ地方方法務局又ハ其ノ支局ニ勤務スル法務府事務官ヲシテ管轄区域内ニ於テ公證人ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條中「事務ヲ取扱フ判事又ハ裁判所書記」を「職務ヲ行フ法務府事務官」に改める。

第十條第一項但書を削り、同條第二項を次のように改める。

第二十八條第二項を次のように改め、同條第三項中「法律行為ニ非サル事實ニ付」及び同條第五項を削る。

公證人囑託人ノ氏名ヲ知ラス又ハ之ト面識ナキトキハ官公署ノ作成シタル印鑑證明書ノ提出其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ證明セシムルコトヲ要ス

第三十二條第二項を次のように改める。

前項ノ證書ヲ認證ヲ受ケサル私署證書ナルトキハ其ノ證書ノ外官公署ノ作成シタル印鑑又ハ署名ニ關スル證明書ヲ提出セシメ證書ノ眞正ナルコトヲ證明セシムルコトヲ要ス但シ當該公證人ノ保存スル書類ニ依リ證書ノ眞正ナルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條第三項に次の但書を加え、同項第七号中「筆生」を「書記」に改める。

但シ第三十條第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條第三号中「及其ノ代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタルコト」を削り、同條第五号中「第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ證明セシメタルトキ」を「第三者ノ許可又ハ同意アリタルトキ」に改め、同條第六号及び第七号を次のように改める。

六 印鑑證明書ノ提出其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法ニ依リ人違ナキコトヲ證明セシメ又ハ印鑑若ハ署名ニ關スル證明書ヲ提出セシメテ證書ノ眞正ナルコトヲ證明セシメタルトキハ

公証人法等の一部を改正する法律

各法務局又ハ地方方法務局ニ所屬スル公證人ノ員數ハ法務局若ハ地方方法務局又ハ其ノ支局ノ管轄區域毎ニ法務總裁之ヲ定ム
第十三條を次のように改める。

第十三條 裁判官(簡易裁判所判事ヲ除ク)、檢察官(副檢察ヲ除ク)又ハ辯護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及實地修習ヲ經シテ公證人ニ任セラルコトヲ得
第十三條の次に次の一條を加える。

第十三條ノ二 法務總裁ハ當分ノ間多年法務ニ携ハリ前條ノ者ニ準スル學識經驗ヲ有スル者ニシテ公證人審査會ノ選考ヲ經タル者ヲ試験及實地修習ヲ經スシテ公證人ニ任スルコトヲ得但シ第八條ニ規定スル場合ニ限ル

第十四條第四号中「懲戒ノ處分」を「罷免ノ裁判ヲ受ケタル者、懲戒ノ處分」に、「免官、免職」を「罷免、免官、免職」に改める。

第十五條第一項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同條第二項中「第三号」を「第四号」に、「所屬地方裁判所」ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒委員會」を「公證人審査會」に改める。

三 公證人年齢七十歳ニ達シタルトキ
第十八條第三項を削る。

第十九條第二項を次のように改める。

身元保證金ノ額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條第一項中「筆生」を「書記」に改める。
第二十五條第一項中「又ハ豫審判事」を削る。

其ノ旨及其ノ事由

七 第三十二條第二項但書ノ場合ハ其ノ旨及其ノ事由
第三十七條第三項中「壹貳參」を、「壹貳參」に改める。

第三十八條第二項中「其ノ文字」を「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中、「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を「及囑託人又ハ其ノ代理人」に改める。

第三十九條第四項中「及立會人」、同條第五項中、「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」及び同條第六項を削る。

第四十條第一項中、「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

第四十一條第一項を次のように改め、同條第二項中「囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を削る。

代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書、官公署ノ證明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ證スヘキ證書其ノ他ノ附屬書類ハ公證人ノ作成シタル證書ニ之ヲ連続スヘシ但シ囑託人ヨリ附屬書類ノ原本ノ還付ヲ請求シタルトキハ其ノ謄本ヲ原本ニ代ヘテ連続スルコトヲ得
第四十四條第二項中「第二項及第五項、第三十一條並第三十二條第一項及第二項」を「及第二項、第三十一條並第三十二條第一項」に改め、同條第四項を削る。

第四十五條を次のように改める。

第四十五條 公證人ハ證書原簿ヲ調製スヘシ

第四十六條第一項第二号中「住所及」及び「及事務所」を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同條第二項を削る。

第四十七條第二項中「第二項及第五項」を「及第二項」に改め、

同項中「及第四項」を削り、同條に次の一項を加える。

第三十二條第二項ノ規定ハ囑託人ノ承繼人カ證書ノ正本ノ交付ヲ請求スル場合ニ提出スヘキ證書ニ之ヲ準用ス

第五十一條第二項中「、第二項及第五項、第三十一條、第三十二條第一項及第二項並第四十四條第三項及第四項」を「及第二項、第三十一條、第三十二條第一項並第四十四條第三項」に改める。

第五十五條第一項中「證書」を「證書ノ正本若ハ謄本」に、同條第二項中「謄本」を「正本又は謄本」に改める。

第五十九條中「且」の下に「公証人」を加える。

第六十條中「並第三十九條第五項及第六項」を「及第三十九條第五項」に改める。

第六十一條第二項及び第六十二條第二項を削る。

第六十二條ノ四第一項中「市區町村長、警察官吏又ハ領事ノ證明書」を「官公署ノ證明書」に、同條第二項中「第四十二條第二項」を「第四十一條第一項但書及第二項」に改める。

第六十三條第一項、第六十四條第一項及び第六十七條第一項中「同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之ニ隣接スル區裁判所」を「同一ノ法務局又ハ地方法務局」に改める。

第七十一條第一項中「同一區裁判所」を「同一ノ法務局若ハ地方法務局又ハ其ノ支局」に改める。

第七十三條中「區裁判所」を「法務府事務官」に改める。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。

第七十四條 公証人ハ法務總裁ノ監督ヲ受ク

法務總裁ハ其ノ定ムルトコロニ依リ法務局又ハ地方法務局ノ長ヲシテ其ノ管轄區域内ノ公証人ニ對スル監督事務ヲ取扱ハシム

第七十五條 削除

第七十六條中「前二條」を「第七十四條」に改める。

第七十八條を次のように改める。

第七十八條 囑託人又ハ利害關係人ハ公証人ノ事務取扱ニ對シ其ノ所屬スル法務局又ハ地方法務局ノ長ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ異議ニ付爲シタル處分ニ對シ不服アル者ハ更ニ法務總裁ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

第八十條第二号中「千圓」を「五萬圓」に改める。

第八十一條第一項中「懲戒委員會」を「公証人審査會」に改める。

第八十二條及び第八十三條を次のように改める。

第八十二條 削除

第八十三條 公証人勾留セラレ又ハ拘留ノ刑ニ處セラレタルトキハ釋放ニ至ルマテ當然其ノ職務ヲ停止セラシム

法務總裁ハ懲戒事件停職、轉屬又ハ免職ニ該當スルモノト思料スルトキハ懲戒手續終了ニ至ルマテ公証人ノ職務ヲ停止スルコトヲ得

公証人ノ停職ニ關スル規定ハ其ノ職務停止ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十五條 削除

第二條 民法(明治二十九年法律八十九号)の一部を次のように改正する。

第九百七十四條第四号中「筆生」を「書記」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

参照

○公証人法 (明治四十一年四月十四日法律第五十三號)

第七條(第三項) 手数料、日當及旅費ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 區裁判所ノ管轄區域内ニ公証人ナキ場合又ハ公証人其ノ職務ヲ行フコト能ハサル場合ニ於テハ法務總裁ハ其ノ區裁判所ヲシテ管轄區域内ニ於テ公証人ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第九條 本法及他ノ法令中公証人ノ職務ニ關スル規定ハ公証人ノ事務ヲ取扱フ判事又ハ裁判所書記ニ之ヲ準用ス但シ第七條ニ依ル手数料、日當及旅費ハ國庫ノ收入トス

第十條(第一項) 公証人ハ地方裁判所ノ所屬トス但シ管轄區域ヲ同シクスル民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テハ

公証人法等の一部を改正する法律

民事地方裁判所ノ所屬トス

同條(第二項) 各地方裁判所所屬公証人ノ員數ハ區裁判所ノ管轄區域毎ニ法務總裁之ヲ定ム

第十三條 判事、檢察官又ハ辯護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及實地修習ヲ經スシテ公証人ニ任セラシムルコトヲ得

第十四條 左ニ掲クル者ハ公証人ニ任セラシムルコトヲ得ス

四 懲戒ノ処分ニ因リ免官若ハ免職セラレタル者又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者ニシテ免官、免職又ハ除名後二年ヲ經過セザル者

第十五條(第一項) 法務總裁ハ左ノ場合ニ於テ公証人ヲ免スルコトヲ得

一 公証人免職ヲ願出テタルトキ

二 公証人期間内ニ身元保證金又ハ其ノ補充額ヲ納メサルトキ

三 公証人身体又ハ精神ノ衰弱ニ因リ其ノ職務ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキ

同條(第二項) 前項第三號ノ場合ニ於テハ所屬地方裁判所ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒委員會ノ議決ヲ經ヘシ

第十八條(第三項) 公証人ハ其ノ役場内ニ住居スヘシ但シ法務總裁ノ許可ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十九條(第二項) 身元保證金ノ額ハ土地ノ狀況ニ從ヒ三百圓以上千圓以下ノ範圍内ニ於テ法務總裁之ヲ定ム

第二十四條(第一項) 公証人ハ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケテ筆生ヲ置キ執務ノ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 公証人ノ作成シタル證書ノ原本及其ノ附屬書類、第六十二條ノ第三項ノ規定ニ依リ公証人ノ保存スル定款及其ノ附屬書類並法令ニ依リ公証人ノ調製シタル帳簿ハ事變ヲ避クル爲ニスル場合ヲ除クノ外之ヲ役場外ニ持出スコトヲ得ス但シ裁判所又ハ予審判事ノ命令又ハ囑託アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條(第二項) 公証人囑託人ノ氏名ヲ知ラズ又ハ之ト面識ナキトキハ其ノ本籍地若ハ寄留地ノ市區町村長ノ作成シタル印鑑證明書ヲ提出セシメ又ハ氏名ヲ知り且面識アル證人二人ニ依リ其ノ人違ナキコトヲ證明セシムルコトヲ要ス但シ囑託人外國人ナルトキハ警察官吏又ハ帝國ニ駐在スル本國領事ノ證明書ヲ以テ印鑑證明書ニ代フルコトヲ得

同條(第三項) 急迫ナル場合ニ於テ公証人法律行為ニ非サル事實ニ付證明書ヲ作成スルトキハ前項ノ手續ハ證書ヲ作成シタル後三日内ニ證書ノ作成ニ關スル規定ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

同條(第五項) 第三十四條第三項ノ規定ハ第二項ノ證人ニ之ヲ準用ス

第三十條 囑託人盲者ナル場合又ハ文字ヲ解セサル場合ニ於テ公証人證書ヲ作成スルニハ立會人ヲ立會ハシムルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ囑託人立會人ヲ立會ハシムルコトヲ請求シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十二條(第一項) 代理人ニ依リ囑託セラレタル場合ニ於テ公証人證書ヲ作成スルニハ其ノ代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十七條(第三項) 數量、年月日及番號ヲ記載スルニハ壹貳參拾ノ字ヲ用ウヘシ

第三十八條(第二項) 證書ニ文字ヲ挿入スルトキハ其ノ文字及其ノ箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ餘白ニ記載シ公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人之ニ捺印スルコトヲ要ス

同條(第三項) 證書ノ文字ヲ削除スルトキハ其ノ文字ハ尙明ニ讀得ヘキ爲字体ヲ存シ削除シタル字數及箇所ヲ欄外又ハ末尾ノ餘白ニ記載シ公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人之ニ捺印スルコトヲ要ス

第三十九條(第四項) 列席者ニシテ署名スルコト能ハサル者アルトキハ其ノ旨ヲ證書ニ記載シ公證人及立會人之ニ捺印スルコトヲ要ス

同條(第五項) 證書ノ數葉ニ涉ルトキハ公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人ハ每葉ノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

同條(第六項) 證書ハ公證人、囑託人若ハ其ノ代理人又ハ立會人ノ契印ニ依リ其ノ全部ノ連續明白ナル場合ニ於テハ前項ニ違反シタルカ爲其ノ効力ヲ妨ケラルコトナシ

第四十條(第一項) 公證人ノ作成スル證書ニ他ノ書面ヲ引用シ且之ヲ其ノ證書ニ添附スルトキハ公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人其ノ證書ト添附書面トノ綴目ニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第四十一條(第一項) 代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書、市區町村長、警察官吏又ハ領事ノ證明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ證スル公証人法等の一部を改正する法律

出セシメ其ノ權限ヲ證明セシムルコトヲ要ス

同條(第二項) 前項ノ證書カ認證ヲ受ケサル私署證書ナルトキハ其ノ證書ノ外其ノ署名者ノ本籍地又ハ寄留地ノ市區町村長ノ作成シタル印鑑證明書ヲ提出セシメ證書ノ真正ナルコトヲ證明セシムルコトヲ要ス但シ其ノ署名者外國人ナルトキハ第二十八條第二項但書ノ規定ヲ準用ス

第三十四條(第三項) 左ニ掲クル者ハ立會人タルコトヲ得ス
七 公證人ノ學生

第三十六條 公證人ノ作成スル證書ニハ其ノ本旨ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス
三 代理人ニ依リ囑託セラレタルトキハ其ノ旨及其ノ代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ權限ヲ證明セシメタルコト並其ノ代理人ノ住所、職業、氏名及年齡

五 第三者ノ許可又ハ同意アリタルコトヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ許可又ハ同意ヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由並其ノ第三者ノ住所、職業、氏名及年齡若ハ法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所

六 市區町村長ノ作成シタル印鑑證明書又ハ警察官吏若ハ領事ノ證明書ヲ提出セシメ人違ナキコト又ハ證書ノ真正ナルコトヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由

七 氏名ヲ知り且面識アル證人ニ依リ人違ナキコトヲ證明セシメタルトキハ其ノ旨及其ノ事由並其ノ證人ノ住所、職業、氏名及年齡

ヘキ證書其ノ他ノ附屬書類ハ公證人ノ作成シタル證書ニ之ヲ連綴スヘシ

同條(第二項) 公證人、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人ハ證書ト其ノ附屬書類トノ綴目及附屬書類相互ノ綴目ニ契印ヲ爲スヘシ

第四十四條(第一項) 囑託人、其ノ承繼人又ハ證書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ證明シタル者ハ證書ノ原本ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

同條(第二項) 第二十八條第一項、第二項及第五項、第三十一條並第三十二條第一項及第二項ノ規定ハ前項ニ依リ公證人證書ノ原本ヲ閱覽セシムヘキ場合ニ之ヲ準用ス

同條(第三項) 公證人囑託人ノ承繼人ニ證書ノ原本ヲ閱覽セシムヘキ場合ニ於テハ承繼人タルコトヲ證スヘキ證書ヲ提出セシメ其ノ承繼人タルコトヲ證明セシムヘシ

同條(第四項) 第三十二條第二項ノ規定ハ前項ニ依リ提出セシムヘキ證書ニ之ヲ準用ス

第四十五條 公證人ハ證書原簿ヲ調製シ記入前其ノ所屬地方裁判所長ノ契印ヲ請フヘシ

所屬地方裁判所長ハ其ノ枚數ヲ表紙ノ裏面ニ記載シ、職氏名ヲ署シ職印ヲ捺捺シ每葉ノ綴目ニ契印ヲ以テ契印ヲ爲スヘシ

第四十六條(第一項) 證書原簿ニハ證書ノ作成毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ

二 囑託人ノ住所及氏名若ハ法人ナルトキハ其ノ名稱及事務所

公証人法等の一部を改正する法律

同條(第二項) 第三十七條及第三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條(第三項) 前二項ノ規定ハ證書ノ作成ヲ記入スヘキ帳簿ニ關シ法令ニ別段ノ定アル場合ニ之ヲ適用セス

第四十七條(第一項) 囑託人又ハ其ノ承繼人ハ證書ノ正本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

同條(第二項) 第二十八條第一項、第二項及第五項、第三十一條、第三十二條第一項及第二項並第四十四條第三項及第四項ノ規定ハ前項ニ依リ公證人證書ノ正本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第五十一條(第一項) 囑託人、其ノ承繼人又ハ證書ノ趣旨ニ付法律上利害ノ關係ヲ有スルコトヲ證明シタル者ハ證書又ハ其ノ附屬書類ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

同條(第二項) 第二十八條第一項、第二項及第五項、第三十一條、第三十二條第一項及第二項並第四十四條第三項及第四項ノ規定ハ前項ニ依リ公證人證書ノ謄本ヲ作成スヘキ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條(第一項) 證書又ハ其ノ附屬書類ノ謄本ヲ請求スル者ハ之ニ記載スヘキ事項ヲ自ら記載シ公證人ノ署名捺印ノミヲ請求スルコトヲ得

同條(第二項) 公證人前項ノ謄本ニ署名捺印シタルトキハ其ノ謄本ハ公證人自ラ之ヲ作成シタルト同一ノ効力ヲ有ス

第五十九條 認證ヲ與フヘキ證書ニハ登簿番號、認證ノ年月日及

其ノ場所ヲ記載シ公證人及立會人之ニ署名捺印シ且其ノ證書ト認證簿トニ契印ヲ爲スコトヲ要ス

第六十條 第二十六條乃至第三十四條、第三十七條、第三十八條並第三十九條第五項及第六項ノ規定ハ私署證書ニ認證ヲ與フル場合ニ之ヲ準用ス

第六十一條(第一項) 公證人ハ認證簿ヲ調製スヘシ

同條(第二項) 第四十五條ノ規定ハ認證簿ノ調製ニ之ヲ準用ス

第六十二條(第二項) 認證簿ニハ認證ヲ與フル毎ニ進行ノ順序ヲ逐ヒ左ノ事項ヲ記入スヘシ

(中略)

同條(第二項) 第三十七條及第三十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十二條ノ四(第一項) 代理人ノ權限ヲ證スヘキ證書、市區町村長、警察官吏又ハ領事ノ證明書、第三者ノ許可又ハ同意ヲ證スヘキ證書其ノ他ノ附屬書類ハ前條第三項ノ規定ニ依リ公證人ノ保存スル定款ニ之ヲ連綴スヘシ

同條(第二項) 第四十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六十三條(第一項) 公證人疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ職務ヲ行フコト能ハサルトキハ同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之ニ隣接スル區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人ニ代理ヲ囑託スルコトヲ得

第六十四條(第一項) 公證人前條第一項ニ依リ代理ヲ囑託セス又

第八十條 懲戒ハ左ノ五種トス

二 千圓以下ノ過料

第八十一條(第一項) 過料、停職、轉屬及免職ハ懲戒委員會ノ議決ニ依リ法務總裁之ヲ行フ

第八十二條 各控訴院ニ懲戒委員會ヲ置ク
懲戒委員會ハ之ヲ設置シタル控訴院ノ管轄區域内ノ地方裁判所ノ公證人ニ對スル懲戒ヲ議決ス

懲戒委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第八十三條 公證人ノ懲戒手續ト刑事裁判手續トノ關係及其ノ職務停止ニ付テハ判事懲戒法ノ規定ヲ準用ス

公證人ノ停職ニ關スル規定ハ其ノ職務停止ノ場合ニ之ヲ準用ス
第八十五條 本法ニ於テ市區町村長ト稱スルハ之ヲ置カサル地ニ在リテハ其ノ職務ヲ行フ吏員ヲ謂フ

○民法 (明治二十九年四月二十七日法律第八十九號)

第九百七十四條 左に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となる
四 公証人の配偶者、四親等内の親族、篤生及び雇人
ことができな

◎民法等の一部を改正する法律

昭和二十四年五月二十八日公布
法律第百十五號
昭和二十四年五月二十八日施行
(法務總裁署名)

民法等の一部を改正する法律

ハ之ヲ囑託スルコト能ハサルトキハ所屬地方裁判所長ハ同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之ニ隣接スル區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人ニ代理ヲ命スルコトヲ得
第六十七條(第一項) 公證人ノ死亡、免職、失職又ハ轉屬ノ場合ニ於テ直ニ後任者ノ任命セラレタルトキハ所屬地方裁判所長ハ同一區裁判所ノ管轄區域又ハ之ニ隣接スル區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人ニ兼務ヲ命スルコトヲ得
第七十一條(第一項) 公證人ノ死亡、免職、失職又キ轉屬ノ場合ニ於テ定員ノ改正ニ因リ後任者ヲ要セサルトキハ法務總裁ハ同一區裁判所ノ管轄區域内ノ公證人ニ書類ノ引繼ヲ命スヘシ
第七十三條 第六十八條及第六十九條ノ規定ハ區裁判所カ第八條ニ依リ公證人ノ職務ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

第七十四條 公證人ハ所屬地方裁判所長ノ監督ヲ受ク
所屬地方裁判所長ハ區裁判所ノ一人ノ判事又ハ監督判事ヲシテ其ノ管轄區域内ノ公證人ニ對スル監督事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第七十五條 法務總裁及控訴院長ハ司法行政ノ監督ニ關スル規定ニ準シ公證人ヲ監督ス

第七十六條 前二條ノ監督權ハ左ノ事項ヲ包含ス
(下略)

第七十八條 囑託人又ハ利害關係人ハ公證人ノ事務取扱ニ對シ抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ抗告ハ本章ニ掲ケタル監督權ニ依リ之ヲ處分ス

民法等の一部を改正する法律

民法等の一部を改正する法律

第一條 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三百六條中第二号を第三号とし、第三号を第二号とする。
第三百八條を第三百九條とし、第三百九條中但書を削り、同條を第三百八條とする。

第二條 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五百七十條第一項第六号を次のように改める。

第六 第六百十八條第一項第五號及ヒ第六號ニ掲ケル收入ニ

シテ差押ヲ受ケサル金額但シ差押ヨリ次期ノ收入ノ支拂マ

テノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス

第六百十八條第二項中「一ヶ年間ニ受ク可キ總額ノ四分ノ三ヲ

超過スル部分ニ限リ」を「其支拂期ニ受クヘキ金額ノ四分ノ一ニ限

リ」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)

第三百六條 左ニ掲ケタル原因ヨリ生シタル債權ヲ有スル者ハ債務者ノ總財産ノ上ニ先取特權ヲ有ス

- 一 共益費用
- 二 葬式ノ費用
- 三 雇人ノ給料
- 四 日用品ノ供給
- 第三〇九條 雇人給料ノ先取特權ハ債務者ノ雇人カ受クヘキ最後ノ六ヶ月間ノ給料ニ付キ存在ス但其金額ハ五十圓ヲ限トス

○民事訴訟法(明治二十三年四月二十一日法律第二十九号)

第五百七十條(第一項) 左ニ掲ケル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第六 官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教習場教師ニ在テハ第

六百十八條ニ規定スル職務上ノ收入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサ

ル金額但シ差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂マテノ日數ニ應

シテ之ヲ計算ス

第六百十八條(第一項) 左ニ掲ケル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得

ス

第五 官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教習場教師ノ職務上ノ

收入、恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第六 職工、勞役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ爲ニ受クル報

酬

同條(第二項) 第一號、第五號及第六號ニ掲ケル收入ニ付テハ

一ヶ年間ニ受ク可キ總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ限リ之ヲ

差押フルコトヲ得但シ差押ニ因リ債務者カ其生活上窮迫ノ状態

ニ陥ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其ノ二分ノ一ニ違ス

ルマテ之ヲ差押フルコトヲ得

◎皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十四年五月十九日公布
法律第七十三号
昭和二十四年五月十九日施行
(法務総
裁署名)

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十二年法律百十一号)の一部を次のように改正する。

第一條に次の一項を加える。

皇室典範第十三條の規定により第一項の者と同時に皇族の身分を離れた者に、同條の規定により同時に皇族の身分を離れた配偶者又は子があるときは、前項の規定にかかわらず、その夫婦(配偶者が不在者についてはその者)について新戸籍を編製し、その子は、その戸籍に入る。

第二條第二項中「直系尊屬につき第一條第一項」を「父母につき前條第一項又は第三項」に改め、同條第三項中「入るべき戸籍がすでに除かれているとき」の下に、「又はその者が新戸籍編製の申出をしたとき」を加える。

第三條中「直系尊屬につき第一條第一項」を「父母につき第一條第

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律

一項又は第三項」に改め、同條に次の一項を加える。

前條第三項の規定は、前項但書の場合に準用する。

第五條から第七條までを次のように改める。

第五條 第一條第一項、第三項又は第二條第三項の規定により新戸籍を編製される者は、十日以内に、届書に皇族の身分を離れた原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならぬ。この旨を届け出なければならぬ。この場合には、皇族の身分を離れた原因を証する書面を届書に添附しなければならない。

第六條 第二條第一項又は第二項の規定により戸籍に入る者は、十日以内に、届書に入籍の原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならぬ。この場合には、入籍の原因を証する書面を届書に添附しなければならない。

第七條 第四條の規定により戸籍から除かれる者の四親等内の親族は、十日以内に、届書に除籍の原因及び年月日を記載して、その旨を届け出なければならぬ。この場合には、除籍の原因を証する書面を届書に添附しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律(昭和二十二年九月二十六日法律百十一号)

会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律

- 第一條 皇室典範第十一條の規定により皇族の身分を離れた者に
ついては、新戸籍を編製する。
皇室典範第十三條の規定により前項の者と同時に皇族の身分
を離れた者は、同項の者の戸籍に入る。
第二條(第二項) 皇室典範第十四條第四項の規定により皇族の身
分を離れた者は、その直系尊属につき第一條第一項の規定によ
り編製した戸籍に入る。
同條(第三項) 前二項の場合において入るべき戸籍がすでに除か
れているときは、新戸籍を編製する。
第三條 皇室典範第十二條の規定により皇族の身分を離れた者が
離婚するときは、その者につき新戸籍を編製する。但し、その
者の直系尊属につき第一條第一項の規定により編製した戸籍が
あるときは、その戸籍に入る。
第五條 第一條第一項又は第二條第三項の規定により新戸籍を編
製される者は、十日以内に、皇族の身分を離れた原因を証する
書面を添えて、左の事項を届け出なければならぬ。
一 本籍
二 届出人の戸籍に入る者があるときは、その者の氏名、出生
の年月日及びその者と届出人との続柄
三 届出人及びその戸籍に入る者の父母の氏名並びにその者と
父母との続柄
四 皇族の身分を離れた原因及び年月日
第六條 第二條第一項又は第二項の規定により戸籍に入る者は、

- 十日以内に、入籍の原因を証する書面を添えて、左の事項を届
け出なければならぬ。
一 入るべき戸籍
二 入籍する者の父母の氏名及びその者と父母との続柄
三 入籍の原因及びその年月日
第七條 第四條の規定により戸籍から除かれる者の四親等内の親
族は、十日以内に、除籍の原因を証する書面を添えて、左の事
項を届け出なければならぬ。
一 除籍される者の氏名、出生の年月日及び本籍
二 除籍の原因及びその年月日

○会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律

- 和二十四年四月三十日公布 (大蔵大臣・法務総裁署名)
法律第四十七号
和二十四年四月三十日施行
会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律
附則 附則第二條及び第五條中「四月三十日」を「十二月三十一日」に改め
る。
附則 この法律は、公布の日から施行する。

参照

○会社等臨時措置法等を廃止する政令

(昭和二十三年十二月三十一日) (昭和二十一年勅令第五百四十二号に基く) 政令第四百二十二号

附則

- 第一條 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日か
ら施行する。
第二條 旧会社等臨時措置法(以下旧法という。)第二條から第三
條ノ二まで及び第五條並びに旧会社等臨時措置法施行令(以下
旧令という。)第一條から第二條ノ三まで及び第四項の規定は、
前條の規定にかかわらず、昭和二十四年四月三十日まで、なお
その効力を有する。
2 旧法第八條及び旧令第十七條の規定は、前項に掲げる規定を
準用する範囲において、昭和二十四年四月三十日まで、なおそ
の効力を有する。
第五條 昭和二十四年四月三十日までになした社債(債券を含む。
以下同じ。)の登記については、旧法第五條及び第八條並びに旧
令第四條及び第十七條の規定は、前條の規定にかかわらず、昭
和二十四年四月三十日まで、なおその効力を有する。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

- 和二十四年五月十四日公布 (内閣総理大臣・法務総裁署名)
法律第五十五号
和二十四年五月十四日施行
訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のよう
に改正する。
第五條の次に次の一條を加える。
第六條 執行吏ノ受クベキ恩給年額ハ前條ノ政令ノ定ムル額を俸給
額ト看做シテ算定ス
附則
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十三年七月一日から
適用する。
2 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた執行吏の恩給
の昭和二十三年九月分までの年額の計算については、なお従前の
例による。
3 前項の恩給については、昭和二十三年十月分以降、その年額を
一万五千八百四十円を俸給年額とみなして算出した年額に改定す
る。
4 前項の規定によつて恩給年額を改定する場合においては、裁定
應は、受給者の請求を待たずに、これを行う。

参照

○訴訟費用等臨時措置法 (昭和十九年二月一日)

法律第九号

第五條 執行吏一年間ニ收入シタル手数料が政令ノ定ムル額ニ滿
タザルトキハ國庫ヨリ其ノ不足額ヲ支給ス

◎刑事訴訟法の一部を改正する法律

(昭和二十四年五月二十八日公布)
法律第百十六号
昭和二十四年五月二十八日施行 (法務総
裁署名)

刑事訴訟法の一部を改正する法律

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように
改正する。

第二十三條第二項中「地方裁判所の一人の裁判官」の下に「又は家
庭裁判所の裁判官」を加える。

第二十四條第二項中「簡易裁判所の裁判官」を「家庭裁判所若しく
は簡易裁判所の裁判官」に改める。

第三十一條第二項中「簡易裁判所」の下に、「家庭裁判所」を加え
る。

第四十三條第四項、第六十六條第一項から第三項まで、第七十條
第一項但書、第百二十五條第一項から第三項まで、第百六十三條第
一項から第三項まで、第三百四十九條第一項、第三百七十二條、第

三百九十三條第二項及び第四百四十五條中「地方裁判所」の下に「
家庭裁判所」を加える。

第五十五條第三項中「一月一日二日四日」を「一月一日二日三日」に
改める。

第九十七條第一項中「まだ上訴の提起がないものについて」、「下
に」の期間を更新し、「」を加える。

第二百十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次
に次の一項を加える。

身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、
身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を
裸にしない限り、前項の令状によることを要しない。

第四百二十九條第一項第二号中「勾留」、「」の下に「保釈」、「」を、同條
第三項中「地方裁判所」の下に「又は家庭裁判所」を加える。

第四百六十八條第二項後段を削り、同條第三項中「前項前段」を
「前項」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○刑事訴訟法 (昭和二十三年七月十日)

法律第百三十一号

第二十三條(第二項) 地方裁判所の一人の裁判官が忌避され
たときは、管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならな

い。但し、忌避された裁判官が忌避の申立を理由があるものと
するときは、その決定があつたものとみなす。

第二十四條(第二項) 前項の場合には、忌避された受命裁判官、
地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官は、忌避の
申立を却下する裁判をすることができる。

第三十一條(第二項) 簡易裁判所又は地方裁判所においては、
裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護士に選任す
ることができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の
中から選任された弁護士がある場合に限る。

第四十三條(第四項) 前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、
又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱
託することができる。

第五十五條(第三項) 期間の末日が日曜日、一月一日二日四日、
十二月二十九日三十日三十一日又は一般の休日として指定され
た日にあたるときは、これを期日に算入しない。但し、時効期
間については、この限りでない。

第六十六條 裁判所は、被告人の所在地の地方裁判所又は簡易
裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡
易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受
託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に
嘱託を移送することができる。

刑事訴訟法の一部を改正する法律

第七十條 勾引状又は勾留状は、檢察官の指揮によつて、檢察事
務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場
合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若しくは簡易裁
判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

第九十七條(第一項) 上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起
がないものについて「勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留
の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合には、原裁
判所が、その決定をしなければならぬ。

第二百二十五條 押収又は搜索は、合議体の構成員にこれをさせ、
又はこれをすべき地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判
官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡
易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受
託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に
嘱託を移送することができる。

第二百十八條(第二項) 前項の令状は檢察官、檢察事務官又は司
法警察官の請求により、これを発する。

第百六十三條 裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構
成員にこれをさせ、又は証人の所在地の地方裁判所若しくは
簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所若しく
は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所の裁判官に嘱託を轉送することができる。

第三百四十九條(第一項) 刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、檢察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に對しその請求をしなければならぬ。

第三百七十二條 控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に對してこれを行うことができる。

第三百九十三條(第二項) 前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百二十九條(第一項) 裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に對しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判官に對してはその裁判官所屬の裁判所にその裁判の取消し又は変更を請求することができる。

二 勾留、押収又は押收物の還付に関する裁判

同條(第三項) 第一項の請求を受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならぬ。

第四百四十五條 再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事實の取調

をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百六十八條(第二項) 正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならぬ。この場合には、第四百六十三條但書の規定を準用する。

同條(第三項) 前項前段の場合においては、略式命令に拘束されない。

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律

昭和二十四年五月十四日公布
法律第五十六号
昭和二十四年五月十四日施行
(大藏大臣・法務総裁署名)

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律

刑事訴訟費用法(大正十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「公判ニ付呼出シタル」を「公判ニ付召喚シ又ハ公判ニ於テ取調ヘタル」に改める。

第二條及び第三條中「出頭一度ニ付」を「出頭又ハ取調一度ニ付」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○刑事訴訟費用法(大正十年四月十二日法律第六十八号)

第一條 左ニ掲グルモノヲ以テ公訴ニ關スル訴訟費用トス

一 公判ニ付呼出シタル證人、鑑定人、通譯人及翻譯人ニ給スヘキ日當、旅費及宿泊料

二 第三條第二項ニ規定スル費用

三 刑事訴訟法第三十八條ノ規定ニ依リ辯護人ニ給スヘキ日當、旅費、宿泊料及報酬

第二條 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付二圓以内ニ於テ裁判所又ハ受託裁判官之ヲ定ム

第三條 鑑定人、通譯人及翻譯人ノ日當ハ出頭一度ニ付二圓以上十圓以内ニ於テ裁判所又ハ受託裁判官之ヲ定ム

◎少年法の一部を改正する法律

昭和二十四年六月十五日公布
法律第二百十二号
昭和二十四年六月十五日施行
(法務総裁署名)

少年法の一部を改正する法律

少年法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

「觀察官」を「保護觀察官」に、「保護委員」を「司法保護委員」に改める。

少年法の一部を改正する法律

第三條を次のように改める。

(審判に付すべき少年)

第三條 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年

二 十四歳に満たないで刑罰法令に觸れる行爲をした少年

三 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、將來、罪を犯し、又は刑罰法令に觸れる行爲をする虞のある少年

イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

ロ 正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと。

ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかにわしい場所に入出入すること。

ニ 自己又は他人の徳性を害する行爲をする性癖のあること。

2 家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年及び同項第三項に掲げる少年で十四歳に満たない者については、都道府縣知事又は兒童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。

第六條に次の二項を加える。

2 警察官、警察吏員又は保護者は、第三條第一項第三号に掲げる少年について、直接これを家庭裁判所に送致し、又は通告するよりも、先づ兒童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による措置にゆだねるのが適當であると認めるときは、その少年を直接兒童相談所に通告することができる。

3 都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第三十三條及び第四十七條の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

第十一條第一項中「調査」の下に「又は審判」を加える。
第十八條中「昭和二十二年法律第六十四号」及び但書を削り、同條に次の一項を加える。

2 第六條第三項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を附して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

第二十三條第二項中「審判の結果、」の下に「保護処分」に付することができず、又は「を加える。」

第二十四條第一項第一号中「観察」を「保護観察」に改める。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(没収)

第二十四條の二 家庭裁判所は、第三條第一項第一号及び第二号に掲げる少年について、第十八條、第十九條、第二十三條第二項又は前條第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。

一 刑罰法令に触れる行爲を組成した物

二 刑罰法令に触れる行爲に供し、又は供しようとした物
三 刑罰法令に触れる行爲から生じ、若しくはこれによつて得た物又は刑罰法令に触れる行爲の報酬として得た物
四 前号に記載した物の対價として得た物
没取は、その物が本人以外の者に属しないときに限る。但し、刑罰法令に触れる行爲の後、本人以外の者が情を知つてその物を取得したときは、本人以外の者に属する場合であつても、これを没取することができる。

第二十六條第一項中「少年保護司、」の下に「法務廳教官、」を加える。

第二十六條の次に次の一條を加える。

(少年保護所收容の一時継続)

第二十六條の二 家庭裁判所は、第十七條第一項第二号の措置がとられてゐる事件について、第十八條から第二十條まで、第二十三條第二項又は第二十四條第一項の決定をする場合において、必要と認めるときは、決定をもつて、少年を引き続き相当期間少年保護所に收容することができる。但し、その期間は、七日を超えることはできない。

第三十一條第一項中「及び参考人」を「、参考人及び補導を委託された者」に改める。

第三十七條第一項第四号中「第六十條の罪の下に」及び第三十條第一項に関する第六十二條第二項の罪」を加え、同号の次に次の一項を加える。

五 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十條及び第九十一條の罪

第四十七條第一項中「事件が家庭裁判所に係属中、」を「保護処分の決定が確定するまで、」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○少年法(昭和二十三年七月十五日法律第六十八号)

(審判に付すべき少年)

第三條 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年及び十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行爲をした少年

二 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、將來罪を犯す虞のある少年

(イ) 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

(ロ) 正当な理由がなくて家庭に寄り附かないこと。

(ハ) 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかにわしい場所に入入りすること。

(ニ) 自己又は他人の徳性を害する行爲をする性癖のあること。

少年法の一部を改正する法律

2 家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年で十四歳に満たない者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。

(呼出、同行)

第十一條(第一項) 家庭裁判所は、事件の調査について必要があるとき認めるときは、少年又は保護者に対して、呼出状を發することができる。

(児童福祉法の措置)

第十八條 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の規定による措置を相当と認めるときは決定をもつて、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致しなければならない。但し、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件については、この限りでない。

(審判開始後保護処分を付しない場合)

第二十三條(第二項) 家庭裁判所は、審判の結果、保護処分を付する必要があると認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

(保護処分の決定)

第二十四條(第二項) 家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。

一 地方少年保護委員会の觀察に付すること。
二 教護院又は養護施設に送致すること。

少年法の一部を改正する法律

三 少年院に送致すること。

(決定の執行)

第二十六條(第一項) 家庭裁判所は、第十七條第一項第二号、第十八條、第二十條及び第二十四條第一項の決定をしたときは、少年保護司、警察官、警察吏員、視察官、保護委員、児童福祉又は児童委員をして、その決定を執行させることができる。(費用の徴収)

第三十一條(第一項) 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、翻譯人及び参考人に支給した旅費、日当、宿泊料、その他の費用並びに少年視察所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。

(公訴の提起)

第三十七條(第一項) 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。

一 未成年者喫煙禁止法(明治三十三年法律第三十三号)の罪

二 未成年者飲酒禁止法(大正十一年法律第二十号)の罪

三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六條又は少年についての第六十四條に関する第六十八條の罪、第六十條第二項若しくは第三項、少年についての第六十二條又は第六十三條(第三項を除く。)、第七十二條に関する第六十九條第一号の罪、第五十七條から第五十九條まで、少年についての第六十八條に関する第二十條第一号の罪(これらの罪に

関する第二百一十一條の規定による事業主の罪を含む。)

四 児童福祉法第六十條の罪←

(時効の停止)

第四十七條(第一項) 第八條第一項前段の場合においては第二十条の決定があつてから、第八條第一項後段の場合においては送致を受けてから、事件が家庭裁判所に係属中、公訴の時効は、その進行を停止する。

第七 財政・金融

第七 財政・金融

一 新制定法

◎公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律

昭和二十四年四月十九日公布
法律第二十号
昭和二十四年四月十九日施行
(大藏大臣署名)

公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律

(通則)

第一條 法令による公園、復興金融庫、庶民金庫、船舶運営会、持株会社整理委員会、閉鎖機関整理委員会及び証券処理調整協議会(以下「公園等」という。)の予算及び決算に関しては、この法律、この法律に基く政令若しくは省令又は公園等に関する法令に定める場合を除くの外、國の予算及び決算の作成、提出又は議決に關し適用される法令の規定の例による。

(事業年度)

第二條 公園等の事業年度は、他の法令の規定にかかわらず、一年一回とし、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

2 公園等は、毎事業年度の決算を翌年度七月三十一日までに完結
公園等の予算及び決算の暫定措置に関する法律

しなければならない。

(予算の作成及び提出)

第三條 公園等の予算は、公園等において作成し、これに、政令の定めるところにより、当該年度の事業計画又は資金計画に關する書類、前年度の損益計算書、貸借対照表又は財産目録等を添え、主務大臣を経由して大藏大臣に提出しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣は、前項の規定により予算を決定したときは、これを國會に提出しなければならない。

4 前項の予算には、政令の定めるところにより、第一項に規定する書類を添附するものとする。

5 予算の作成及び提出の手續については、大藏大臣が定める。

(予算の形式及び内容)

第四條 公園等の予算は、これを款及び項に区分する。

2 前項に規定するものの外、公園等の予算の形式及び内容については、大藏大臣が、主務大臣にはかつて定める。

(目節の区分)

第五條 公園等は、予算が國會の議決を経たときは、國會の議決したところに従い、項を目及び節に区分し、その予算を主務大臣を経由して大藏大臣に提出し、その区分の承認を経なければならない。

國庫余裕金の繰替使用に関する法律

2 大蔵大臣は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(決算報告書の作成及び提出)

第六條 公團等は、予算の形式に準じ、毎事業年度の決算報告書を作成し、これに、政令の定めるところにより、当該年度の損益計算書、貸借対照表又は財産目録等を添え、主務大臣を経由して大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、これに前項の書類を添え、内閣に送付しなければならない。

第七條 内閣は、前條第二項の規定により公團等の決算報告書の送付を受けたときは、これに前條第一項の書類を添え、会計検査院に送付しなければならない。

第八條 内閣は、会計検査院の検査を経た公團等の決算報告書に第六條第一項の書類を添え、國の歳入歳出の決算とともに國會に提出しなければならない。

(予算の執行)

第九條 公團等は、予算については、各項に定める目的の外に使用してはならない。

第十條 公團等は、予算に定める各項の経費の金額を彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて國會の議決を経た場合に限り、大蔵大臣の承認を経る移用することができる。

2 公團等は、大蔵大臣の指定する各目又は節の経費の金額につ

ては、大蔵大臣の承認を経なければ目の間又は節の間において彼此流用することができない。

3 公團等は、前二項の規定により移用又は流用の承認を経ようとするときは、主務大臣を経由しなければならない。

4 公團等は、第二項の規定により大蔵大臣の指定する目又は節以外の目又は節の経費の金額については、公團等に限り、当該目又は節相互の間において彼此流用することができる。

5 大蔵大臣は、第一項但書又は第二項の規定に基く移用又は流用について承認をしたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。

(会計検査院の検査)

第十一條 公團等の会計については、会計検査院が検査する。

附則

この法律は、公布の日から施行し、公團等の昭和二十四年度分の予算から適用する。

◎國庫余裕金の繰替使用に関する法律

昭和二十四年五月十四日公布
法律第六十三号
昭和二十四年五月十四日施行 (大蔵大臣署名)

國庫余裕金の繰替使用に関する法律

第一條 融通証券(食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)(國庫余裕金の繰替使用))

参 照

◎食糧管理特別会計法 (大正十年四月四日法律第三十七号)

第三條(第二項) 本會計ニ於テ食糧ノ買入代金ノ支拂上一時現金ニ不足アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ當該年度内ニ償還スヘキ證券ヲ發行シ又ハ同期間内ニ償還スヘキ一時借入ヲ爲スコトヲ得

◎新炭需給調節特別会計法 (昭和二十二年十二月四日法律第四百七十七号)

第四條(第二項) この会計において、新炭の買入代金の支拂上一時現金に不足があるときは、この会計の負担において、当該年度内に償還する証券を發行し、又は同期間内に償還する一時借入金をすることができる。

◎國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律

昭和二十四年六月一日公布
法律第七十六号
昭和二十四年六月一日施行 (大蔵大臣署名)

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律

(原則)

第一條 國の所有に属する動産(國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の適用を受けるものを除く。以下「物品」という。)の賣拂

第三條第二項の証券及び新炭需給調節特別会計法(昭和二十二年法律第四百七十七号)第四條第二項の証券を含む。以下同じ。)を發行し、又は一時借入金をすることができる旨の定めのある特別会計において、その会計の負担で融通証券を發行し、又は一時借入金をする必要があるときは、これに代え、國庫余裕金を繰り替へ使用することができる。

2 前項の規定は、國庫余裕金を繰り替へ使用することができる旨の定めのある特別会計には適用しない。

(融通証券又は一時借入金の期限前償還)

第二條 融通証券を發行し、又は一時借入金をすることができる旨の定めのある特別会計の負担で融通証券を發行し、又は一時借入金をしている場合においては、國庫余裕金を繰り替へ使用して、支拂期限の到来していない融通証券又は一時借入金を償還することができ

(繰替金の償還期限)

第三條 第一條第一項又は前條の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

(繰替金の支拂元受高への加算)

第四條 第二條に規定する特別会計における支拂元受高は、第一條第一項又は第二條の規定による繰替金を加えた額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律

代金は、この法律又は他の法律に規定する場合の外は、当該物品の引渡のときまでに納付させなければならない。

(賣拂代金の延納)

第二條

各省各廳の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十條第二項に規定する各省各廳の長をいう。以下同じ)は、左に掲げる場合において、買受人が賣拂代金を一時に納付することが困難であると認めるときは、國債その他確實な担保を提供させ、利息を附して、二年以内の延納の特約をすることが出来る。

一 各省各廳(財政法第二十一條に規定する各省各廳をいう。)の内閣又は相互の間で物品を賣り拂うとき。
二 地方公共團體、法令による公團その他の公法人及び公益事業を営む法人に物品を賣り拂うとき。
三 アルコール專賣法(昭和十二年法律第三十二号)の規定により政府が賣り渡すアルコール等買受人の手持期間が比較的長期にわたる物品を賣り拂うとき。

四 災害救助に必要な物又は傳染病予防に必要な藥品等急速に賣り拂う必要がある物品を賣り拂うとき。
五 後拂を一般の慣習とする場合で政令で定める場合において物品を賣り拂うとき。

2 各省各廳の長は、物品の保管、輸送又は配給等の都合により、露要量以上の数量の物品を一時に賣り拂う必要があるとき、又は物品を急速に賣り拂う必要があるときは、國債その他確實な担保を提供させ、利息を附して、半年以内の延納の特約をすることが出来る。

次のように改正する。

附則第六項中「國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)」を「國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律(昭和二十四年法律第七十六号)」に改める。

参 照

○ 財政法 (昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号)

第二十條(第二項) 衆議院議長、參議院議長、最高裁判所長官、會計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣(以下各省各廳の長とす)は、毎會計年度、第十八條の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書及び國庫債務負担行爲要求書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。
第二十一條 大藏大臣は、歳入予算明細書、衆議院、參議院、裁判所、會計検査院並びに内閣及び各省(以下各省各廳とす)の予定経費要求書及び國庫債務負担行爲要求書に基いて予算を作成し、閣議の決定を経なければならぬ。

○ 經濟安定本部設置法 (昭和二十四年五月三十一日法律第六十四号)

附 則

(第六項) 左に掲げる法令中各省各廳の長又は各廳のうちには經濟安定本部総裁を、各省各廳のうちには經濟安定本部を含むものとする。

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律

できる。

(担保の提供免除等)

第三條

前條第一項第一号に規定する場合には、同條第一項の規定にかかわらず、担保を提供させ、及び利息を附することを要しない。

2 各省各廳の長は、同一人に対する賣拂代金の総額が一万円以下の場合又は前條第一項第二号若しくは同條第二項に規定する場合には、特に担保を提供させる必要がないと認めるときに限り、同條の規定にかかわらず、担保の提供を免除することができる。

(延納等の協議)

第四條 各省各廳の長は、第二條の規定により延納の特約をしようとするときは、延納期限、担保及び利率について、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。

2 前項の規定は、前條第二項の規定により担保の提供を免除しようとする場合に準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第四項の規定は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 政府が物件を賣り拂う場合の代金の延納に関する勅令(大正十年勅令第三百七十四号)は、廢止する。

3 この法律施行前、前項の勅令に基いてした延納の特約は、なお効力を有する。

4 經濟安定本部設置法(昭和二十四年法律第六十四号)の一部を

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)

會計法(昭和二十二年法律第三十五号)

國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)

政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)

國家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)

予算、決算及び會計令(昭和二十二年勅令第六十五号)

予算、決算及び會計令臨時特例(昭和二十一年勅令第五百五十八号)

國有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)

◎ 都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律

(昭和二十四年五月十九日公布
法律第七十五号
昭和二十四年五月十九日施行)
(内閣総理大臣
大藏大臣署名)

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律

第一條 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)施行の際警察の用に供されていた都道府縣所有の財産(國有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二條第一項各号に掲げる範囲の財産をいう。以下同じ)及び物品で、國家地方警察に必要なもの(市町村警察又は消防と共用しているものを含む)は、都道府縣が無償で國に譲渡するものとする。警察法施行後昭和二十三年六月三十日までに

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律

四八六

國家地方警察の用に供するため都道府縣が取得した財産及び物品についても、同様とする。

2 國家地方警察に必要な土地及び國家地方警察が都道府縣と共用している建物で、都道府縣の所有に属するものは、前項の規定にかかわらず、國に譲渡しないものとし、國は、これが警察の用に供される間は、無償でこれを使用するものとする。

3 前二項の規定により、國が取得し、又は使用する財産で、國家地方警察が市町村警察又は消防と共用しているものは、当該市町村に無償でこれを使用させるものとする。

第二條 前條の規定により國が取得する財産に伴う負債があるときは、國が、その元本及び利子の支拂義務を承継するものとする。

第三條 第一條の規定は、警察用有線電氣通施設及び資材については、左の各号に掲げるものに限り、適用する。

一 交換施設(交換機と同一の構内にある電話機を含む。)

二 写真電送施設

三 指令電話施設

四 前各号に掲げる施設の維持及び補修に必要な資材

2 前項各号に掲げるものの外、都道府縣の所有に属する警察用有線電氣通施設及び資材の処理に関しては、別に法律で定め

第四條 第一條に規定する國家地方警察に必要な財産及び物品の範圍の決定その他この法律の適用について争があるときは、國家地方警察本部長官又は都道府縣知事の申立に基き、内閣総理大臣が

これを決定する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参照

○國有財産法 (昭和二十三年六月三十日)

法律第七十三号)

(國有財産の範圍)

第二條 この法律において國有財産とは國の負担において國有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により國有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮きん橋及び浮ドック

三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具

五 地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権その他これらに準ずる権利

六 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

七 株券、社債券、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外國又は外國法人の発行する証券で株券、社債券、地方債証券その他これらに準ずるものの性質を有す

るもの。但し、國が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

2 前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廃止した場合においても、これを國有財産とする。

2 第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された社債を含むものとする。

◎貴金屬特別會計法

昭和二十四年四月二十五日公布
法律第三十四号 (大藏大臣署名)
昭和二十四年四月二十日施行

貴金屬特別會計法

(設置及び定義)

第一條 政府の行う貴金屬の買入、賣拂又は管理に関する経理を明確にするため、特別會計を設置し、一般會計と区分して経理する。

2 この法律において「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミンをいう。

(管理)

第二條 この會計は、大藏大臣が、法令の定めるところに従い、管

貴金屬特別會計法

理する。

(歳入及び歳出)

第三條 この會計においては、貴金屬賣拂代金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貴金屬買入代金、事務取扱費、一時借入金

の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作製)

第四條 大藏大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五條 この會計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預入)

第七條 この會計において、現金に余裕があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

(一時借入金及び繰替金)

第八條 この會計において、支拂上現金に不足があるときは、この會計の負担において、一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰替使用することができる。

四八七

- 2 前項の規定による一時借入金又は繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。
- 3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の最高限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

(一時借入金の利子の繰入)

- 第九條 本會計の負担に属する一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎會計年度、國債整理基金特別會計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製)

- 第十條 大藏大臣は、毎會計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

- 第十一條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

- 2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)

- 第十二條 この會計において、毎會計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(貴金屬の買入、保管及び賣拂事務)

- 第十三條 政府は、貴金屬の買入、保管及び賣拂に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。
- 2 前項の場合において、政府は、貴金屬の買入に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

- 3 會計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に関して適用する。

(支出未済額の繰越)

- 第十四條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

- 2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

- 3 大藏大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、會計検査院に通知しなければならない。

- 4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

- 第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、この會計の昭和二十四年度の予算成立の日から施行し、附則第二項、第十項及び第十一項の規定を除き、昭和二十

四年度から適用する。

- 2 金資金特別會計法(昭和十二年法律第六十一号)は、廃止する。但し、金資金特別會計の昭和二十三年度分の収入支出並びに昭和二十二年、同二十三年度及び同二十四年度の決算に関しては、なお、その効力を有する。

- 3 金資金特別會計の昭和二十四年度における暫定予算は、この會計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、失効するものとし、当該暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担は、この會計の昭和二十四年度の予算に基いてしたもののみなし、当該暫定予算の有効期間中に収納した歳入金は、この會計の歳入金とみなす。

- 4 昭和二十四年四月一日から金資金特別會計法廃止の日までに、同法第四條第一項の規定に基いてした運用に係る金資金の受入額は、受入額とみなす。及び拂出額は、この會計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、当該受入額は、この會計の昭和二十四年度の歳入金の額とみなし、当該拂出額は、この會計の同年度の予算に基いてした歳出金の額とみなす。

- 5 金資金特別會計法廃止の際、金資金に属する資産(現金を除く。)及び負債(同法附則第二項の規定により借り入れた借入金の債務を含む。)は、この會計に帰属させる。

- 6 金資金特別會計の昭和二十三年度分の収入支出に関する事務(旧金資金特別會計法第七條第一項の規定による決算上の剰余の

金資金への繰入の事務を含む。)の完結の際、同會計に属する資産及び負債は、この會計に帰属させ、現金は、歳入に組み入れるものとする。

- 7 当分の間、この會計において、附則第五項の規定によりこの會計に帰属した金資金所屬の有價証券、外貨預金及び貸付金を他の資産に係る経理を行うことができる。

- 8 政府は、当分の間、この會計の歳入不足を補てんするため、必要な金額を、予算の定めるところにより、一般會計から、この會計に繰り入れることができる。

- 9 前項の規定による繰入金及び旧金資金特別會計法第二條第一項の規定により、一般會計から、金資金に繰り入れた繰入金については、後日、この會計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般會計に繰り入れなければならない。

- 10 産金法(昭和十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

- 第十一條の三中「金資金ノ運用ニ属スルモノトス」を「貴金屬特別會計ガ之ヲ行フ」に改める。

- 11 連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

- 第一條中「金資金特別會計法(昭和二十二年法律第六十一号)第四條第一項の規定により金資金の運用として保有する」を「貴金屬特別會計に属する」に改める。

貴金屬特別会計法

第二條第二項中「金資金の運用として保有する」を「貴金屬特別会計に属する」に改める。

第四條中「金資金」を「貴金屬特別会計」に改める。

(参照)

右貴金屬特別会計の昭和二十四年度の予算は、昭和二十四年四月二十日成立した。(内閣官房)

参照

○会計法 (昭和二十二年三月三十一日) 法律第三十五号

第三十六條 日本銀行は、その取り扱つた國庫金の出納、國債の発行による収入金の收支、第十九條又は第二十一條の規定により交付を受けた資金の收支及び前條の規定により取り扱つた有價証券の受拂に関して、会計検査院の検査を受けなければならない。

○財政法 (昭和二十二年三月三十一日) 法律第三十四号

第三十一條(第一項) 第四十二條 第四十三條 (本書法律第八号参照に掲載)

○金資金特別会計法 (昭和二十二年八月十一日) 法律第六十一号

第二條(第一項) 本資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ六億圓ヲ限リ一

三 金ヲ主タル材料トスル物ニシテ命令ノ定ムル種類ノモノ 政府ハ必要アリト認ムルトキハ金貨幣ヲ所有スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ處分ニ關シ禁止若ハ制限ヲ爲シ又ハ之ヲ鑄造シ依リテ得タル金地金ヲ政府若ハ政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十一條ノ三 前條ノ規定ニ依リテ政府ノ爲ス金地金、金ノ合金又ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ買入ハ金資金ノ運用ニ屬スルモノトス

○連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に對する引渡に関する法律 (昭和二十三年七月十日) 法律第九十九号

(貴金屬の地金の引渡)

第一條 大藏大臣は、連合國占領軍の管理に属する貴金屬(金、銀、白金、ルテニウム、ロヂウム、パラヂウム、オスミウム、イリヂウム及びイリドスミンをいう。以下同じ。)の地金、合金若しくは製品又は大藏大臣の指定する貴石(以下貴金屬等という)が、その管理下から解除された場合において、連合國最高司令官の指示に基き、政府が、これに代るべき貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡さなければならないときは、金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)第四條第一項の規定により金資金の運用として保有する貴金屬の地金を連合國占領軍に引

米國対日援助見返資金特別会計法

般會計ヨリ繰入金ヲ爲シ之ヲ補足スルコトヲ得 第四條(第一項) 本資金ハ本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要ナル金額ヲ除クノ外大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ金、銀、白金、ルテニウム、ロヂウム、パラヂウム、オスミウム、イリヂウム、イリドスミン、國債、外貨又ハ大藏省預金部ヘノ預金ニ運用スルコトヲ得

第七條(第一項) 本會計ノ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アルトキハ之ヲ資金ニ繰入ルベシ

附 則 (昭和二十三年法律第二百十八号改正)

(第一項) 政府ハ當分ノ間資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ大藏省預金部又ハ日本銀行ヨリ借入金ヲ爲シ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ五億圓ヲ超過スルコトヲ得ズ

(第二項) 前項ノ規定ニ依ル借入金ハ一年内ニ之ヲ償還スベシ但シ必要アルトキハ一年内ノ期限ヲ以テ借換ヲ爲ス掲トヲ得

○産金法 (昭和二十二年八月十一日) 法律第五十九号

第十一條ノ二 政府ハ必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル物ヲ所有スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ガ處分ニ關シ禁止若ハ制限ヲ爲シ又ハ政府若ハ政府ノ指定スル者ニ賣却スベキコトヲ命ズルコトヲ得

一 金地金 二 金ノ合金ニシテ命令ノ定ムル種類ノモノ

き渡すことができる。

(受益者の納付義務)

第二條(第一項) 前條の規定により、大藏大臣が貴金屬の地金を連合國占領軍に引き渡したときは、同條に規定する貴金屬等の解除を受けた者(以下受益者という)は、大藏大臣の引き渡した貴金屬の地金の價格に相当する金額を、國庫に納付しなければならない。

同條(第二項) 前項の規定による納付金の國庫における經理に關しては、金資金の運用として保有する貴金屬の地金が賣却された場合の例による。

(受益者との関係の整理)

第四條 受益者が、第二條第一項の規定による納付金の全部又は一部を國庫に納付したときは、大藏大臣が第一條の規定により連合國占領軍に引き渡した貴金屬の地金の全部又は一部は、その納付した金額の割合に應じて、これを金資金から当該受益者に賣り渡し、当該受益者から連合國占領軍に引き渡したものとみなす。

○米國対日援助見返資金特別会計法

(昭和二十四年四月三十日公布) 法律第四十号 (大藏大臣署名) 昭和二十四年四月二十日施行

米國対日援助見返資金特別会計法

(設置)
第一條 米國対日援助の見返の円資金をもつて、米國対日援助見返資金(以下「援助資金」という。)を設置し、その歳入歳出を一般会計と区分して経理する。

(管理)
第二條 この会計は、大藏大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資金)
第三條 援助資金は、米國対日援助物資に係る貿易特別会計からの繰入金、運用資産の回収、処分等に因る受入金及び資金運用に因る収益金をもつて充てる。

2 前項に規定する貿易特別会計からの繰入金の額は、米國対日援助物資のアメリカ合衆國通貨による價額を大藏省令で定める換算率により日本國通貨に換算した價額に相当する金額とする。

3 貿易特別会計からの繰入金の繰入の時期は、政令で定める。

(援助資金の運用又は使用等)
第四條 援助資金は、通貨及び財政の安定、輸出の促進その他経済の再建に必要な費途に充てるため、國債に運用し、若しくは國債の償還に関する費途に使用し、又は公私企業に対する資金に運用し、若しくは公企業に対する資金に使用することができる。

2 前項の規定による運用に基く現金の受拂は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二條第一項の収入及び支出とみなす。

3 第一項の規定による援助資金を國債の償還に関する費途に使用

するときは、当該資金をもつて國債を買い入れ、又はこれに必要な金額を國債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

4 第一項の規定により援助資金の運用として買い入れた國債は、必要により償却することができる。

5 第三項の規定により買い入れた國債及び前項に規定する國債を償却しようとするときは、当該國債を國債整理基金特別会計の所屬に移し償却するものとする。

第五條 援助資金をもつて國債を償還又は償却したときは、まず一般会計の負担に屬する國債について償還又は償却があつたものとする。

(歳入及び歳出)

第六條 この会計においては、第三條第一項に規定する貿易特別会計からの繰入金、運用資産の回収、処分等に因る受入金及び資金運用に因る収益金をもつてその歳入とし、第四條第一項の規定により運用又は使用のための支出金をもつてその歳出とする。

2 第四條第一項及び第三項に規定する援助資金の運用及び國債の買入並びに第十三條第二項に規定する短期証券の買入及び賣拂に関する事務の取扱手数料は、この会計の負担とする。

(歳入歳出予定計算書の作製)
第七條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第八條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に

従つて款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

(支出残額の繰越)

第十條 援助資金で毎会計年度において支出されなかつた額は、これをその翌年度に繰り越すものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製)

第十一條 大藏大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに國會に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入歳出決定計算書
- 二 資金受拂額總計表
- 三 当該年度末現在の運用資産明細表
- 四 運用による利益及び損失額の總計表

米國対日援助見返資金特別会計法

五 國債の償還及び償却額總計表

(援助資金の経理等)

第十三條 援助資金は、日本銀行に特別の預金勘定を設け、他の預金勘定と区分して経理しなければならない。

2 援助資金に余裕があるときは、当該余裕金を大藏省証券、食糧証券、融通証券その他政府の発行する短期証券をもつて一時保有することができる。

(日本銀行の資金運用等に関する事務の取扱)

第十四條 第四條第一項及び第三項に規定する援助資金の運用及び國債の買入並びに前條第二項に規定する短期証券の買入及び賣拂に関する事務は、日本銀行に取り扱わせることができる。

(所屬換國債及び償却國債の額の決算上の明示)

第十五條 國債整理基金特別会計は、毎会計年度、第四條第五項の規定により、この会計から所屬換を受けた國債の額及び償却した当該國債の額を國債整理基金特別会計の歳入歳出の決算に附記して明らかにしなければならない。

2 前項の場合における所屬換を受けた國債の額及び償却した國債の額は、当該國債の買入價格をもつて計算するものとする。

(施行規定)

第十六條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、この会計の昭和二十四年度の予算成立の日から施行する。

(参照)

右米國対日援助見返資金特別会計の昭和二十四年度の予算は、昭和二十四年四月二十日成立した。(内閣官房)

参照

○財政法 (昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号)

第二條(第一項) 収入とは、國の各般の需要を充たすための支拂の財源となるべき現金の收納をいい、支出とは、國の各般の需要を充たすための現金の支拂をいう。

◎国立病院特別会計法

昭和二十四年六月三日公布
法律第九十号
昭和二十四年七月一日施行 (大藏・厚生大臣署名)

国立病院特別会計法

(設置)

第一條 国立病院の円滑なる運営とその經理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

2 この法律において「国立病院」とは、厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)第十五條に規定する国立病院をいう。

(管理)

第二條 この会計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、管

理する。

(基金)

第三條 この会計においては、昭和二十四年七月一日において、一般会計からこの会計に引き継いだ資産の金額をもつて基金とする。

(歳入及び歳出)

第四條 この会計においては、診療及び病院収入、検査料、手数料及び使用料収入、義し等の賣拂代金、一般会計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、業務費、診療及び病院費、施設費、義し等の製作費、看護婦養成費、一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算の区分)

第五條 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書

二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに該会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の調査

(余裕金の預入)

第八條 この会計において、現金に余裕があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

(一時借入金及び繰替金)

第九條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金又は繰替金は当該年度内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

(一時借入金の利子相当額の繰入)

第十條 本会計の負担に属する一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(一時借入金の借入及び償還事務)

第十一條 第九條に規定する一時借入金の借入及び償還に関する事務は、大藏大臣が行う。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十二條 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理)

2 前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、当該年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録並びに当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書を添附しなければならない。

(積立金の財源充当)

第十四條 この会計において、損益計算上利益を生じたときは、この会計の積立金として、積み立てなければならない。

2 この会計において、損益計算上損失を生じたときは、この会計の積立金を減額して整理する。

(積立金の財源充当)

第十五條 この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、この会計に属する持越現金の金額を限度として、積立金を減額し、その金額を歳入に計上することができる。

貿易特別会計法

(支出未済額の繰越)

第十六條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

(一般会計からの繰入)

第十七條 政府は、看護婦養成の経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

2 政府は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、前項に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をする事ができる。

3 前項の規定により一般会計からこの会計に繰入金をした場合において、決算上剰余金が生じたときは、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を利益に組み入れず、翌年度の歳入に繰り入れることができる。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際、一般会計所屬の資産で国立病院経営の用に供せられているものは、政令の定めるところにより、この会計に引き継がれるものとする。

参照

○財政法(昭和二十二年三月三十一日法律第三十号)

第三十一條(第一項) 予算が成立したときは、内閣は、国会の議決したところに従い、各省各廳の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算及び國庫債務負担行為を配賦する。

第四十三條 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならぬ。

前項の承認があつたときは、当該経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

◎貿易特別会計法

昭和二十四年四月三十日公布
法律第四十一号
昭和二十四年四月二十日施行 (大藏・商工大臣署名)

貿易特別会計法

(設置)

第一條 貿易及びこれに準ずる取引(外國への送金及び外國からの送金並びにこれらに準ずるものを含む。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)

第二條 この会計は、商工大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(勘定)

第三條 この会計は、事業費勘定、経費勘定及び清算勘定に区分する。

(事業費勘定の歳入及び歳出)

第四條 事業費勘定においては、輸入物資(援助物資及び輸入物資に準ずる物資を含む。)、の賣拂代金、輸入物資(輸入物資に準ずる物資を含む。)、の買入者に賣り拂う外貨請求権の賣拂代金、一般会計からの繰入金、輸出物資(輸出物資に準ずる物資を含む。以下同じ。)、の國內賣拂に因る賣拂代金、貿易以外の原因に基づく外國への送金等に因る収入金、貿易公團に対する貸付金の償還金、外國貿易特別田資金特別会計からの繰入金、貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)第二十條第五項の規定による納付金、経費勘定及び清算勘定からの剰余金繰入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、輸出物資の買入代金、輸出物資の賣拂者から買入取る外貨請求権の買取代金、輸入物資(援助物資及び輸入物資

貿易特別会計法

に準ずる物資を含む。以下同じ。)、に関する諸掛、輸入物資の加工賃(諸掛を含む。)、貿易以外の原因に基づく外國からの送金等に因る支出金、貿易公團に対する貸付金、貿易公團に対する交付金及び清算勘定への繰入金の財源に充てるための経費勘定への繰入金、米國対日援助見返資金特別会計への繰入金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の償還金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、價格調整補給金又は事業費の財源として繰り入れるものとする。

(経費勘定の歳入及び歳出)

第五條 経費勘定においては、前條第一項の規定による事業費勘定からの繰入金、貿易公團に対する貸付金の利子及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事務取扱手数料、貿易公團に対する業務取扱費交付金、貿易公團に対する清算経費交付金の財源に充てるための清算勘定への繰入金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の利子、第十三條第二項の規定による一時借入金又は融通証券の利子、事業費勘定への剰余金繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(清算勘定の歳入及び歳出)

第六條 清算勘定においては、前條の規定による経費勘定からの繰入金、貿易公團の清算に伴う収入金並びに貿易公團から承継した現金及び現金以外の資産の処分による収入金をもつてその歳入と

し、貿易公團に対する清算に関する交付金、貿易公團から承継した債務に基く支出金及び事業費勘定への剰余金繰入金をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)

第七條 商工大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第八條 この会計の歳入歳出予算は、事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(剰余金等の繰入)

第十條 事業費勘定において、毎会計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 経費勘定において、毎会計年度における歳入の収納済額から、当該勘定の第五條に規定する歳出のうち、事務取扱費、事務取扱手数料、業務取扱費交付金、清算勘定への繰入金、借入金の利子、一時借入金又は融通証券の利子及び附属諸費の歳出の支出済

額並びにこれらの歳出の支出未済額の合計額を控除して剰余があるときは、これを事業費勘定の歳入に繰り入れ、支出未済額に相当する金額は、これを経費勘定のその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

3 清算勘定において、毎会計年度における歳入の収納済額から、当該勘定の第六條に規定する歳出のうち、貿易公團に対する清算に関する交付金及び貿易公團から承継した債務に基く支出金の歳出の支出済額を控除して剰余があるときは、これを事業費勘定の歳入に繰り入れるものとする。

4 前二項の規定により剰余金を事業費勘定の歳入に繰り入れる場合において、繰入に関する経費勘定又は清算勘定の歳出予算額が当該繰入額に対して不足するときは、その不足額は、その翌年度において繰り入れるものとする。この場合においては、当該不足額に相当する金額は、翌年度における事業費勘定への繰入金の財源として経費勘定又は清算勘定のその翌年度の歳入に繰り入れる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第十一條 商工大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

第十五條 この会計の負担に属する借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(外貨請求権の買取及び賣拂事務)
第十六條 政府は、外貨請求権の買取及び賣拂に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

2 前項の場合において、政府は、外貨請求権の買取に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

3 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に関して適用する。

(公團貸付金)

第十七條 政府は、貿易公團に対し、同公團の運営資金をこの会計の事業費勘定から貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付で当該年度内に償還するものは、この会計の事業費勘定の支拂上の現金の運用として一時貸し付けることができる。

(支出未済の繰越)

第十八條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 前項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。
4 この会計の各勘定の間においては、相互に、各勘定の支拂上の余剰金を繰替使用することができる。
5 前項の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

(一時借入金、融通証券等の借入、償還等の事務)

第十四條 前條第二項の規定による一時借入金及び融通証券並びに附則第六項及び第七項の規定による借入金の借入、償還等に関する事務は、大藏大臣が行う。

(國債整理基金特別会計への繰入)

貿易特別会計法

- 3 商工大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十九條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

- 1 この法律は、この会計の昭和二十四年度の予算成立の日から施行し、附則第二項及び附則第十四項から第十八項までの規定を除き、昭和二十四年度から適用する。
- 2 貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)は、廃止する。但し貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出並びに昭和二十二年、同二十三年度及び同二十四年度の決算に関しては、なお、その効力を有する。
- 3 貿易資金特別会計の昭和二十四年度の暫定予算は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、失効するものとし、当該暫定予算に基づく支出又はこれに基づく債務の負担は、この会計の経費勘定の昭和二十四年度の予算に基づいたものとみなし、当該暫定予算の有効期間中に収納した歳入金は、この会計の歳入金とみなす。
- 4 昭和二十四年四月一日から貿易資金特別会計法廃止の日まで

に、同法第四條第一項の規定に基づいてした運用に係る貿易資金の受入額及び拂出額(貿易資金以外の國庫金をもつて拂出した金額の昭和二十三年度末における現在額は、拂出額とみなす)は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、当該受入額は、この会計の事業費勘定の昭和二十四年度の歳入金額とみなし、当該拂出額は、当該勘定の同年度の予算に基づいてした歳出金の額とみなす。

- 5 昭和二十四年四月一日から貿易資金特別会計法廃止の日まで、同法第三條第二項の規定により貿易資金補足のため借入れられた借入金、第十三條第二項の規定によりこの会計の負担において借り入れた一時借入金とみなす。但し、当該一時借入金の額は、同項但書の一時借入金又は融通証券の最高額の計算には、算入しないものとする。
- 6 前項に規定するものの外、貿易資金特別会計法廃止の際、貿易資金特別会計の負担に属する借入金は、この会計の負担とし、当該借入金の償還は、事業費勘定の所屬とし、当該借入金の利子は、経費勘定の所屬とする。
- 7 前項の規定によりこの会計の負担となつた借入金については、必要により、この会計の負担で借換をすることができる。
- 8 附則第六項に規定するものの外、貿易資金特別会計法廃止の際、貿易資金に属する資産(現金を除く。)及び負債は、この会計に帰属させ、事業費勘定に所屬させる。
- 9 貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出に関する事務

(旧貿易資金特別会計法第十三條第一項の規定による損益計算上の過剰の貿易資金への組入の事務を含む。以下同じ。)の完結の際、貿易資金に属する現金は、この会計に帰属させ、事業費勘定に所屬させる。

- 10 貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出に関する事務の完結の際、同会計に属する資産及び負債(前項に規定するものを除く)は、この会計に帰属させ、経費勘定に所屬させる。
- 11 附則第九項の規定により事業費勘定に所屬させた現金は、政令の定めるところにより、当該勘定の歳入又は支拂元受高に組み入れ、前項の規定により経費勘定に所屬させた現金は、当該勘定の歳入に組み入れるものとする。
- 12 政府は、政令の定めるところにより、昭和二十一年度から同二十三年度までの期間中における貿易資金の受拂に関する計算書を作成し、貿易資金特別会計の昭和二十三年度の決算とともに、國會に提出しなければならない。
- 13 清算中の食糧貿易公團及び原材料貿易公團については、公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律(昭和二十四年法律第二十七号)は、適用しない。
- 14 不正保有物資等特別措置特別会計法(昭和二十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第十四條を次のように改める。
- 第十四條 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)第七條、第八條及び第十一條の規定は、この会計の予算及び決算に

貿易特別会計法

- 15 外國貿易特別円資金特別会計法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第五條中「貿易資金」を「貿易特別会計の事業費勘定」に改める。
第十條を次のように改める。
第十條 貿易特別会計法(昭和二十四年法律第四十一号)第七條、第八條及び第十一條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。この場合において、第七條及び第十一條中「商工大臣」とあるのは「法務総裁」と、第八條中「事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて」とあるのは「歳入の性質及び歳出の目的に従つて」と読み替へるものとする。
- 16 金、外國通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令(昭和二十四年政令第五十二号)の一部を次のように改正する。
第六條を次のように改める。
第六條 第一條及び第五條の規定による買上は、貿易特別会計の事業費勘定の負担において行う。
- 17 貿易公團法の一部を次のように改正する。
第四條第三項中「貿易資金」を「貿易特別会計」に改める。
- 18 貿易公團法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第十九号)

貿易特別会計法

の一部を次のように改正する。
附則第四項中「貿易資金特別会計」を「貿易特別会計」に改める。
(参照)
右貿易特別会計の昭和二十四年度の予算は、昭和二十四年四月二十日成立した。(内閣官房)

参照

○貿易公團法 (昭和二十二年四月十五日
法律第五十八号)

第四條(第三項) 貿易公團の運営資金は、必要があるときは、貿易資金から借入れるものとする。
第二十條(第五項) 貿易公團は、経済安定本部総務長官の承認を受けて、命令の定むるところにより、剰余金を國庫に納付しなければならぬ。

○貿易公團法の一部を改正する法律

(昭和二十四年三月三十一日
法律第十九号)

附則

(第四項) 清算中の食糧貿易公團及び原材料貿易公團の資産及び債務であつて、昭和二十四年六月三十日に現に存するものは、その時に貿易資金特別会計において承継する。

○会計法 (昭和二十二年三月三十一日
法律三十五号)

○金、外國通貨及び外貨表示証書の買上に関する政令 (昭和二十四年三月十五日
政令第五十二号)

(買上資金)

第六條 第一條及び第五條の規定による買上は、貿易資金の運用によつて行ふ。

○財政法 (昭和二十二年三月三十一日
法律第三十四号)

第三十一條(第一項) (本書法律第八号参照に掲載)
第四十三條

○郵政事業特別会計法

(昭和二十四年五月二十八日公布
法律第九十九号)
(大藏・通信
大臣署名)
昭和二十四年六月一日施行

郵政事業特別会計法

目次

- 第一章 總則(第一條—第六條)
- 第二章 資本及び資産(第七條—第十五條)
- 第三章 資金(第十六條—第二十條)
- 第四章 予算(第二十一條—第二十九條)
- 第五章 収入及び支出(第三十條—第三十四條)
- 第六章 決算(第三十五條—第三十九條)

郵政事業特別会計法

第三十六條 日本銀行は、その取り扱つた國庫金の出納、國債の發行による収入金の收支、第十九條又は第二十一條の規定により交付を受けた資金の收支及び前條の規定により取り扱つた有價証券の受拂に關して、會計検査院の検査を受けなければならぬ。

○不正保有物資等特別措置特別会計法

(昭和二十三年五月一日
法律第三十六号)

第十四條 貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)第十條、第十一條及び第十四條の規定は、この會計の予算及び決算について、これを準用する。

○外國貿易特別円資金特別会計法

(昭和二十三年八月三日
法律第二百十三号)

第五條 前條の規定により外國貿易特別円資金を貿易のために使用するときは、その金額を貿易資金に繰り入れて使用するものとする。

第十條 貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)第十條、第十一條及び第十四條の規定は、この會計の予算及び決算について、これを準用する。この場合において第十條及び第十四條中「商工大臣」とあるのは「法務総裁」と読み替へるものとする。

第七章 雜則(第四十條—第四十三條)

附則

第一章 總則

(設置)

第一條 郵政事業を企業的に經營し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般會計と分つて經理する。

(郵政事業の範圍)

第二條 この法律において「郵政事業」とは、郵便、郵便貯金、郵便爲替及び郵便振替貯金の事業、簡易生命保險及び郵便年金の取扱に關する業務、電氣通信省から郵政省に委託された業務、印紙の賣さばきに關する事務、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に關する事務並びにこれらの附帶業務をいう。

(管理)

第三條 この會計は、郵政大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(計理の区分)

第四條 この會計においては、郵政事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は欠損を明らかにするため、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。
2 貸借対照表勘定は、資産勘定及び資本勘定に、損益勘定は、収益勘定及び損失勘定に区分する。
3 前二項に規定する勘定の外、計算の過程を明らかにするため、

中間勘定として建設勘定、工作勘定その他必要な勘定を設けることができる。

(計理の方法)

第五條 この会計の計理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

2 前項の財産の増減及び異動の事実がいずれの会計年度に発生したもとのとして計理するかについての基準は、政令で定める。

(原價計算)

第六條 この会計においては、郵政大臣の定めるところにより、郵政事業に關し必要な原價計算を行うものとする。

第二章 資本及び資産

(資本及びその整理区分)

第七條 この会計においては、この会計に所屬する資産の價額に相當する金額をもつて資本とする。

2 前項に規定する資本は、自己資本、減價償却引当金及び借入資本の三種に分ち、自己資本は、固有資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本は、公債、借入金及びその他の負債に区分する。

3 固有資本は、通信事業特別会計からこの会計に引き継いだ固有資本の額に相當する金額とする。

4 他の会計からの繰入資本は、他の会計からこの会計の固定資産の増加に要する経費の財源に充てるため繰り入れた額に相當する

金額とする。

5 積立金は、第三十六條第一項の規定による積立金の金額とする。

6 減價償却引当金は、この会計に屬する資産の減價償却額の累積額(第十一條第二項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額)に相當する金額とする。

7 借入資本は、この会計の負担に屬する公債、借入金、一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相當する金額とする。

(資産及びその整理区分)

第八條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 固定資産は、土地、建物、工作物、船舶及び未完成工事並びに郵政大臣の指定する機械、器具及び特許權その他これに準ずる權利とする。

3 作業資産は、貯藏品及び未成品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の價額)

第九條 固定資産の價額は、その取得のために要した郵政大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の價額は、見積價額による。

(減價償却及び補充取替)

ものとする。

2 作業資産の取扱に要する諸費は、郵政大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3 第十五條の規定により資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、郵政大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の價額の改定及び削除)

第十四條 作業資産が、損し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、その損、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

(作業資産の保有等)

第十五條 この会計においては、予算の定めるところにより、この会計に屬する現金をもつて、事業に必要な作業資産を保有し、又は資産外物品を修理することができる。

第三章 資金

(公債及び借入金)

第十六條 この会計において事業設備費及び貯藏品保有量の増加に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

2 この会計において業務の運営に要する経費の財源に不足があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

第十條

固定資産のうち、郵政大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減價償却を行い、郵政大臣の定める取替資産については、その定めるところにより、補充取替を行うものとする。

2 前項の規定による減價償却の基準については、郵政大臣が大蔵大臣に協議して定める。

(固定資産の價額の改定及び削除)

第十一條 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、郵政大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

2 前項の規定により價額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、郵政大臣の定めるところにより、当該資産に対する減價償却額を減價償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の價額)

第十二條 作業資産の價額は、購入價額又は製作若しくは生産に要した費額による。

2 前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定により價額を定めることが不適当である場合には、見積價額による。

(作業資産の價額等の振替)

第十三條 作業資産を事業の用に供したときは、その價額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理する

3 前二項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

(一時借入金及び融通証券)

第十七條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時借入金又は融通証券の借換をすることができる。

4 前項但書の規定により借換をした一時借入金又は融通証券は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。

(國債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、年度内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、第十六條第二項の規定による借入金の借入又は前條第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の借換を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十四條 この会計において執行する歳入歳出予算の配賦については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第二項の規定にかかわらず、歳出予算の節の区分を要しない。

(経費の流用)

第二十五條 郵政大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものについては、大藏大臣の承認を経なければ、流用することができない。

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画実績書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十六條 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて

(公債、借入金等の借入、償還等の事務)

第十九條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、借入、償還等に関する事務は、大藏大臣が行う。

(余裕金の運用)

第二十條 この会計に余裕金があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

第四章 予算

(歳入歳出予定計算書等の作製及び送付)

第二十一條 郵政大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書には、左の書類を添附しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに毎会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調査書
- 五 第十七條の規定による一時借入金に関する調査書

大藏大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、郵政大臣がその使用を決定することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調査書を作成し、大藏大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作製)

第二十七條 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作製する。

- 一 小切手を振り出し、又は國庫金振替書を發するもの。
- 二 第三十三條の規定により出納官吏をして支拂わせるもの。
- 2 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の繰越)

第二十八條 この会計においては、郵政大臣は、財政法第二十五條の規定により繰越について國會の承認を経た経費の金額の繰越については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、
 財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものと
 みなす。

(公債及び借入金金の借入余力の繰越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金金の借入に
 ついて國會の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は
 借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、歳
 出予算の繰越額及び前年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内
 で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることがで
 きる。

第五章 収入及び支出

(分任支出官の設置)

第三十條 郵政大臣は、必要があると認めるときは、支出官の事務
 を分掌させるため、分任支出官を置くことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大
 藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(郵便局長の歳入徴收官等の事務の代理)

第三十一條 郵政大臣は、特に定める郵便局長をして歳入徴收官又
 は支出官若しくは分任支出官の事務で政令で定めるものを代理さ
 せることができる。

2 前項の郵便局長に対しては、会計法(昭和二十二年法律第三十

るところにより、翌翌月末までに、その超過額に相当する金額を
 出納官吏に交付しなければならない。

第六章 決算

(財務諸表の作製)

第三十五條 郵政大臣は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照表、
 財産目録、資産價額増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

(利益及び欠損の処理)

第三十六條 この会計においては、毎会計年度における決算上利益
 を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたとき
 は、積立金を減額して整理するものとする。

2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過
 するときは、その超過額は、欠損の繰越として整理することがで
 きる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第三十七條 郵政大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書を作製
 し、大藏大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添附しなければな
 らない。

- 一 事業計画実績書
- 二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價額増
 減表及び資本増減表
- 三 債務に関する計算書

五号)第八條及び同法第二十六條の規定は、適用しない。

(支拂元)

第三十二條 この会計における毎会計年度の歳出金及び前年度から
 持ち越した未拂金の支拂額は、前年度からの現金の持越額のうち
 歳出の財源に充てることができる金額及び当該年度の歳入の收納
 済額の合計額を超過してはならない。

(支拂命令)

第三十三條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手
 を振り出し、又は國庫金振替書を発する外、郵政大臣の指定する
 出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発する
 ことができる。

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲
 内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示し
 て、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところによ
 り、歳出金の支拂命令を発せしめることができる。

(現金支拂)

第三十四條 前條第一項に規定する出納官吏は、同條の規定による
 支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保
 管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができ
 る。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出
 納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れ
 た歳入金額の合計額を超過したときは、郵政大臣は、政令の定め

(歳入歳出決算の形式)

第三十八條 この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区
 分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。

- 一 歳入
 - (一) 歳入予算額
 - (二) 徴收決定済額(徴收決定のない歳入については、收納後に
 徴收済として整理した額)
 - (三) 不納欠損額
- 二 歳出
 - (一) 歳出予算額
 - (二) 前年度繰越額
 - (三) 予備費使用額
 - (四) 流用等増減額
 - (五) 支出決定済歳出額
 - (六) 翌年度繰越額
 - (七) 不用額

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十九條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成
 し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければな
 らない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十七條第二項に規定する書類を
 添附しなければならない。

第七章 雜則

(印紙賣さばき代金の繰入等)

第四十條 印紙の賣さばき代金及び買戻代金は、この会計の歳入及び歳出とし、その賣りさばいた金額から買戻代金及び印紙の賣さばきに関する事務の取扱に要する経費を控除した金額に相当する金額は、一般会計に繰り入れるものとする。

(他会計からの繰入)

第四十一條 年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務の取扱に要する経費に充てるため、当該事務の取扱を委託した会計は、予算の定めるところにより、この会計に繰入金をする事ができる。

(電氣通信事業特別会計への繰入)

第四十二條 この会計は、郵政大臣と電氣通信大臣との協定により、郵政省が共用し、又は利用する電氣通信省の施設の設備、維持及び運営に要する経費に充てるため必要な金額並びに郵便切手をもつて収納した電氣通信料金に相当する金額からその郵便切手の取扱に要する経費を控除した額に相当する金額を、予算の定めるところにより、電氣通信事業特別会計に繰り入れることができる。

(実施規定)

第四十三條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

算に明示し、これを翌年度に繰り越して使用することについて、國會の承認を得ることができる。
第三十一條(第一項) 予算が成立したときは、内閣は、國會の議決したところに従い、各省各廳の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算及び國庫債務負担行為を配賦する。
同條(第二項) 前項の規定により配賦する歳入歳出予算は、更に、歳入にあつては、項を目に、歳出にあつては、項を目及び節に区分する。

第三十四條(第一項) 各省各廳の長は、第三十一條第一項の規定により配賦された予算に基いて、大藏大臣の定める期間に従い支出事務職員及び契約事務職員ごとに、支出の所要額及び國の支出の原因となる契約その他の行為(以下契約等という。)の所要額を定め、支拂又は契約等の計画に関する書類を作製して、これを大藏大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

第三十五條(第二項) 各省各廳の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならぬ。

同條(第三項) 大藏大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならぬ。但し、予め閣議の決定を経て大藏大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、大藏大臣が予備費使用書を決定することができる。
第四十二條 毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年

郵政事業特別会計法

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 通信事業特別会計法(昭和二十二年法律第四十一号)は、廃止する。但し、同法廃止前にした予備費の支出並びに昭和二十三年度及び同二十四年度の決算に関しては、なお、効力を有する。
- 3 昭和二十四年五月三十一日現在における通信事業特別会計に属する資産及び資本は、政令の定めるところにより、郵政事業特別会計、電氣通信事業特別会計及び一般会計にそれぞれ区分して帰属せしめる。
- 4 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。
第三條から第五條までの中「通信事業特別会計」を「郵政事業特別会計」に改める。
- 5 郵便振替貯金法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。
第五十一條第一項、第五十二條第一項及び第二項並びに第五十三條中「通信事業特別会計」を「郵政事業特別会計」に改める。

参照

○財政法 (昭和二十二年三月三十一日法律第三十一号)

第二十五條 歳出予算のうち、経費の性質上年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、特にその旨を歳入歳出予

度において使用することができない。但し、歳出予算のうち、第二十五條の規定により繰越について國會の承認を得た経費の金額及び本年度内に契約等をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

第四十三條(第一項) 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、大藏大臣の承認を経なければならぬ。

○会計法 (昭和二十二年三月三十一日法律第三十五号)

第八條 歳入の徴收の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。但し、特別の必要がある場合においては、政令で特例を設けることができる。

第二十六條 歳出の支出の職務は、現金出納の職務と相兼ねることができない。

○簡易生命保険及郵便年金特別会計法

(昭和十九年二月十五日法律第十二号)

第三條 保険勘定ニ於テハ簡易生命保険事業經營上ノ保険料、積立金ヨリ生ズル収入及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ保険金、還付金、保健施設委託費其ノ他ノ諸費並ニ同事

業ノ業務取扱ニ關スル諸費及同事業ノ營繕費ニ充ツル爲ノ通信事業特別會計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第四條 年金勘定ニ於テハ郵便年金事業經營上ノ掛金、積立金ヨリ生ズル収入及附屬雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ年金、返還金其ノ他ノ諸費及同事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツル爲ノ通信事業特別會計ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五條 前二條ニ規定スル通信事業特別會計ヘノ繰入金ヲ以テ支辨スベキ簡易生命保険事業及郵便年金事業ノ業務取扱ニ關スル諸費及簡易生命保険事業ノ營繕費並ニ此等ノ事業ノ業務取扱ニ關シ生ズル収入ハ之ヲ通信事業特別會計ノ所屬トス

○郵便振替貯金法 (昭和二十三年六月二十八日法律第六十号)

第五十一條(保険料及び掛金の拂出)(第一項) 郵便振替貯金の加入者たる簡易生命保険又は郵便年金の契約者が当該保険契約又は年金契約に係る保険料又は掛金をその口座の貯金を以て支拂うべき旨を口座所管廳に申し出たときは、口座所管廳において、簡易保険局からの保険料又は掛金の拂込の催告に應じて、保険料又は掛金の額に相当する金額をその口座の貯金から拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、通信大臣の定めるところにより、これを通信事業特別會計から簡易生命保険及び郵便年金特別會計に移し替える。

第五十二條(貸付金及び弁済金の受拂)(第一項) 簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の交付のため簡易保険局の

請求があるときは、口座所管廳において、簡易保険局の指定する加入者の口座に貸付金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受入れた金額は、通信大臣の定めるところにより、これを簡易生命保険及び郵便年金特別會計から通信事業特別會計に移し替える。

同條(第二項) 簡易保険局を加入者とする口座に簡易生命保険法又は郵便年金法の規定による貸付金の弁済のための拂込があつた場合において、簡易保険局の請求があるときは、口座所管廳において、当該口座の貯金から弁済金の額に相当する金額を拂い出す。この場合には、その拂い出した金額は、通信大臣の定めるところにより、これを通信事業特別會計から簡易生命保険及び郵便年金特別會計に移し替える。

第五十三條(恩給及び年金の給與金の受入) 恩給若しくは年金の受給者に対する恩給金庫の貸付金の弁済のため又は受給者の恩給金庫への預金の預入のため恩給金庫の請求があるときは、通信官署において当該受給者の恩給又は年金の給與金を拂い渡すべきときに、口座所管廳において、恩給金庫を加入者とする口座に給與金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、通信大臣の定めるところにより、これを一般會計から通信事業特別會計に移し替える。

◎電気通信事業特別会計法

(昭和二十四年五月二十八日公布法律第百十号) (大藏・通信) (昭和三十四年六月一日施行) (大臣署名)

電氣通信事業特別会計法

目次

- 第一章 総則(第一條―第六條)
- 第二章 資本及び資産(第七條―第十五條)
- 第三章 資金(第十六條―第二十條)
- 第四章 予算(第二十一條―第二十九條)
- 第五章 収入及び支出(第三十條―第三十三條)
- 第六章 決算(第三十四條―第三十八條)
- 第七章 雜則(第三十九條―第四十條)

第一章 総則

(設置)

第一條 電氣通信事業を企業的に經營し、その健全な發達に資するため、特別會計を設置し、一般會計と分つて經理する。

(電氣通信事業の範圍)

第二條 この法律において「電氣通信事業」とは、有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信

電氣通信事業特別会計法

又は受信によつて、意思及び事実を伝え、又は受ける一切の手段を提供する事業及びその附帶業務をいう。

(管理)

第三條 この會計は、電氣通信大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(計理の区分)

第四條 この會計においては、電氣通信事業の資産及び資本の増減異動並びに利益又は欠損を明らかにするため、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理するものとする。

- 2 貸借対照表勘定は、資産勘定及び資本勘定に、損益勘定は、收益勘定及び損失勘定に区分する。
- 3 前二項に規定する勘定の外、計算の過程を明らかにするため、中間勘定として建設勘定、工作勘定その他必要な勘定を設けることができる。

(計理の方法)

第五條 この會計の計理は、現金の收納又は支拂の事実にかかわらず、財産の増減及び異動の事実に基づいて行う。

- 2 前項の財産の増減及び異動の事実が、いずれの會計年度に発生したものと計理するかについての基準は、政令で定める。

(原價計算)

第六條 この會計においては、電氣通信大臣の定めるところにより、電氣通信事業に關し必要な原價計算を行うものとする。

第二章 資本及び資産

(資本及びその整理区分)

第七條 この会計においては、この会計に所属する資産の價額に相当する金額をもつて資本とする。

2 前項に規定する資本は、自己資本、減償償却引当金及び借入資本の三種に分ち、自己資本は、固有資本、他の会計からの繰入資本及び積立金に、借入資本は、公債、借入金及びその他の負債に区分する。

3 固有資本は、通信事業特別会計からこの会計に引き継いだ固有資本の額に相当する金額とする。

4 他の会計からの繰入資本は、他の会計からこの会計の固定資産の増加に要する経費の財源に充てるため繰り入れた額に相当する金額とする。

5 積立金は、第三十五條第一項の規定による積立金の金額とする。

6 減償償却引当金は、この会計に属する資産の減償償却額の異積額(第十一條第二項の規定により繰り戻した金額があるときは、その金額を控除した額)に相当する金額とする。

7 借入資本は、この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券、未拂金、前受金、保管金その他これらに準ずる負債の額に相当する金額とする。

(資産及びその整理区分)

第八條 この会計の資産は、固定資産、作業資産及び流動資産に区分する。

2 前項の規定により價額を改定し、又は削除する資産が償却資産であるときは、電気通信大臣の定めるところにより、当該資産に対する減償償却額を減償償却引当金から繰り戻すものとする。

(作業資産の價額)

第十二條 作業資産の價額は、購入價額又は製作若しくは生産に要した費額による。

2 前項の規定により價額を定め難い場合又は特殊の事由に因り前項の規定により價額を定めることが不適当である場合には、見積價額による。

(作業資産の價額等の振替)

第十三條 作業資産を事業の用に供したときは、その價額を作業資産から削除し、これを使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

2 作業資産の取扱に要する諸費は、電気通信大臣の定めるところにより、前項の経費の支出額に割り掛けるものとする。

3 第十五條の規定により資産外物品を修理したときは、その修理に要した費用は、電気通信大臣の定めるところにより、当該物品を使用する事業の経費の支出として計理するものとする。

(作業資産の價額の改定及び削除)

第十四條 作業資産がき損し、変質し、若しくは滅失したとき、又は規格の変更によりこれに適合しなくなつたときは、そのき損、変質若しくは滅失の割合又は規格に適合しなくなつた割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

2 固定資産は、土地、建物、工作物、船舶、電信電話線路、電信電話機械、無線電信電話設備及び未完成工事並びに電気通信大臣の指定する機械、器具及び特許権その他これに準ずる権利とする。

3 作業資産は、貯藏品及び未成品とする。

4 流動資産は、現金、預金、未收金、前拂金その他これらに準ずるものとする。

(固定資産の價額)

第九條 固定資産の價額は、その取得のために要した電気通信大臣の定める直接費及び間接費の合計額による。但し、無償で取得した固定資産の價額は、見積價額による。

(減償償却及び補充取替)

第十條 固定資産のうち、電気通信大臣の定める償却資産については、その定めるところにより、毎会計年度、減償償却を行い、電気通信大臣の定める取替資産については、その定めるところにより、補充取替を行うものとする。

2 前項の規定による減償償却の基準については、電気通信大臣が大藏大臣に協議して定める。

(固定資産の價額の改定及び削除)

第十一條 固定資産が滅失したとき、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、電気通信大臣の定めるところにより、その滅失、譲渡、撤去又は廃棄の割合に應じて、その價額を改定し、又は削除しなければならない。

(作業資産の保有等)

第十五條 この会計においては、予算の定めるところにより、この会計に属する現金をもつて、事業上必要な作業資産を保有し、又は資産外物品を修理することができる。

第三章 資金

(公債及び借入金)

第十六條 この会計において事業設備費及び貯藏品保有量の増加に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができる。

2 この会計において業務の運営に要する経費の財源に不足があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

3 前二項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

(一時借入金及び融通証券)

第十七條 この会計において支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、当該年度内に償還しなければならない。但し、歳入減少のため償還することができないときは、その償還することができない金額を限り、一時

借入金又は融通証券の借換をすることができる。
 4 前項但書の規定により借換をした一時借入金又は融通証券は、その借換をしたときから一年内に償還しなければならない。
 (國債整理基金特別会計への繰入)

第十八條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金、融通証券の償還金及び利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、年度内に償還する一時借入金及び融通証券の償還金を除いて、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。但し、第十六條第二項の規定による借入金の借入又は前條第三項但書の規定による一時借入金若しくは融通証券の借換を必要とする場合には、公債及び借入金の償還金に限り、これを繰り入れないことができる。

(公債、借入金等の借入、償還等の事務)

第十九條 この会計の負担に属する公債、借入金、一時借入金及び融通証券の起債、借入、償還等に関する事務は、大藏大臣が行う。

(余裕金の運用)

第二十條 この会計に余裕金があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。

第四章 予算

(歳入歳出予算計算書等の作製及び送付)

第二十一條 電氣通信大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予

定計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書及び國庫債務負担行為要求書には、左の書類を添付しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
- 四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに毎会計年度にわたる事業に伴うものについては、その全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調書
- 五 第十七條の規定による一時借入金に関する調書

(歳入歳出予算の区分)

第二十二條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第二十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第二十一條第二項に規定する書類を添付しなければならない。

(歳入歳出予算の配賦)

第二十四條 この会計において執行する歳入歳出予算の配賦については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第二項の

規定にかかわらず、歳出予算の節の区分を要しない。

(経費の流用)

第二十五條 電氣通信大臣は、この会計の事業計画書に計上された経費の金額のうちで政令で定めるものについては、大藏大臣の承認を経なければ、流用することができない。

2 前項の規定により流用した経費の金額については、事業計画実績書において、これを明らかにするとともに、その理由を記載しなければならない。

(予備費の使用)

第二十六條 この会計においては、予備費のうち業務の運営に要する経費に充てるものについては、財政法第三十五條第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、電氣通信大臣がその使用を決定することができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により予備費の使用を決定したときは、その理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、大藏大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

3 第一項の規定により予備費の使用を決定したときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(支拂計画の作製)

第二十七條 この会計の支拂計画は、左の二種に分けて作製する。

- 一 小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発するもの。

二 第三十二條の規定により出納官吏をして支拂わせるもの。

2 前項第二号に規定する支拂計画は、日本銀行に通知することを要しない。

(歳出予算の繰越)

第二十八條 この会計においては、電氣通信大臣は、財政法第二十五條の規定により繰越については、國會の承認を経た経費の金額の繰越については、同法第四十三條第一項の規定にかかわらず、同法第三十四條第一項の規定に基いて大藏大臣の承認を経た支出負担行為計画の金額の範囲内において、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により繰越をしたときは、その歳出科目、金額及び事由を大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(公債及び借入金の借入余力の繰越)

第二十九條 この会計においては、公債の発行又は借入金の借入について國會の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入をしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、歳出予算の繰越額及び前年度から持ち越した未拂金の金額の範囲内で、翌年度において、公債を発行し、又は借入金をするることができる。

第五章 収入及び支出

(分任支出官の設置)

第三十條 電氣通信大臣は、必要があると認めるときは、支出官の事務を分掌させるため、分任支出官を置くことができる。

2 電氣通信大臣は、前項の規定により分任支出官を置いたときは、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

(支拂元)

第三十一條 この会計における毎会計年度の歳出金及び前年度から持ち越した未拂金の支拂額は、前年度からの現金の持越額のうち歳出の財源に充てることができる金額及び当該年度の歳入の収納済額の合計額を超過してはならない。

(支拂命令)

第三十二條 この会計の支出官は、歳出金を支出するため、小切手を振り出し、又は國庫金振替書を発する外、電氣通信大臣の指定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、支拂命令を発することができる。

2 支出官は、第二十七條第一項第二号に規定する支拂計画の範囲内で、第三十條第一項に規定する分任支出官に金額の限度を示して、前項に規定する出納官吏に対し、政令の定めるところにより、歳出金の支拂命令を発せしめることができる。

(現金支拂)

第三十三條 前條第一項に規定する出納官吏は、同條の規定による

支拂命令を受けた場合には、政令の定めるところにより、その保管に係る現金をもつて、この会計の歳出金を支拂うことができる。

2 前項の規定により毎月支拂われた金額が、その月初における出納官吏の保管に係る歳入金額及びその月中に出納官吏の受け入れた歳入金額の合計額を超過したときは、電氣通信大臣は、政令の定めるところにより、翌翌月末までに、その超過額に相当する金額を出納官吏に交付しなければならない。

第六章 決算

(財務諸表の作製)

第三十四條 電氣通信大臣は、毎会計年度、損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價額増減表及び資本増減表を作製しなければならない。

(利益及び欠損の処理)

第三十五條 この会計においては、毎会計年度における決算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れ、欠損を生じたときは、積立金を減額して整理するものとする。

2 前項の場合において、決算上生じた欠損額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、欠損の繰越として整理することができる。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第三十六條 電氣通信大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書を

(四) 不用額

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第三十八條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、第三十六條第二項に規定する書類を添附しなければならない。

第七章 雜則

(郵政事業特別会計への繰入)

第三十九條 この会計は、電氣通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十五号)第六條第一項の規定による郵政省への委託業務の取扱に要する経費、この会計の歳入金を受入に要する経費及び電氣通信大臣と郵政大臣との協定により、電氣通信省が共用し、又は利用する郵政省の施設の設備、維持及び運営に要する経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、郵政事業特別会計に繰り入れることができる。

(実施規定)

第四十條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

作製し、大藏大臣に送付しなければならない。
2 前項の歳入歳出決定計算書には、左の書類を添附しなければならない。
一 事業計画実績書
二 当該年度の損益計算書、貸借対照表、財産目録、資産價額増減表及び資本増減表
三 債務に関する計算書
(歳入歳出決算の形式)

第三十七條

この会計の歳入歳出決算は、歳入歳出予算と同一の区分により作成し、且つ、左の事項を明らかにしなければならない。

い。

一 歳入

- (一) 歳入予算額
- (二) 徴收決定済額(徴收決定のない歳入については、収納後に徴收済として整理した額)
- (三) 不納欠損額
- 二 歳出
- (一) 歳出予算額
- (二) 前年度繰越額
- (三) 予備費使用額
- (四) 流用等増減額
- (五) 支出決定済歳出額
- (六) 翌年度繰越額

参 照

○財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）

- 第二十五條
 - 第三十一條第一項第二項
 - 第三十四條第一項
 - 第三十五條第二項第三項
 - 第四十三條第一項
- （本書法律第一〇九号参照に掲載）

○電気通信省設置法（昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十五号）

（事務の委託）

第六條 電気通信省は、その所掌事務のうち現業に属する事務の一部を郵便局に行わせることが経済的であると認めるときは、これを郵政省に委託することができる。この場合において電気通信省は、委託した事務の範囲において、郵便局を直接指揮監督する。

◎專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律

昭和二十四年四月十九日公布
法律第二十八号
昭和二十四年四月十九日施行
（大藏運輸通信大臣署名）

專賣局特別会計等の昭和二十四年度の予算の特例に関する法律

第一條 政府は、專賣局特別会計及び國有鉄道事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該会計の予算に、それぞれ日本專賣公社及び日本國有鉄道が設立された場合に日本專賣公社及び日本國有鉄道の予算となすべきものをも含めて作成し、國会に提出することができる。

2 前項の規定に基いて成立した專賣局特別会計及び國有鉄道事業特別会計の予算並びに当該会計の昭和二十三年年度の予算で翌年度に繰り越して使用することができるものうち日本專賣公社及び日本國有鉄道の設立の日の前日までに執行されなかつたものは、それぞれ日本專賣公社及び日本國有鉄道の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

第二條 政府は、通信事業特別会計の昭和二十四年度の予算については、当該会計の予算に当該会計が郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計に分離された場合に郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計の予算となすべきものをも含めて作成し、國会に提出することができる。

2 前項の規定に基いて成立した通信事業特別会計の予算及び当該会計の昭和二十三年年度の予算で翌年度に繰り越して使用することができるものうち郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計設置の日の前日までに執行されなかつた郵政勘定及び電気通信勘定の予算は、それぞれ郵政事業特別会計及び電気通信事業特別会計

計の執行すべき昭和二十四年度の予算となるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十四年度分の專賣局特別会計、國有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計予算から適用する。

◎造幣局据置運轉資本の増加等に関する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律第三十八号
昭和二十四年三月三十一日施行
（大藏大臣署名）

造幣局据置運轉資本の増加等に関する法律

第一條 従来の造幣局据置運轉資本に二千万円を増加する。

2 前項の資本の増加に充てるため、昭和二十三年度において一千万円、昭和二十四年度において一千万円を造幣局資金から繰り入れることができる。

第二條 造幣局特別会計法（大正四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第九條ノ二の次に次の一條を加える。

第九條ノ三 本会計ニ於テ支拂義務ノ發生シタル歳出金ニシテ当該年度内ニ支出済ト爲ラザリシモノニ係ル歳出予算ハ之ヲ翌年度ニ繰越使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル繰越ニ付テハ、財政法第四十三條ノ規定ハ之ヲ造幣局据置運轉資本の増加等に関する法律

参 照

○財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）

第三十一條（第一項） 予算が成立したときは、内閣は、國会の議決したところに従い、各省各廳の長に対し、その執行の責に任ずべき歳入歳出予算及び國庫債務負担行為を配賦する。

第四十二條 毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができる。但し、歳出予算のうち、第二十五條の規定により繰越について國会の承認を得た経費の金額及び年度内に契約等をなし避け難い事故のため年度内に支出を終らなかつた経費の金額は、これを翌年度に繰越して使用することができる。

第四十三條 各省各廳の長は、前條の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律、専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律

五二二

額を明らかにして、大蔵大臣の承認を経なければならぬ。
前項の承認があつたときは、当該経費については、第三十一條第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

◎大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律

昭和二十四年四月二十五日公布
法律第三十一号
昭和二十四年四月二十五日施行
(大蔵大)
(巨署名)

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律

1 政府は、大蔵省預金部特別会計及び食糧管理特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足を補てんするため、昭和二十四年度において、一般会計から、大蔵省預金部特別会計及び食糧管理特別会計並びに農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰入金をすることができる。但し、その金額は、大蔵省預金部特別会計については、三十七億五千六百六十五万四千円、食糧管理特別会計については、二十八億九千八百四十八万三千円、農業共済再保険特別会計の農業勘定については、八億五千六十八万八千

円をもつて限度とする。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、食糧管理特別会計への繰入金を除く外、後日大蔵省預金部特別会計及び農業共済再保険特別会計の農業勘定から、それぞれその繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

◎専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律

昭和二十四年五月十四日公布
法律第六十四号
昭和二十四年五月十四日施行
(大蔵・商工)
(大巨署名)

専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律

第一條 専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計(以下「各会計」という。)において、毎会計年度の決算上利益を生じたときは、専賣局及び印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三十六号)第十一條並びにアルコール専賣事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十九号)第十二條、附則第五條及び第六條の規定にかかわらず、当該利益のうち、第一号に規定する金額

は、当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付し、第二号に規定する金額は、各会計の固有資本の増加に充てるものとする。

一 当該年度の決算上の利益の額から第二号に規定する金額を控除した金額

二 当該年度末における固定資産及び作業資産の價額(当該年度において発行した公債又は借り入れた借入金による歳入金で固定資産の取得に充てた部分に相当する價額を除く。)から前年度末における当該資産の價額を控除した金額

第二條 前條の規定により各会計の決算上の利益を一般会計へ納付する場合において、各会計の当該年度における歳入の収納済額から歳出の支出済額を控除した金額が、納付すべき利益の額に達しないとき、又はその金額の一部を各会計の運轉資金の増加に充てる必要があるときは、各会計の所管大臣と大蔵大臣とが協議して当該年度の一般会計へ納付すべき金額を決定し、当該金額を納付するものとする。

2 前條の規定により一般会計へ納付すべき利益のうち、前項の規定により当該年度に納付しなかつた金額は、翌年度以降において、各会計の所管大臣と大蔵大臣とが協議して定めるところにより、一般会計へ納付しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第二項から第五項までの規定は、昭和二十三年度分の利益について適用する。

2 政府は、専賣局及び印刷局特別会計法第十一條の規定にかかわらず、専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律

ならず、専賣局特別会計において昭和二十三年度の決算上生じた利益のうち、同会計の昭和二十三年度末における固定資産の價額が固有資本の金額及び減價償却引当金の合計額を超過する價額に相当する金額を限り、同会計の固有資本の増加に充てることのできる。

3 前項の場合においては、当該年度の決算上の利益の額から、固有資本の増加に充てた金額を控除した金額を同年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

4 政府は、アルコール専賣事業特別会計法第十二條の規定にかかわらず、アルコール専賣事業特別会計において昭和二十三年度の決算上生じた利益のうち、二億六千三百二十万円を限り、同会計の固有資本の増加に充てることのできる。

5 前項の場合においては、当該年度の決算上の利益の額から、固有資本の増加に充てた金額を控除した金額を同年度の一般会計の歳入に納付するものとする。

6 政府は、印刷局特別会計において、昭和二十四年度に限り、第一條及び第二條の規定にかかわらず、同年度の決算上の利益を同会計の固有資本の増加に充てることのできる。

参照

○専賣局及び印刷局特別会計法

昭和二十二年三月三十一日
法律第三十六号

第十一條 各会計において、決算上利益を生じたときは、これを

五二三

印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律 開拓者
資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

五二四

当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付しなければならぬ。

○アルコール専賣事業特別会計法

(昭和二十二年三月三十一日)
法律第三十九号

第十二條 この会計において、決算上利益を生じたときは、これを当該利益を生じた年度の一般会計の歳入に納付しなければならない。

附則

第五條 この会計において、決算上生じた利益金の一般会計への納付については、この法律施行後三箇年を限り、第十二條本文の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、その翌年度までに納付することができる。

第六條 この会計において、資本を増加する必要があるときは、当分の間、予算の定めるところにより、この会計の決算上生じた利益を以て、これに充てることのできる。

○印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

(昭和二十四年四月二十五日公布)
法律第三十二号
昭和二十四年四月二十五日施行

(大藏大臣署名)

印刷局特別会計の固有資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律
政府は、印刷局特別会計における固有資本の増加に充てるため、昭和二十四年度において、一般会計から、八億円を限り、この会計に繰り入れることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

(昭和二十四年四月二十五日公布)
法律第三十三号
昭和二十四年四月二十五日施行

(大藏大臣署名)

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律

1 政府は、開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)第一條の規定により貸し付ける貸付金の財源に充てるため、昭和二十四年度において、一般会計から、十五億千四百九万四千円を限り、開拓者資金融通特別会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日開拓者資金融通特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

ならない。

附則

この法律は公布の日から施行する。

参照

○開拓者資金融通法 (昭和二十二年一月十八日)
法律第六号

第一條 政府は、開拓地において耕作の業務を営む者その他命令で定める耕作の業務を営む者(以下開拓者という。)又はその組織する法人に対し、毎年予算の範囲内において、左の資金を貸し付けることができる。

- 一 農具、肥料、家畜その他開拓者の営む耕作の業務に必要な資材又は施設を取得し、又は設置するのに必要な資金
- 二 開拓者の住宅を取得し、又は建設するのに必要な資金
- 三 開拓者の共同の利用に供する施設(前二号に掲げるものを除く。)を取得し、又は設置するのに必要な資金

○揮発油税法

(昭和二十四年四月三十日公布)
法律第四十四号
昭和二十四年五月十日施行

(大藏大臣署名)

揮発油税法

(課税物件)

第一條 揮発油には、この法律により揮発油税を課する。

揮発油税法

(定義)

第二條 この法律において「揮発油」とは、攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

2 この法律において「保稅地域」とは、関稅法(明治三十二年法律第六十一号)に定める保稅地域をいう。

(課税標準)

第三條 揮発油税の課税標準は、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油の数量から、消費者に販賣するまでに貯藏及び輸送により減少すべき揮発油の数量に相当する数量で政令で定める数量を控除した数量に対して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。

2 前項の小賣業者販賣價格に關し必要な事項は、政令で定める。

(税率)

第四條 揮発油税の税率は、前條第一項に規定する金額の百分の百とする。

(徴收)

第五條 揮発油税は、製造場又は保稅地域から揮発油を引き取り、引取人から徴集する。但し、政令の定めるところにより揮発油税額に相当する担保を提供したときは、三月以内その徴收を猶予することができる。

2 前項但書の規定により担保を提供した者が、期限までに税金を納付しなかつたときは、担保物たる金銭をもつて直ちに税金に充て、又は金銭以外の担保物を公賣して税金及び公賣の費用に充て、なお不足額があるときは、これを追徴し、残額があるとき

は、これを還付する。

(引取の申告及び査定)

第六條 製造場又は保稅地域から揮発油を引き取ろうとする者は、引取の日時、場所及び数量を政府に申告しなければならない。

2 前項の申告があつたときは、政府は、引取の数量を査定する。(未納税引取)

第七條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、他の製造場又は藏置場に移入する目的をもつて、製造場又は保稅地域から引き取る揮発油については、前二條の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、引取先を製造場とみなし、引取先の營業者を製造者とみなす。

3 第一項に規定する揮発油で政府の指定した期間内に引取先に移入されたことの証明がないものについては、引取人から直ちにその揮発油税を徴収する。但し、災害その他やむを得ない事由により亡失したもので、政令の定めるところにより政府の承認を受けたるものについては、その揮発油税を免除する。

(輸出品の免税)

第八條 政令の定めるところにより政府の承認を受けて、輸出する目的をもつて、製造場から引き取る揮発油については、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。

2 前條第三項の規定は、前項の揮発油で政府の指定した期間内に輸出されたことの証明がないものについて準用する。

徴收しない。

(未納税品の引取及び引渡の禁止)

第十三條 第五條第二項但書、第七條第一項、第八條第一項又は第十一條第一項に該当する場合を除く外、揮発油税を納付する前に、製造場又は保稅地域から揮発油を引き取り、又は引き渡してはならない。

(未納税品の消費禁止)

第十四條 製造場又は保稅地域においては、揮発油税を納付しなれば、揮発油を消費してはならない。

2 前項の揮発油税の納付については、揮発油の消費をもつて、製造場又は保稅地域からの揮発油の引取とみなす。

(揮発油とみなす場合)

第十五條 第五條第一項但書の場合を除き、揮発油税を納付する前に揮発油に炭化水素油以外の物を混和したときは、第二條第一項の規定にかかわらず、その混和により生じた物を揮発油とみなす。

(製造者及び引取人の記帳義務)

第十六條 揮発油の製造者又は揮発油を製造場若しくは保稅地域から引き取つた者(第十二條に規定する揮発油を引き取つた者を除く)は、政令の定めるところにより、揮発油の製造、貯藏、販賣又は購入に関する事実を帳簿に記載しなければならない。

(收税官吏の質問検査権)

第十七條 收税官吏は、揮発油の製造者又は揮発油を製造場若しく

(輸出品の処分禁止)

第九條 前條第一項に規定する揮発油は、この法律の施行地において、消費し、又は消費する目的をもつて譲渡してはならない。但し、政令の定めるところにより政府の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項但書の規定により承認を受けた揮発油については、引取人から直ちにその揮発油税を徴収する。

(担保の提供)

第十條 政府は、第七條第一項又は第八條第一項に規定する揮発油について必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、引取人とその揮発油税額に相当する担保を提供させることができる。

2 第五條第二項の規定は、前項の担保について準用する。

(燈油の免税)

第十一條 攝氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する燈油で、政令の定めるところにより政府の承認を受けて製造場又は保稅地域から引き取られるものについては、揮発油税を免除する。この場合においては、第六條の規定は、適用しない。

2 前項に規定する燈油の規格については、政令で定める。(戻移入品の不課税)

第十二條 揮発油税を課せられた揮発油を製造場に戻入し、又は移入した場合において、その数量について政府の承認を受けたときは、その揮発油を製造場から引き取つた場合にも更に揮発油税を

は保稅地域から引き取つた者(以下本條において引取人という)に対して質問し、又はこれらの者につき左に掲げる物件を検査することができる。

一 製造者又は引取人の所持する揮発油

二 揮発油の製造、貯藏、販賣又は購入に関する一切の帳簿書類

三 揮発油の製造、貯藏又は販賣上必要な建築物、機械、器具、容器、原料その他の物件

(罰則)

第十八條 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項の規定に違反して揮発油を消費し、又は譲渡した者

二 第十三條の規定に違反して揮発油を引き取り、又は引き渡した者

三 第十四條第一項の規定に違反して揮発油を消費した者

四 詐偽その他不正の行爲により揮発油税を免れた者

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額の十倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該揮発油税に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3 第一項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

4 第一項の場合においては、直ちにその税金を徴収する。この場

揮発油税法

合における揮発油税の課税標準は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該犯罪に係る揮発油の数量に対して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。

第十九條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

- 一 第十六條に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又は帳簿を隠匿した者
- 二 第十七條の規定による收税官吏の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十條 第十八條第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第十八條第二項又は第十九條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

参照

- 2 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所で、揮発油の製造者又は販賣業者が一人一キロリットル以上の揮発油を所持する場合においては、その者が、この法律施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなして、揮発油税を課する。この場合において、その税額が二万円以下のときは、昭和二十四年六月三十日限り、二万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分してその月末日限り、徴收する。
 - 税額二万円をこえるとき 昭和二十四年六月及び七月
 - 税額五万円をこえるとき 同年六月から八月まで
 - 税額十万円をこえるとき 同年六月から九月まで
- 3 前項に規定する揮発油税の課税標準は、第三條第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量に対して小賣業者販賣價格を乗じて得た金額とする。
- 4 第二項に規定する揮発油の所持者は、その数量及び貯藏の場所を、この法律施行の日以後一月以内に、政府に申告しなければならない。
- 5 砂糖消費税、織物消費税等の徴收に関する法律（明治四十四年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。
 - 第二條及び第三條中「織物消費税法、」の下に「揮発油税法、」を加える。

○砂糖消費税、織物消費税等ノ徴收ニ関スル法律

法律（明治四十四年三月二十九日）
法律第四十五號

第二條 關稅法第三十九條ノ規定ニ依リ運送ハ酒稅法、砂糖消費稅法、織物消費稅法、骨牌稅法又ハ物品稅法ノ引取ト看做サス但シ其ノ運送ニ付必要アリト認ムルトキハ税金ニ相当スル擔保ヲ提供セシムルコトヲ得

第三條 酒稅法、砂糖消費稅法、織物消費稅法、骨牌稅法又ハ物品稅法ニ依リ税金ヲ徴收スル場合ノ外酒類、砂糖、精密、糖水、織物、揮發油、骨牌又ハ物品稅法第一條ニ掲クル物品ニ付關稅ヲ徴收スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ關稅納付義務者ヨリ其ノ税金ヲ徴收ス

○刑法

（明治四十四年四月二十四日）
法律第四十五號

第三十八條（第三項） 法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第三十九條（第二項） 心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

第四十條 啞啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

第四十一條 十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第四十八條（第二項） 二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處斷ス

第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

○昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

昭和二十四年三月三十一日公布
法律第四十三号
昭和二十四年三月三十一日施行
（大藏大臣署名）

- 1 昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律
 - 2 昭和二十四年に限り、所得税法第二十一條第六項中「三月三十日」を「五月三十一日」と読み替へるものとする。
 - 3 昭和二十四年に限り、所得税法第三十條第一項に規定する第一期の納期に、同年六月一日から同月三十日限りとする。
- 附則
この法律は、公布の日から施行する。

参 照

昭和二十四年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律

五三〇

○所得税法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十七号）

第一條（第一項） この法律の施行地に住所を有し又は一年以上居所を有する個人は、この法律により、所得税を納める義務がある。

同條（第二項） 前項の規定に該当しない個人は、左に掲げる場合においては、この法律により、所得税を納める義務がある。

- 一 この法律の施行地にある資産又は事業の所得を有するとき
- 二 この法律の施行地において、公債、社債若しくは預金（貯金その他これに準ずるものを含む。以下同じ。）の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受けるとき

三 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受けるとき

- 四 この法律の施行地において、俸給、給料、賃金、歳費、費用弁償（月額又は年額を以て支給するものに限る。以下同じ。）年金（郵便年金を除く。以下同じ。）恩給、賞與若しくは退職給與又はこれらの性質を有する給與の支拂を受けるとき

同法（第三項） 法人は、左に掲げる場合においては、この法律により、所得税を納める義務がある。

- 一 この法律の施行地において、公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益の支拂を受けるとき

（退職所得については、収入金額の十分の五に相当する金額）の合計金額が八万円以下で、且つ、その他の所得の金額が三千万に満たないと見積られるときは、四月予定申告書は、これを提出することを要しない。

同條（第三項） 四月予定申告書に記載すべき所得金額及び所得税額の見積額並びに扶養親族の数は、毎年四月一日の現況による。

同條（第四項） 同居親族のその年中における所得金額の見積額は、これを合算し、その総額について第一項又は第二項の規定を適用する。

同條（第五項） 同居親族のうちに申告義務者が二人以上ある場合においては、各申告義務者について、第一項に規定する事項を区分して記載し、連署で四月予定申告書を提出しなければならない。但し、他の同居親族の氏名を附記して、各別にこれを提出することを妨げない。

同條（第六項） 前二項の規定の適用については、同居親族であるかないかは、毎年四月一日（その年一月一日以後三月三十一日以前に死亡した者とその他の者との間の関係においては、死亡当時）の現況による。

第三十條（第一項） 四月予定申告書を提出した者は、その予定納税額の四分の一に相当する税額の所得税を、左の四期において、政府に納付しなければならない。

第一期 その年四月一日から同月三十日限

臨時宅地賃貸価格修正法

二 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受けるとき

第二十一條（第一項） 第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、毎年四月一日においてその年中における所得金額が一万五千円を超えると見積られるときは、毎年四月一日から同月三十日まで、命令の定めるところにより、左に掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を、政府に提出しなければならない。（この申告書を四月予定申告書という。）

- 一 その年分の所得金額及び当該所得金額につき第十二條乃至第十四條の規定により計算した所得税額（所得金額が二十一万円以下と見積られる者については、第十五條の規定による所得税額）の見積額
- 二 その年分の第三十七條第一項、第三十八條第一項、第四十條又は第四十二條の規定により徴収される所得税額及び当該税額の計算の基礎となる所得金額の見積額
- 三 第一号に規定する所得税額の見積額から前号に規定する徴収税額の見積額を控除した金額

四 扶養親族の数

同條（第二項） 前項の場合において、その年中における給與所得の収入金額が二十四万円（二以上の支拂者から給與所得の支拂を受ける場合は第四項の規定により同居親族についてその給與所得を合算する場合においては、八万円）以下又は退職所得を有する場合においては、給與所得及び退職所得の収入金額

- 第二期 その年七月一日から同月三十一日限
- 第三期 その年十月一日から同月三十一日限
- 第四期 翌年一月一日から同月三十一日限

○臨時宅地賃貸価格修正法

昭和二十四年五月十九日公布
法律第八十五号
昭和二十四年五月十九日施行
（内閣総理大臣蔵大臣署名）

臨時宅地賃貸価格修正法

（目的）

第一條 この法律は、宅地につき地租の課税標準たる賃貸価格が経済事情の変動等に因り著しく不均衡となつてゐる状況にかんがみ、租税負担の適正を図るため、土地の賃貸価格の一般改定と切り離して、臨時に宅地の賃貸価格を修正することとし、その実施の時期、基準、方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

（修正の実施及びその時期）

第二條 政府は、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の規定にかかわらず、土地台帳に登録された宅地の賃貸価格（以下「台帳賃貸価格」という。）で昭和二十四年四月一日現在の土地の状況に照らし著しく不均衡であるものにつき、この法律の定めるところにより、昭和二十四年十月一日において臨時に台帳賃貸価格の修正を行う。

臨時宅地貸賃価格修正法

2 前項の宅地は、昭和二十四年四月一日において土地台帳に宅地として登録された土地とする。

(基準地区及び基準地区調査会)

第三條 政府は、前條第一項の規定により台帳貸賃価格の修正を行う場合の基準とするため、政令の定めるところにより、台帳貸賃価格の修正を要しないと認められる市区町村の全部又は一部の区域のうちから、基準地区を定める。

2 前項の基準地区の選定その他基準地区に関する事項を諮問するため、大藏省に基準地区調査会を置く。

3 基準地区調査会は、会長及び十五人以内の委員をもつて組織し、委員は、地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから、大藏大臣が命ずる。

4 会長は、大藏次官をもつて充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

7 前五項に規定するものの外、基準地区調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(修正賃賃価格の算出方法)

第四條 第二條第一項の規定により修正する台帳貸賃価格(以下「修正賃賃価格」という。)は、昭和二十四年四月一日現在において、現行の台帳貸賃価格の定められた時以後における経済事情の変動等による影響が類似するものと認められる区域を一区域とし、そ

の区域内において標準となるべき宅地(以下「標準地」という。)を選定し、当該標準地の台帳貸賃価格に対する基準地区内の当該標準地と状況類似する宅地の台帳貸賃価格の割合を求め、その割合を当該区域内の宅地の台帳貸賃価格に乗じて得た価額によつて定める。

2 前項の場合において、基準地区内に当該標準地と状況類似する宅地がないときは、修正賃賃価格は、左の各号に定める割合を同項の区域内の宅地の台帳貸賃価格に乗じて得た価額によつて定める。

一 基準地区内の当該標準地と比較的状況類似する宅地の台帳貸賃価格に比準して当該標準地の修正賃賃価格を定め、当該修正賃賃価格の従前の台帳貸賃価格に対する割合

二 前号の規定によることを困難とする場合には、基準地区以外の区域内の当該標準地と状況類似する宅地で修正賃賃価格を定めることができたものの修正賃賃価格に比準して当該標準地の修正賃賃価格を定め、当該修正賃賃価格の従前の台帳貸賃価格に対する割合

三 前二号の規定によることを困難とする場合には、基準地区以外の区域内の当該標準地と比較的状況類似する宅地で修正賃賃価格を定めることができたものの修正賃賃価格に比準して当該標準地の修正賃賃価格を定め、当該修正賃賃価格の従前の台帳貸賃価格に対する割合

3 前二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が耕地整理年を有する宅地(特別法人

税法の一部を改正する等の法律(昭和二十二年法律第二十九号)附則第十四條第一項の規定により耕地整理年を有するものとみなされた宅地を含む。以下同じ。)であるときは、当該宅地の台帳貸賃価格(当該宅地が第四項の規定に該当するものであるときは、同項の規定により台帳貸賃価格とみなされた賃額)を耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第十三條ノ三第二項又は昭和六年法律第二十九号(耕地整理法の一部を改正する法律)附則第八條の比率で除して得た賃額をもつて、当該宅地の台帳貸賃価格とみなす。

4 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が特別法人税法の一部を改正する等の法律附則第十四條第三項に規定する配当金(以下「配当金」という。)を有するものであるときは、当該宅地の台帳貸賃価格に配当金を加えたもの(当該宅地に台帳貸賃価格がない場合には、政令で定める賃額)をもつて、当該宅地の台帳貸賃価格とみなす。

5 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が耕地整理施行中のものであるときは、当該宅地につき政令の定めるところにより土地台帳法第十七條の規定に準じて定める賃額をもつて、当該宅地の台帳貸賃価格とみなす。

6 第一項又は第二項に規定する割合を計算する場合においては、標準地又は標準地と対比される宅地が土地区画整理を施行した宅地で昭和十三年一月一日から昭和二十四年四月一日までの間に

臨時宅地貸賃価格修正法

いて賃賃価格の配賦のあつたものであるときは、当該宅地につき政令の定めるところにより土地台帳法第十七條の規定に準じて定める賃額をもつて、当該宅地の台帳貸賃価格とみなす。

第五條 前條第一項又は第二項に規定する一定の割合をもつて一率に修正賃賃価格を算出することを不適当とする区域内の宅地については、まず、これらの項に規定する一定の割合を当該区域内の標準地の台帳貸賃価格に乗じてその修正賃賃価格を算出し、これに比準して当該区域内の各筆の宅地の修正賃賃価格を定める。

2 前項の標準地が前條第三項から第六項までの規定に該当する宅地である場合には、これらの項の規定により台帳貸賃価格とみなされた賃額をもつて、当該標準地の台帳貸賃価格とみなして前項の規定を適用する。

3 第一項の規定により修正賃賃価格を定める場合において、耕地整理年を有する宅地があるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められるべき賃額に耕地整理法第十三條ノ三第二項又は昭和六年法律第二十九号附則第八條の比率を乗じて得た賃額をもつて、当該宅地の修正賃賃価格とする。

4 第一項の規定により修正賃賃価格を定める場合において、配当金を有する宅地があるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により定められるべき賃額から第十五條第二項の規定により修正された配当金に相当する賃額を控除して得た賃額をもつて、当該宅地の修正賃賃価格とする。

第六條 政府が第七條第一項の規定により第四條第一項の区域又は

前條第一項の区域を定める場合において耕地整理施行中の宅地があるときは、当該宅地については、昭和二十四年四月一日の状況によらず当該耕地整理の工事着手当時の状況を基準とし、第四條第一項又は前條第一項の区域を定めなければならない。

2 第四條の規定により修正賃賃價格を定める場合において標準地若しくは標準地と対比される宅地が耕地整理施行中のものであるとき、又は前條の規定により修正賃賃價格を定める場合において耕地整理施行中の宅地があるときは、当該宅地については、昭和二十四年四月一日の状況によらず当該耕地整理の工事着手当時の状況を基準として、第四條第一項又は第二項に規定する一定の割合又は前條に規定する修正賃賃價格を定めなければならない。

第七條 地方宅地賃賃價格調査会及び宅地賃賃價格調査会

第四條の規定により修正賃賃價格を定める場合における同條第一項に規定する区域、当該区域内における標準地と対比される宅地及び同條第一項及び第二項に規定する一定の割合並びに第五條の規定により修正賃賃價格を定める場合における同條第一項に規定する区域、当該区域内における標準地、標準地と対比される宅地及び標準地の修正賃賃價格については、政府が、地方宅地賃賃價格調査会に諮問して定める。

2 第五條の規定により定められる標準地以外の宅地の修正賃賃價格については、政府が、宅地賃賃價格調査会に諮問して定める。

3 地方宅地賃賃價格調査会は、基準地区の数に應じそれぞれの担当区域を定めて、各財政局に置き、宅地賃賃價格調査会は、第五

條第一項に規定する区域を管轄する税務署に置く。

4 地方宅地賃賃價格調査会は、会長及び七人以上の委員をもつて組織し、委員は、当該調査会の担当区域内にある地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから、財務局長が命ずる。

5 宅地賃賃價格調査会は、会長及び五人以内の委員をもつて組織し、委員は、当該調査会の置かれる税務署の管轄区域内にある地方公共団体の職員及び学識経験のある者のうちから、税務署長が命ずる。

6 地方宅地賃賃價格調査会の会長は、財務局長をもつて充て、宅地賃賃價格調査会の会長は、税務署長をもつて充てる。

7 会長は、会務を総理する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代理する。

9 前各項に規定するものの外、地方宅地賃賃價格調査会及び宅地賃賃價格調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府縣知事の意見)

第八條 都道府縣知事は、政令の定めるところにより、当該都道府縣内の宅地の台帳賃賃價格の修正に關し、政府に対し必要な意見を述べることができる。

(修正賃賃價格の縦覧)

第九條 政府は、第二條第一項の規定により修正賃賃價格を定めるときは、当該修正賃賃價格を市区町村長に通知しなければならない。

2 市区町村長は、前項の通知を受けたときは、これを二十日間関係者の縦覧に供しなければならない。

3 前項の縦覧期間は、あらかじめ公示しなければならない。

(審査の請求)

第十條 自己の所有する宅地につき第四條から第六條までの規定により定められた修正賃賃價格につき異議のある者は、政令の定めるところにより、前條第二項の縦覧期間満了の日から一月以内に、不服の事由を具し、政府に審査の請求をすることができる。

2 質権又は百年より長い存続期間の定がある地上権の目的たる宅地については、当該質権者又は地上権者からも、前項の審査の請求をすることができる。

(審査の決定)

第十一條 政府は、前條の請求があつたときは、これを決定し、当該請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定による決定をした場合において、当該請求に係る修正賃賃價格が第四條の規定により定められたものであつても、当該決定は、第四條第一項に規定する区域内における他の宅地の修正賃賃價格に影響を及ぼさないものとする。

(訴願又は出訴)

第十二條 前條第一項の決定に対し不服のある者は、訴願し、又は行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第二條の規定にかかわらず、裁判所に出訴することができる。

(検査及び質問)

臨時宅地賃賃價格修正法

第十三條 当該職員は、台帳賃賃價格の修正に關する調査をする場合において、必要があるときは、宅地の検査をし、又は宅地の所有者、質権者その他の利害関係人に対し質問をすることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(異動地の台帳賃賃價格の修正)

第十四條 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に土地の異動により新たに宅地となり、賃賃價格を設定され、又は修正されたものについては、政府は、第二條第一項の規定により定められた修正賃賃價格に比準して、当該宅地の台帳賃賃價格を修正しなければならない。

2 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に分筆又は合筆をした宅地については、政府は、分筆又は合筆前の宅地につき第二條第一項の規定により定められた修正賃賃價格を、土地台帳法第三十條の規定に準じ、配分し、又は合算しなければならない。

3 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に耕地整理法第十三條第二項の規定により賃賃價格を配賦された耕地整理施行地区内の宅地については、政府は、第二條第一項の規定により定められた修正賃賃價格に比準して定められる價額に同法第十三條ノ三第二項に規定する比率を乗じて得た價額により、当該宅地

の台帳賃貸價格を修正しなければならない。

- 4 昭和二十四年四月二日から同年九月三十日までの間に耕地整理法第十五條ノ三の規定により同法第十五條第一項に規定する賃貸價格を土地台帳に登録された宅地については、政府は、耕地整理の工事着手当時に於ける当該宅地の状況を基準とし、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸價格に比準して、当該宅地の台帳賃貸價格を修正しなければならない。

(配当金の修正)

- 第十五條 第四條の規定により修正賃貸價格が定められた場合において、配当金を有する宅地があるときは、政府は、当該配当金に第四條第一項又は第二項に規定する一定の割合を乗じて得た價額により、当該配当金を修正しなければならない。

- 2 第五條の規定により修正賃貸價格が定められた場合において、配当金を有する宅地があるときは、政府は、当該配当金に当該宅地の台帳賃貸價格に対する修正賃貸價格の割合(当該宅地に台帳賃貸價格がない場合には、政令で定める割合)を乗じて得た價額により、当該配当金を修正しなければならない。

(耕地整理地の設定賃貸價格等の修正)

- 第十六條 昭和二十四年十月一日現在において、耕地整理法第十四條ノ二第一項の規定に該当する宅地につき同項の規定により設定された賃貸價格がある場合には、政府は、耕地整理の工事完了当時に於ける当該宅地の状況を基準とし、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸價格に比準して、当該賃貸價格を修正する。

二條第一項の規定にかかわらず、昭和二十五年三月三十一日まで、修正前の賃貸價格をもつて、土地台帳法による賃貸價格とする。

参照

○特別法人税法の一部を改正する等の法律

(昭和二十二年三月三十一日法律第二十九号)

附則

- 第十四條(第一項) 第二十三條の規定施行の際現に従前の耕地整理法による耕地整理減租年期、耕地整理開拓免租年期又は耕地整理立免租年期を有する土地は、その残年間に限り(その残年間に昭和四十四年までに満了しないものについては、同年までは)、改正後の同法による耕地整理年期を有するものとみなす。

- 同條(第三項) 第二十三條の規定施行の際現に従前の耕地整理法第十六條の規定により配当金を有する土地があるときは、その賃貸價格については、同條の年期の残年間の満了するまで、(その残年間に昭和四十四年までに満了しない場合において、同年までは)、その期間中に当該土地の異動に因り賃貸價格を修正することとなつた場合を除くの外、なお従前の同法の例による。

臨時宅地賃貸價格修正法

なければならない。

- 2 昭和二十四年十月一日現在において、耕地整理法第十五條第一項の規定に該当する宅地につき同項の規定により修正又は設定された賃貸價格(同法第十五條ノ三の規定により土地台帳に登録されたものを除く。)がある場合には、政府は、耕地整理の工事着手当時に於ける当該宅地の状況を基準とし、第二條第一項の規定により定められた修正賃貸價格に比準して、当該賃貸價格を修正しなければならない。

- 3 前二項の規定に該当する宅地がある場合には、当該宅地の耕地整理施行者は、政令の定めるところにより、前二項の規定により修正されるべき賃貸價格その他必要な事項を政府に申告しなければならない。

(罰則)

- 第十七條 第十三條第二項の規定による宅地の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

- 第十八條 台帳賃貸價格の修正に関する調査若しくは審査の事務に従事し、又は基準地区調査会、地方宅地賃貸價格調査会若しくは宅地賃貸價格調査会の議事に参加した者が、その調査、審査又は議事に関し知り得た秘密を漏らしたときは、五万円以下の罰金に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)及び自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)の規定の適用については、第

○耕地整理法(明治四十二年四月十三日法律第三十三号)

- 第十三條(第一項) 耕地整理ヲ施行シタル土地ニ付テハ稅務署長ハ一筆毎ニ地番ヲ附シ其ノ地目、地積及賃貸價格ヲ定ム但シ公有水面埋立法ニ依リ埋立ヲ爲シ同法第二十四條若ハ第五十條ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シ土地臺帳法第三條第一項ノ規定ニ依リ第一種地ト爲リタルモノニ付テハ賃貸價格ヲ除ク
- 同條(第二項) 前項ノ賃貸價格ハ稅務署長ハ整理施行者ノ申請ニ依リ其ノ耕地整理ノ施行ニ依リ前項但書ニ規定スル土地ト爲リタルモノヲ除クノ外整理施行地區内ノ土地ノ現賃貸價格ノ合計額ヲ每筆相當ニ配賦シテ之ヲ定ム
- 第十三條ノ三(第二項) 土地臺帳法第十一條ノ規定ニ依リ一般ニ賃貸價格ヲ改訂スル場合ニ於テハ耕地整理年期地ノ賃貸價格ハ其ノ改訂ニ依リ定メタルヘキ賃貸價格ニ相當スル額ニ第三項ノ規定ニ依リ定メタル假賃貸價格ノ合計額ヲ以テ第十三條第二項ノ現賃貸價格ノ合計額ヲ除シテ得タル比率ヲ乘シタル額ニ之ヲ改訂ス

- 同條(第三項) 第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃貸價格ノ配賦ヲ爲シタル土地ニ付テハ稅務署長ハ整理施行者ノ申請ニ依リ土地臺帳法第十七條ノ規定ニ準シ假賃貸價格ヲ定ム
- 第十四條ノ二(第一項) 土地臺帳法第三條第二項ノ規定ニ依リ第一種地ノ整理施行地區ニ編入シ同條第一項ノ規定ニ依リ第一種地ト爲シタルトキハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ交付シタル土